

あったか笑顔のまちづくりプラン

～地域共生社会の実現に向けて～

第4次地域福祉活動計画

令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度)

基本理念

つながり 気づき 支え合う
みんなが主役の地域を目指して



令和4年(2022年)3月

社会福祉法人東広島市社会福祉協議会



はじめに

東広島市社会福祉協議会では、地域福祉を推進する中核団体としての役割を果たすため、地域の絆を深めるしくみづくりや地域生活課題の解決に向けた取り組みを住民・各種団体・行政と協働、連携して積極的に推進しています。

近年においては、人口減少、少子高齢化、単身世帯の増加、価値観やライフスタイルの変化による地域住民の関係性の希薄化、家族機能の低下などが社会問題となっており、福祉の相談現場においても社会的な孤立や貧困、複合的な課題を抱える世帯、8050問題、ヤングケアラーなど既存の制度やサービスでは解決することが難しいケースが増加しております。そのような中、令和元年(2019年)から世界的に流行している新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活のあらゆる場面に大きな影響を与えることとなりました。

こうした状況において、東広島市社協として感染防止や健康管理に十分に対策を講じながら、いかに「地域のつながりを絶やさない取り組みをすすめるか」を地域の皆さんと一緒に考え、取り組んでまいりました。このことは、制度による福祉だけではなく住民同士の見守りや支え合いが、かけがいのないものであることを改めて確認することとなりました。

このたび東広島市社協では、第4次地域福祉活動計画(2022年度~2026年度)を策定しました。

今回の計画策定にあたっては、市内48小学校区、計49回の「地域懇談会」を開催し、地域住民の皆様から多くの意見をいただき「5年後の目指すべき地域」について住民の皆様と共に地域福祉を推進する計画となるよう進めてまいりました。

また、住民自治協議会、地区社協、民生委員児童委員、サロン世話人、医療福祉専門職、当事者団体等に参画いただき、それぞれの立場から幅広い視点で計画について意見をいただき策定委員会を設置しました。地域懇談会、策定委員会において真剣な議論をいただき「目指すべき地域」を「かたち」にするため、これまで以上に「住民主体」を重視して作成しております。

皆様には、この計画を手にとっていただき、地域共生社会の実現と目指すべきご自身の地域づくりを東広島市社協と協働して進めていただければと思います。

結びに、この計画策定にあたり参画いただきました策定委員会委員をはじめ、地域懇談会に出席いただきました皆様、そして地域活動等を通じて貴重な意見をいただきました皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和4年(2022年)3月

社会福祉法人東広島市社会福祉協議会
会長 松尾 祐介

目 次

はじめに

第1章 第4次地域福祉活動計画の策定にあたって 1

【1】地域福祉活動計画の趣旨	2
【2】地域福祉活動計画の位置づけと計画の期間	3
【3】東広島市の現状	5
【4】地域福祉施策をめぐる国等の動き	7
【5】地域福祉活動計画策定の体制	8

第2章 地域の現状と分析 9

【1】第3次地域福祉活動計画の評価	10
【2】地域アセスメントから見えてきたもの	11
【3】地域懇談会から見えてきたもの	13

第3章 地域福祉活動計画 15

【1】基本理念	16
【2】地域福祉活動計画で目指すもの	17
【3】第4次地域福祉活動計画の体系図	20
【4】推進目標	22
推進目標1 自治会域における住民主体のふくしのつながりづくりの推進	22
推進目標2 小学校区域における多様な人や組織のネットワークづくりの推進	26
推進目標3 あらゆる世代が社会参加を通して役割や生きがいを持って暮らせる地域づくりの推進	30
推進目標4 地域を基盤にした総合相談支援の充実	36
推進目標5 地域共生社会の実現に向けた社協の基盤強化	41
【5】進捗管理・推進体制	46

10圏域48小学校区の声（地域懇談会より） 47

■西条北圏域	52
■西条南圏域	54
■八本松圏域	56
■志和圏域	58
■高屋圏域	60
■黒瀬圏域	62
■福富圏域	64
■豊栄圏域	66
■河内圏域	68
■安芸津圏域	70

策定委員の皆さんより 72

■策定委員等からのメッセージ	74
----------------	----

資料編 78

■計画策定過程	79
■地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	80
■地域福祉活動計画策定委員等名簿	82
■関係法令	84
■用語解説	89



第1章

第4次地域福祉活動計画の策定にあたって



【1】地域福祉活動計画の趣旨

【計画の趣旨】

「地域福祉活動計画」は、市の「地域福祉計画」と連携して、高齢になっても障がいがあっても、子どもから高齢者まで、誰もがいつまでも安心して暮らし続けることができるまちであるために、一人ひとり、また地域全体でどのような取り組みが必要かを協議し、住民参加、官民協働で推進していくための計画です。

【地域福祉の推進の法的な位置づけ】

令和2年(2020年)6月に改正され、令和3年(2021年)4月から施行された社会福祉法では、第4条第1項に地域福祉の推進について以下の条文が追加されました。

＜参考＞地域福祉の推進（社会福祉法 抜粋）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

ここでは、地域福祉を推進する際の目指すべき社会像（理念）が新たに明記されています。本計画においても、この条文にある「地域共生社会の実現」に向けて、計画に基づく取り組みを推進します。

【誰ひとり取り残さない「地域共生社会の実現」に向けて】

SDGs(持続可能な開発目標)は、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択され、令和12年(2030年)までに達成すべき国際目標です。

「誰ひとり取り残さない」を基本理念とし、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17の目標が掲げられています。

孤立や排除をなくし、誰もが自分らしく社会と関わりながら暮らし続けることができる「福祉のまちづくり」と、SDGsが目指すものは合致します。誰ひとり取り残さない地域共生社会の実現は、地域住民や社会福祉活動などを行う主体同士がパートナーシップをもつことで達成すると考えます。



【2】地域福祉活動計画の位置づけと計画の期間

【計画の位置づけ】

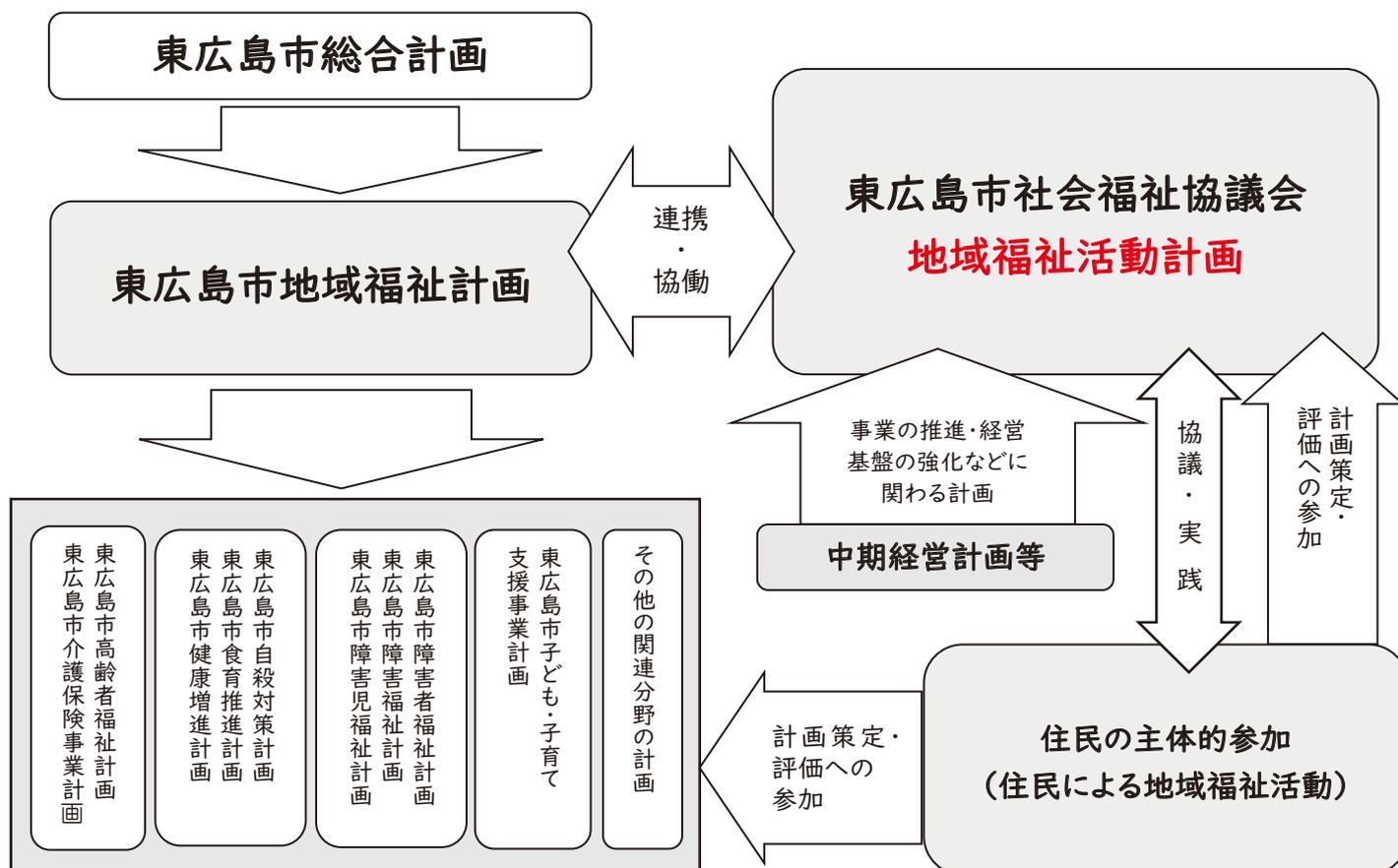
「地域福祉活動計画」は、本会が地域福祉を推進する民間社会福祉関係者の中核的な役割を担う組織として住民、当事者、事業所、医療機関、企業などに広く呼びかけ、民間の立場から地域福祉を具体的にどのように進めていくかを示した行動計画です。

この計画を住民の多様なニーズに対応した質の高い事業を展開するものと位置づけ、組織づくりや安定的な経営基盤の強化にも力を入れ、令和2年度（2020年度）に策定した「第3次中期経営計画」と連携します。

市では、第3次東広島市地域福祉計画を令和2年度（2020年度）に策定されています。地域福祉計画は、第5次東広島市総合計画が示す基本構想を上位計画とし、高齢者福祉計画、介護保険事業計画等、福祉の各分野別計画の基盤となる計画です。

地域福祉計画では、基本理念や目標が明確化されており、市におけるこれからの地域福祉の方向性、それに向けた行政としての役割が示されています。

<参考>関連計画との関係図



【計画の期間】

令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)まで(5か年)

市の計画である「第3次地域福祉計画」は、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5か年とされています。令和6年度(2024年度)が第4次地域福祉計画の策定時期となっておりますので、本会の令和4年度(2022年度)から令和6年度(2024年度)の3か年の取り組みから見えた成果と課題について共有し、官民協働した取り組みを推進します。

年度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
第4次地域福祉 活動計画 (社協)			→				
第3次地域福祉 計画(市)	→						

<参考>官民協働(車の両輪)のイメージ



『地域福祉計画』と『地域福祉活動計画』は、車の両輪の関係にあり、相互に施策を共有し、連携・協働を図りながら共に地域福祉を推進していきます。

【3】東広島市の現状

(1) 基本情報(令和3年(2021年)3月31日現在)

- ① 総人口 188,969人(男性94,762人 女性 94,207人)
総人口に占める外国人市民の割合:4.03%(7,618人)
- ② 世帯数 87,716世帯
- ③ 高齢化率 24.4%

【総人口と高齢化率の推移】

東広島市は、これまで一貫して人口増加が続いてきました。しかし、わが国全体で進む少子高齢社会の進展に伴い、その増加は緩やかなものとなりつつあります。また、生産年齢人口の減少及び老年人口の増加に伴い、就労人口の減少や経済規模の縮小、医療・介護・福祉などの社会保障関連費用の増大に伴う現役世代の負担増加など、人口減少によってもたらされる様々な課題がさらに顕在化すると予想されています。

住民基本台帳を基にした人口推計によると、令和7年(2025年)の総人口は、194,700人となると見込まれています。団塊の世代が後期高齢者となる令和7年(2025年)には、高齢者人口が47,000人、高齢化率は25.2%に達し、その後も令和22年(2040年)にかけて高齢化がより一層進むことが見込まれています。

(2) 地域特性

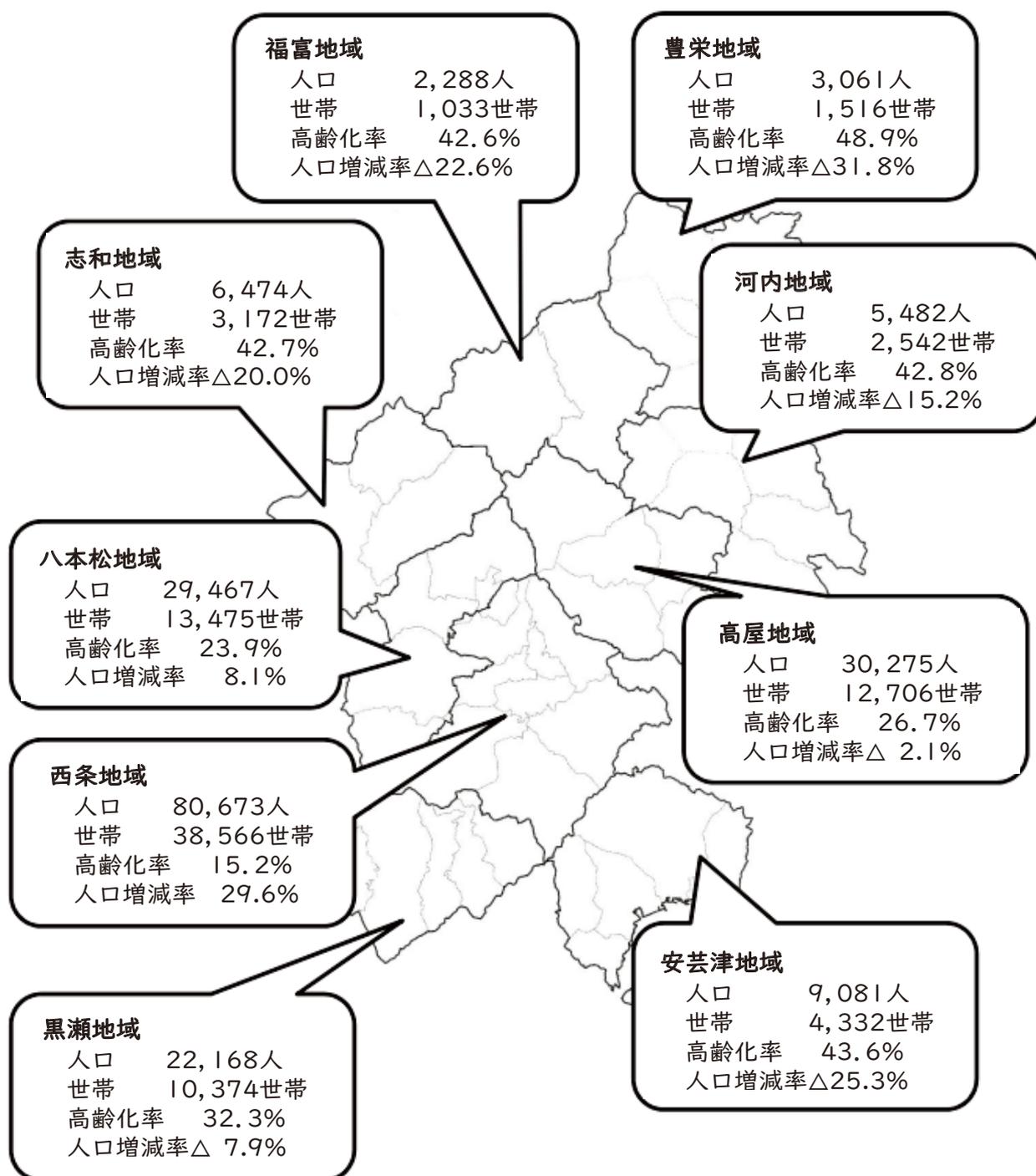
東広島市は、広島県の中心に位置し、JR山陽本線や呉線、山陽自動車道、東広島・呉道路、国道2号、山陽新幹線などの主要な交通基盤に加え、広島空港にも近接する利便性の良い立地環境を生かした産業や研究機関等の拠点が集積しています。さらに、市内には4つの大学(広島大学、近畿大学工学部、広島国際大学、エリザベト音楽大学)が立地し、多くの学生が学びを深めるとともにボランティア活動等の地域活動にも積極的に取り組んでいます。また、JICA(独立行政法人国際協力機構)が立地し、研究者や留学生、技能実習生など外国人も多く居住していることも大きな特性です。

このような特性は、市中心地域の人口増加につながり、市全体は人口の増加が続いていますが、一方で周辺地域は少子高齢化が進行し、地域におけるコミュニティの維持をはじめ、買い物、医療、交通など基礎的な生活機能の維持が必要になっており、中心地域の都市化と周辺地域の過疎高齢化という二極化現象が生じています。

まちづくりにおいては、小学校区単位(旧小学校区単位含む。)の住民自治協議会(48団体)が組織化され、行政と市民が協働してまちづくりを行う「市民協働のまちづくり」を推進しています。また、分野別にも、防災・防犯をはじめ、教育・福祉・環境問題など幅広いテーマにおいて、NPOや各種の協議会等が設立され、活発な活動が展開されています。

(3) 地域別の状況

◆地域別の人口と世帯数の状況



【資料】東広島市地区別人口・世帯数及び異動者数・東広島市年齢別人口表
(令和3年3月31日現在)

※人口増減率は令和2年国勢調査の人口÷平成17年国勢調査の人口で算出しています

【4】地域福祉施策をめぐる国等の動き

(1) 社会福祉法及び関係法令の一部改正

平成28年(2016年)6月「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「地域共生社会の実現」が国の施策として盛り込まれ、支え手と受け手が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる「我が事・丸ごとの地域共生社会づくり」がすすめられることとなりました。

そして、平成30年(2018年)4月に施行された社会福祉法106条の3第1項1～3号において、地域共生社会の実現における政策理念を実現するための包括的な支援体制の整備に向けた具体的方策が示されました。また、令和3年(2021年)4月に施行された社会福祉法106条の4では、包括的な支援体制の整備を自治体が一体的に取り組むための具体的事業(重層的支援体制整備事業)が示されました。

(2) 全国社会福祉協議会の動き

全社協においては、平成29年(2017年)5月、「社協・生活支援活動強化方針(第2次アクションプラン)」を策定し、地域共生社会の実現に向けて各社協で今後強化すべき取り組みについて、「あらゆる生活課題への対応」、「地域のつながりの再構築」を強化方針の柱とし、実現に向けて強化すべき行動として「アウトリーチの徹底」、「相談・支援体制の強化」、「地域づくりのための活動基盤整備」、「行政とのパートナーシップ」が示されました。

また、令和2年(2020年)2月、私たち社会福祉協議会をはじめ、社会福祉法人、福祉施設、民生委員児童委員等の社会福祉組織・関係者が、令和22年(2040年)に向けて主体的に取り組むべき方向性を示す羅針盤として「全社協・福祉ビジョン2020～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして～」を策定されました。

(3) 東広島市の動き

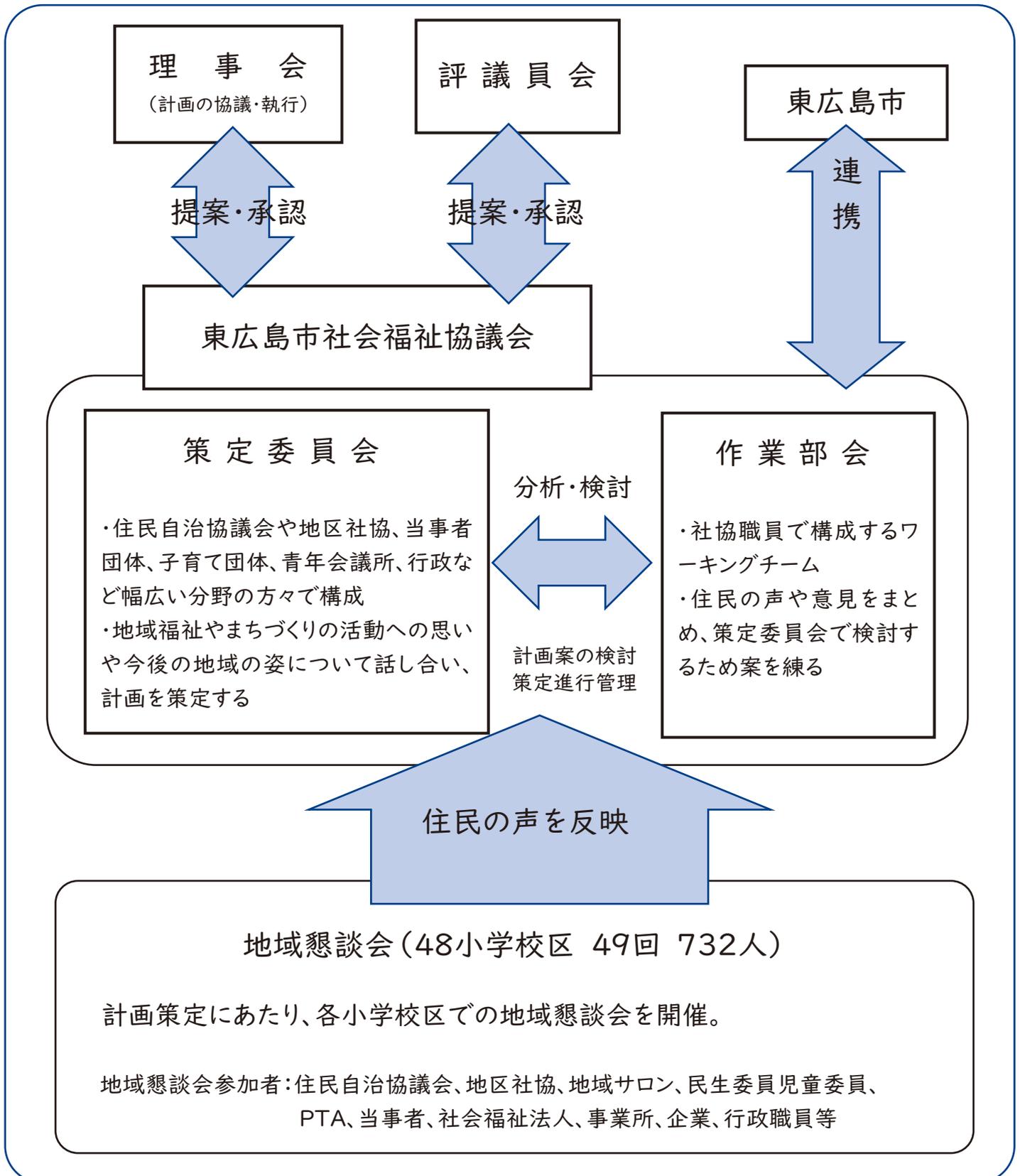
東広島市においては、令和2年(2020年)3月、福祉分野の各個別計画の基盤となる計画として、地域共生社会の実現を目指すための方策を示した「第3次東広島市地域福祉計画」を策定されました。

第3次東広島市地域福祉計画においては、目指す地域福祉の理念を「みんなで考え、助け合い、誰もが人生を輝かせることができるまち」としています。この基本理念の実現に向けて、「地域の人づくり」、「地域のつながりづくり」、「地域福祉活動を支える環境づくり」、「必要とする人が必要な支援を受けられる仕組みづくり」の4つの基本目標を掲げ、住民、住民自治協議会、社会福祉協議会、関係団体等の多様な主体と行政が問題意識を共有しながら連携し、お互いに助け合い支え合うことで、日常の課題を解決する力(=“地域の福祉力”)が高まることが期待されています。

また、誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指し、地域における人と人とのつながりの大切さを再確認し、お互いを支え合うことができる地域を、多分野の協働によって持続発展させるための理念を市民と共有することを目的に、令和3年(2021年)3月に、「東広島市地域共生社会の形成を図るための施策の推進に関する条例」(通称:ぐるマル条例)が制定されました。

【5】地域福祉活動計画策定の体制

次の体制で計画策定を行いました。





第2章 地域の現状と分析



【1】第3次地域福祉活動計画の評価

第3次地域福祉活動計画（平成29年度～令和3年度）では、「我が事・丸ごと地域共生社会の実現を目指して」を基本理念とし、地域住民、関係団体、行政等との連携・協働の下、5つの基本目標を柱とした事業展開を行ってきました。

特に、日常生活圏域では、地域包括ケアシステムの推進を目的とした協議体の設置や地域課題の把握、福祉・医療関係に留まらない幅広いネットワークの構築、地域特性を生かした新たな活動づくりに重点を置いて取り組みました。中でも、生活支援コーディネーターは、新型コロナウイルス感染症の拡大により困難となった地域での繋がりや地域福祉活動の維持、あらゆる世代での孤立問題などに積極的に取り組んできました。

また、平成30年7月豪雨災害では、本会の多様なネットワークとボランティアセンター機能を活かした災害ボランティアセンターの設置・運営や、早期生活再建に向けた被災者に寄り添う支援を行い、その経験は、以後の災害支援にも生かすことができました。

生活困窮者支援では、市からの委託を受けて、生活支援センターを運営し、生活全般に関わる相談や家計支援、就労支援、子どもの学習支援等の継続した個別支援を行いながら、個別の課題を地域支援へつなげる連携支援体制づくりにも努めました。

【第3次地域福祉活動計画における基本目標】

- ① 場づくり（社会的課題解決に向けた重層的な協議の場の構築）
- ② 活動づくり（住民活動拠点発の生活支援の推進）
- ③ 人づくり（次世代の人財育成及び住民福祉教育の推進）
- ④ つながりづくり（医療・介護・地域の連携、体制づくりの推進）
- ⑤ 安心づくり（権利擁護の推進と包括的相談支援ネットワークの構築）

介護保険等の事業においては、利用者や利用者家族に対し安心・安全かつ安定した支援を行うことを目的に、災害や感染症等の非常時の支援体制の構築にも努めましたが、次期計画ではBCP（業務継続計画）の策定、急速に進む高齢化に対応する事業所運営基盤の強化に取り組む必要があります。

さらに、法人全体では、補助・委託事業などを含めた本会が実施する全事業の着実かつ効果的な実施を図るため、働き方改革への対応やPDCAサイクルの手法の定着、ICTの活用等にも着手しました。

その一方で、豪雨災害や新型コロナウイルス感染症への対応により、予定していた事業等の実施を見送らざるを得ない状況もありました。

こうした社会情勢や社会福祉法の改正を踏まえ、第4次地域福祉活動計画の策定においては、コロナ禍での地域福祉活動の在り方や住民相互のつながりの維持を基本に、これまで各日常生活圏域で取り組んできた高齢者中心の「地域包括ケア体制」の構築を基盤に、その対象を障がい者や子ども、地域の複合課題にも広げた「包括的な支援体制」の構築を目指していきます。

包括的な支援体制の構築に向けて住民や各種関係団体、行政等と共に考え、連携・協働した事業の実践に取り組み、さらに強化していきます。

【2】地域アセスメントから見えてきたもの

令和2年度には、地域課題の見える化と、地域福祉活動計画の取り組み方針を検討することを目的に日常生活圏域（10圏域）ごとに地域アセスメントを実施しました。

■アセスメントシートによる地域状況・課題の見える化

包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを進めるためには、生活支援コーディネーターが把握する地域資源や課題、組織・活動・協議の場について、全ての日常生活圏域を同じ基準で現状把握する必要がありました。

そのために、まず、共通のアセスメントシートを作成し、自治会域・小学校区域・日常生活圏域（町域）の3つのエリアに、どのような組織・団体、活動、話し合いの場があるか、また、活動状況や課題、本会の関わり・見立てを記入することで、自治会域から町域まで地域の状況・課題を重層的に「見える化」しました。



地域アセスメントの実施により見えてきた3つのエリア（自治会域・小学校区域・日常生活圏域）の主な共通課題は、次のとおり。

【自治会域】

- 自治会域は、小地域福祉活動の基盤であるサロンでの気づきから、配食活動や送迎などの助け合い活動等の広がりが見られることも多いが、同時に代表者の高齢化や担い手不足の課題も進行しており、活動を長く維持・継続していくことが難しい。
- 自治会域には、自治会役員、サロン、民生委員、見守りサポーター等、見守り活動を推進する人の活動等を通じて発見された課題（気づき）を共有し、みんなで話し合う場づくりを支援する必要がある。
- 活動に参加したくても出来ない人や自治会組織の無い地域に暮らす人、外国人や高齢等の理由により自治会に加入していないために孤立する人等に対する支援方法も検討する必要がある。
- 生活支援コーディネーターは、サロンや通いの場等のない自治会へは、訪問するきっかけがないためアプローチが出来ていない。

【小学校区】

- 地区社協や住民自治協議会福祉部は、住民主体の「地域福祉推進基礎組織」として重要な組織だが、本会としての支援の在り方が明確になっていないため、地域の生活課題を協議する場としての機能が弱い。
- 自治会等の小地域では解決できない課題を、地区社協または住民自治協議会福祉部等と共有する仕組みや解決に向けた協議を行う場を構築していくことが必要。

【日常生活圏域(町域)】

- 生活支援コーディネーターが主導する2層協議体が協議の場として機能していないため、日常生活圏域における課題を深め、新たな活動を生み出す場になっていない。(自治会域や小学校区域の組織、活動支援を踏まえたニーズ把握、アセスメントが不十分なため、課題がボトムアップで上がらないことが要因。)
- 専門職のネットワークを構築し、地域課題に対して住民と専門職とが共に協議する場づくりが必要。

■日常生活圏域ごとのヒアリングによる地域状況・課題の共有

10の圏域ごとにまとめられたアセスメントシートをもとに、圏域を担当する生活支援コーディネーターと各支所長、関係職員に加え、市の関係課職員等が集まるヒアリングを行い、職員間で確認・共有を進めました。

確認作業では特に、組織・活動・話し合いの場が各圏域で、どの程度つながりの中で機能し、住民の生活課題を漏れなく受け止められているかという視点で進めました。

【ヒアリングで挙げた職員の気づき】

- 地域の活動基盤づくりに向けて、地区社協や住民自治協議会福祉部など、住民活動の中核となる組織への支援強化が必要
- 地域には、ひきこもり、生活困窮などの課題が潜在しており、民生委員児童委員や地域活動者の気づきを受け止め、困りごとを発見しやすい地域づくりが必要
- 高齢者だけでなく分野を横断した取り組みへの働きかけが必要 など

ヒアリングにより、担当する地域を俯瞰的に見つめ、新たな気づきや取り組みの到達点、今後の方向性を確認することができました。



圏域ヒアリングの様子(高屋)



圏域ヒアリングの様子(黒瀬)

【3】地域懇談会から見えてきたもの

地域アセスメントと圏域ヒアリングで把握した地域の現状と課題は、本会の視点で取りまとめたものです。地域福祉活動計画は、本会与住民の皆様とが一体となって福祉のまちづくりを推進するための活動計画であるため、次に、住民の視点での地域の現状把握を行うことを目的に、48小学校区（自治協単位）計49回の地域懇談会を開催しました。

【地域懇談会の開催】

計画策定にあたり、各小学校区での地域懇談会を次のとおり開催し「5年後の目指すべき地域」について共有しました。

懇談会参加者は、各日常生活圏域の特性を生かした構成にしました。

日常生活圏域	参加者数	開催数
西条北	101人	6回
西条南	103人	6回
八本松	85人	5回
志和	47人	3回
高屋	82人	5回
黒瀬	83人	6回
福富	41人	3回
豊栄	72人	6回
河内	47人	3回
安芸津	71人	6回
合計	732人	49回

<地域懇談会参加者の属性>

住民自治協議会（福祉部）、地区社協、地域サロン、民生委員児童委員、PTA、当事者、行政職員、社会福祉法人、事業所、企業 など

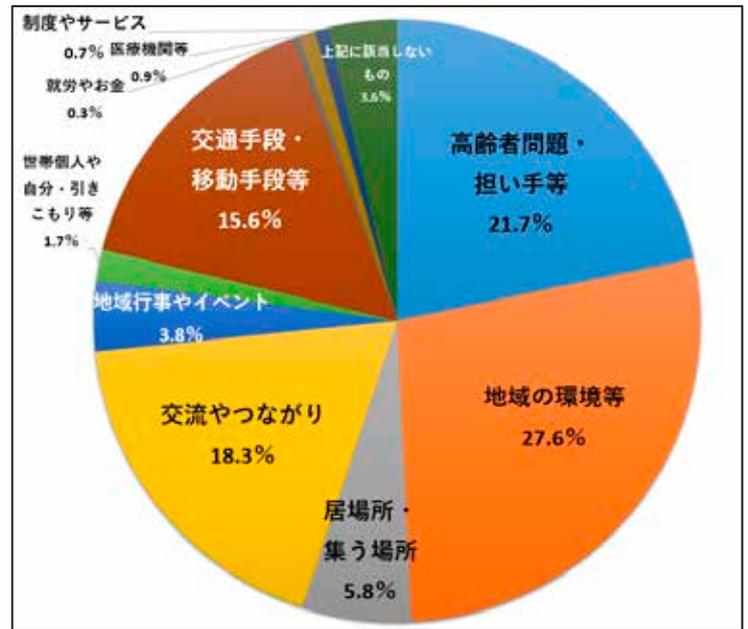
【地域懇談会の流れ】

約2時間の中で、地域の良いところ（強み）、気になること（課題）、5年後のビジョン、地域にできること、自分たちが取り組めること等についてグループワーク形式で話し合い、各小学校区域における地域の現状の共有を行いました。

【地域懇談会で出た課題】

各圏域のまとめは、「10圏域48小学校区の声」に記載していますが、全域の課題を集約すると、次のような結果となりました。

1. 地域の環境等・・・27.6%
2. 高齢者問題・担い手等・・・21.7%
3. 交流やつながり・・・18.3%
4. 交通手段・移動手段・・・15.6%
5. 居場所・集う場所・・・5.8%
6. 地域行事やイベント・・・3.8%
7. 世帯個人や自分・引きこもり等・・・1.7%
8. 医療機関等・・・0.9%
9. 制度やサービス・・・0.7%
10. 就労やお金・・・0.3%



課題として最も意見が多かった「地域の環境等」には、子どもの通学路の問題や公園の整備、耕作放棄地・空き家の増加、買い物する商店が無い等の周辺環境等に対する問題が含まれます。次に多かった、「高齢者問題・担い手等」は、地域住民の高齢化に伴う諸問題や次代の担い手不足に伴う地域活動の衰退等の課題です。

3番目の「交流やつながり」は、特にコロナ禍ということもあり、住民相互のつながりの維持・継続についての不安が地域課題として表出したものに加え、自治会未加入世帯や外国人居住者との交流問題、中心部では特に、近隣住民相互のつながりの無さ等に対する問題意識も多く挙がり、『あらゆる世代の孤立の問題』として浮上しています。

この2番目・3番目と関連した課題が、6番目の「地域行事やイベント」です。高齢化や担い手不足による維持・継続の困難さに加え、コロナ禍での地域活動の停止や自粛が、地域での多世代交流やつながりを阻害している現状が伺えました。

4番目の「交通手段・移動手段」の問題は、免許返納後の移動手段確保の意見が大半を占め、地域公共交通の柔軟な運用を求める声もありました。

5番目の「居場所・集う場所」は、ハードとしての場所が無いという意見もありましたが、居場所の必要性を地域課題として捉えた意見もありました。

この他、少数意見ではありますが、引きこもり等の世帯に対する課題や、困窮世帯に対する就労等についての問題意識を持っておられることも分かりました。



第3章 地域福祉活動計画



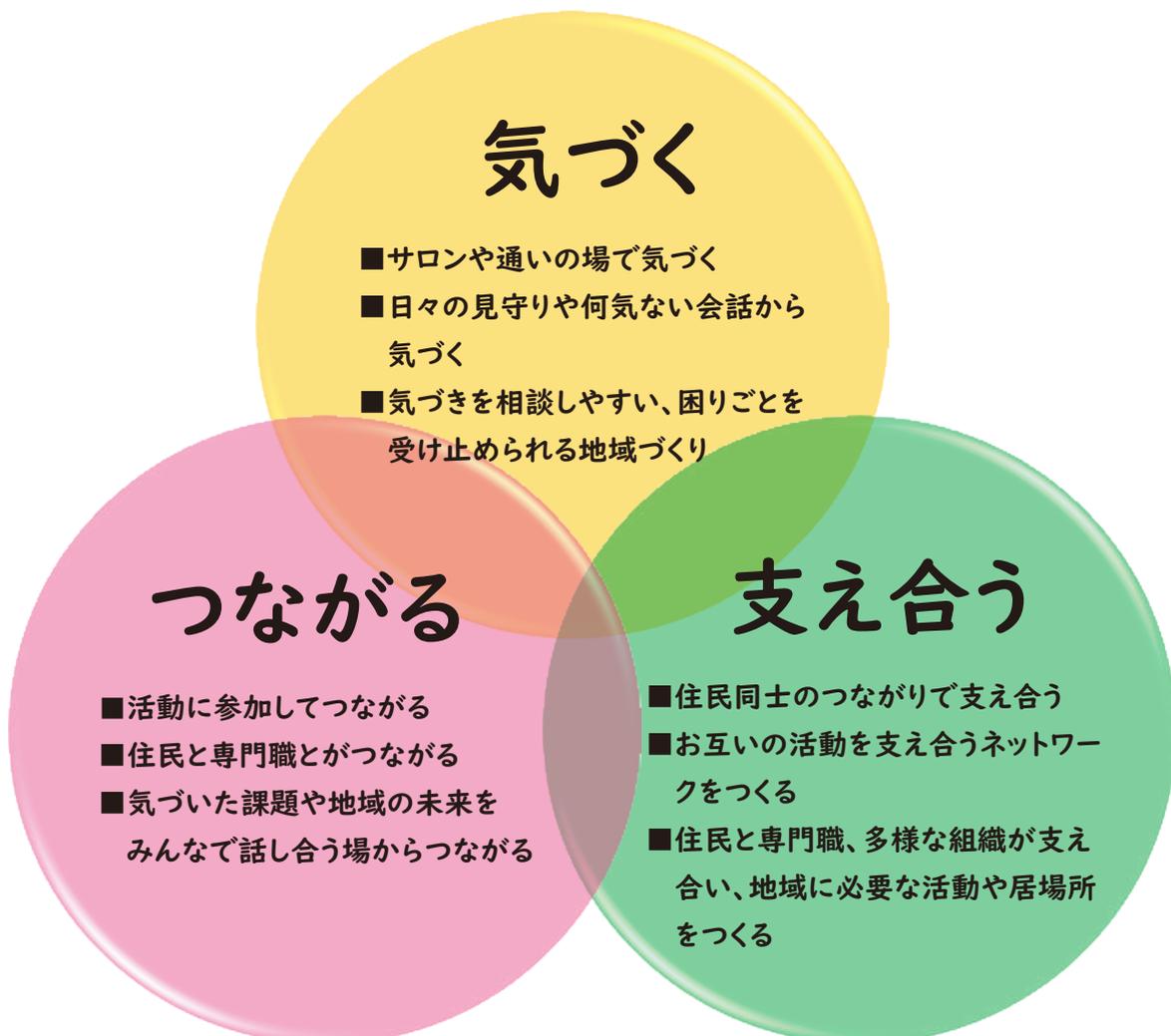
【1】基本理念

つながり 気づき 支え合う みんなが主役の地域を目指して

第3次地域福祉活動計画の基本理念「我が事・丸ごと地域共生社会の実現を目指して」の取り組みを継承し、第4次地域福祉活動計画では、さらに多くの住民や専門職等が参加する「地域共生社会の実現」に向けた具体的な取り組みを推進していきます。

基本理念で目指す姿は、日々の地域活動での「つながり」から何気ない変化や困りごとに「気づき」、その気づきから住民や専門職・行政等が協働して「支え合う」仕組みを作り、誰ひとり取り残さない地域共生社会の実現に向けて「みんなが主役」となれる地域です。

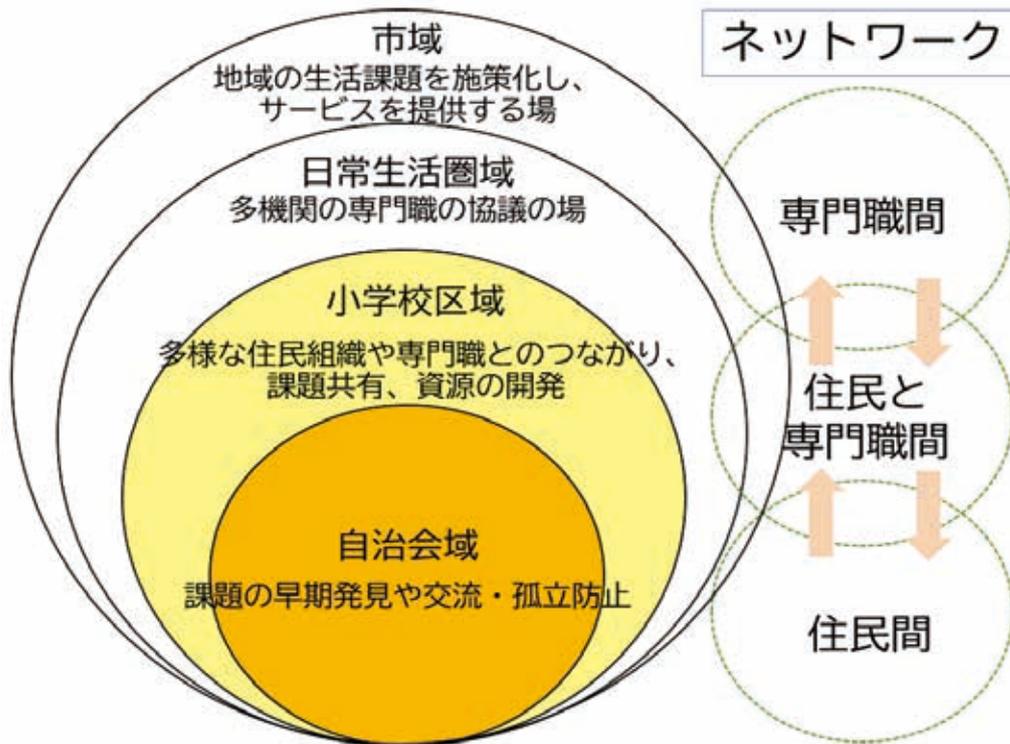
「地域共生社会の実現」に向けた3つの要素



【2】地域福祉活動計画で目指すもの

前章の地域の現状と課題把握に対する取り組みを経て、次期計画における地域福祉活動の推進について、3つのエリア（自治会域・小学校区域・日常生活圏域）が地域の生活課題解決に向け重層的な関わりが出来るよう実践していきます。さらに、市や関係機関との連携・協働した取り組みの推進によって、包括的な支援体制の構築を目指します。

<参考>地域生活課題の解決に向けた包括的な支援体制の構築のイメージ図



●包括的支援体制の構築に向けた各圏域の役割

【自治会域】

班や区・常会等、日頃から顔を合わせやすい身近な圏域において、お互いを気にかけて、見守りやちょっとした支え合い活動を行える「自治会域のネットワークづくり」を推進する圏域。

【小学校区域】

自治会域では対応が難しい生活課題を、小学校区域で活動している組織や団体、専門職等が共有・協議し、新たな資源開発を推進する圏域。

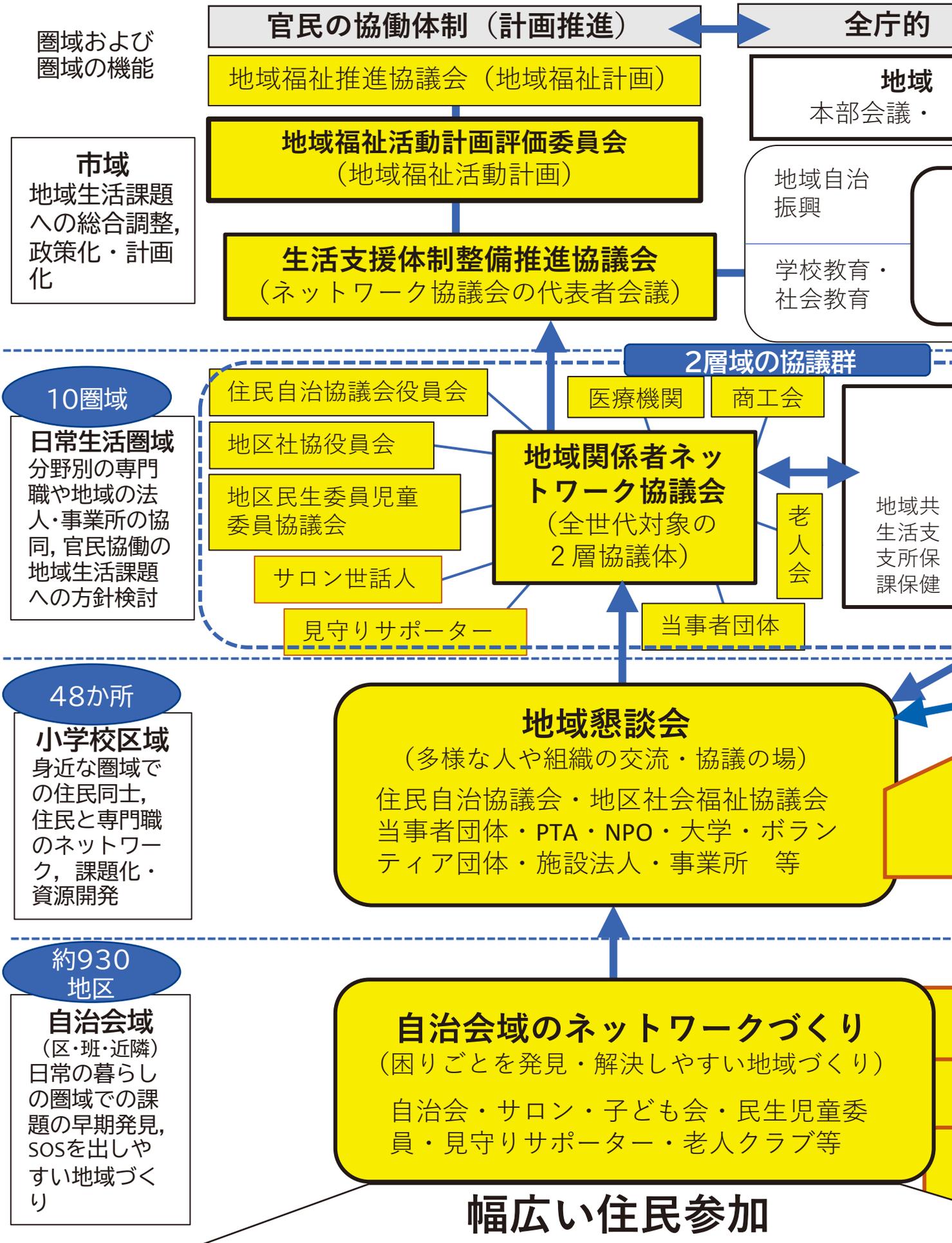
【日常生活圏域】

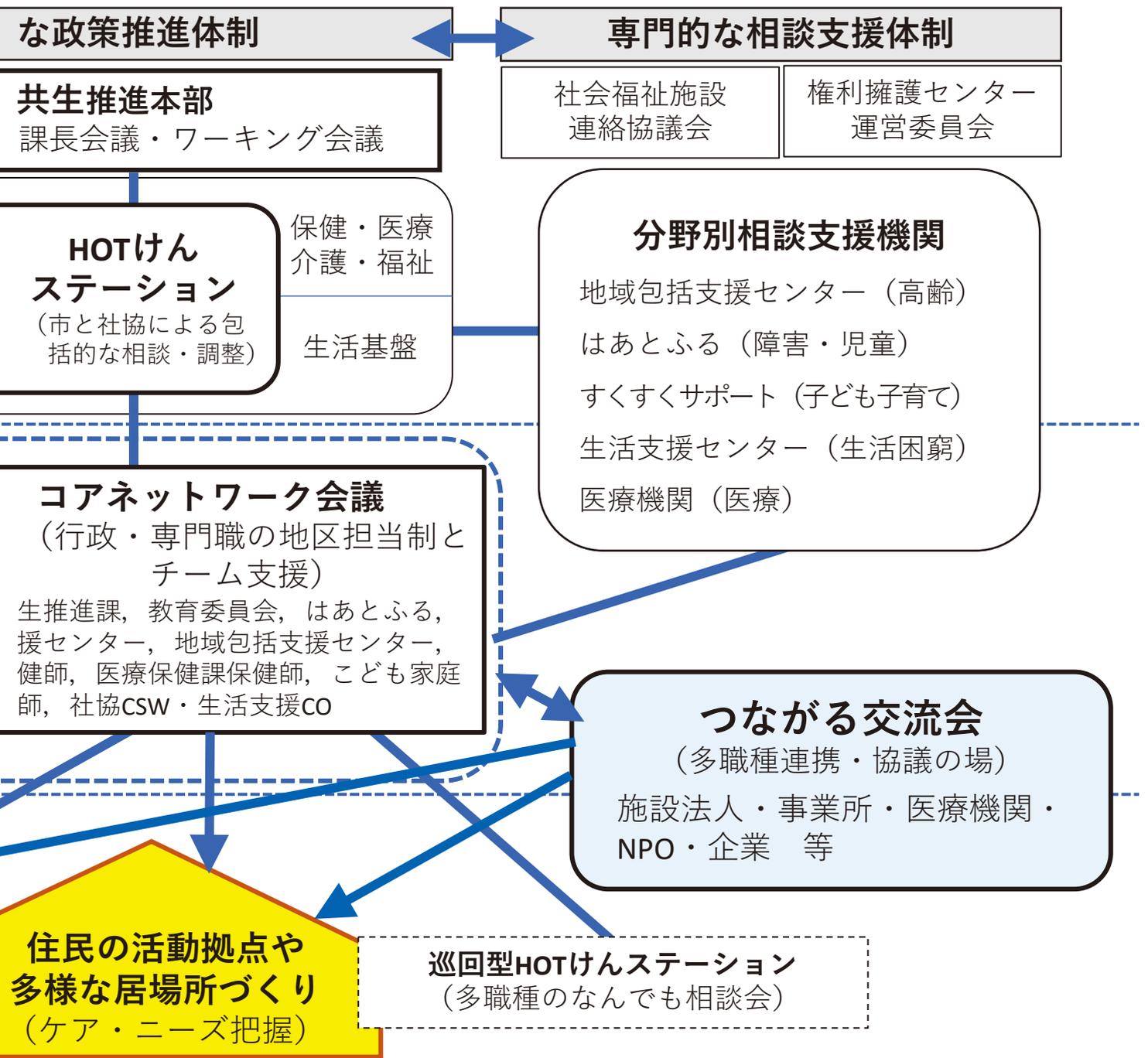
課題解決に向けた多職種連携を推進するため、社会福祉法人や事業所、医療機関等、多機関の専門職とのネットワークを構築する圏域。

【市域】

自治会域から日常生活圏域までで発見された生活課題を集約し、市域全体で進めるべき方向性を官民で協議し、専門職が分野を超えて課題解決のために協働する圏域。

地域を基盤とした包括的な支援体制構想図





- 交流促進・孤立防止の3大活動の普及**
- 支え合い活動（生活の困りごとの助け合い）
 - 見守り活動（お互いに気にかけて合う地域）
 - 居場所づくり（誰もが参加できるサロン・通いの場等）

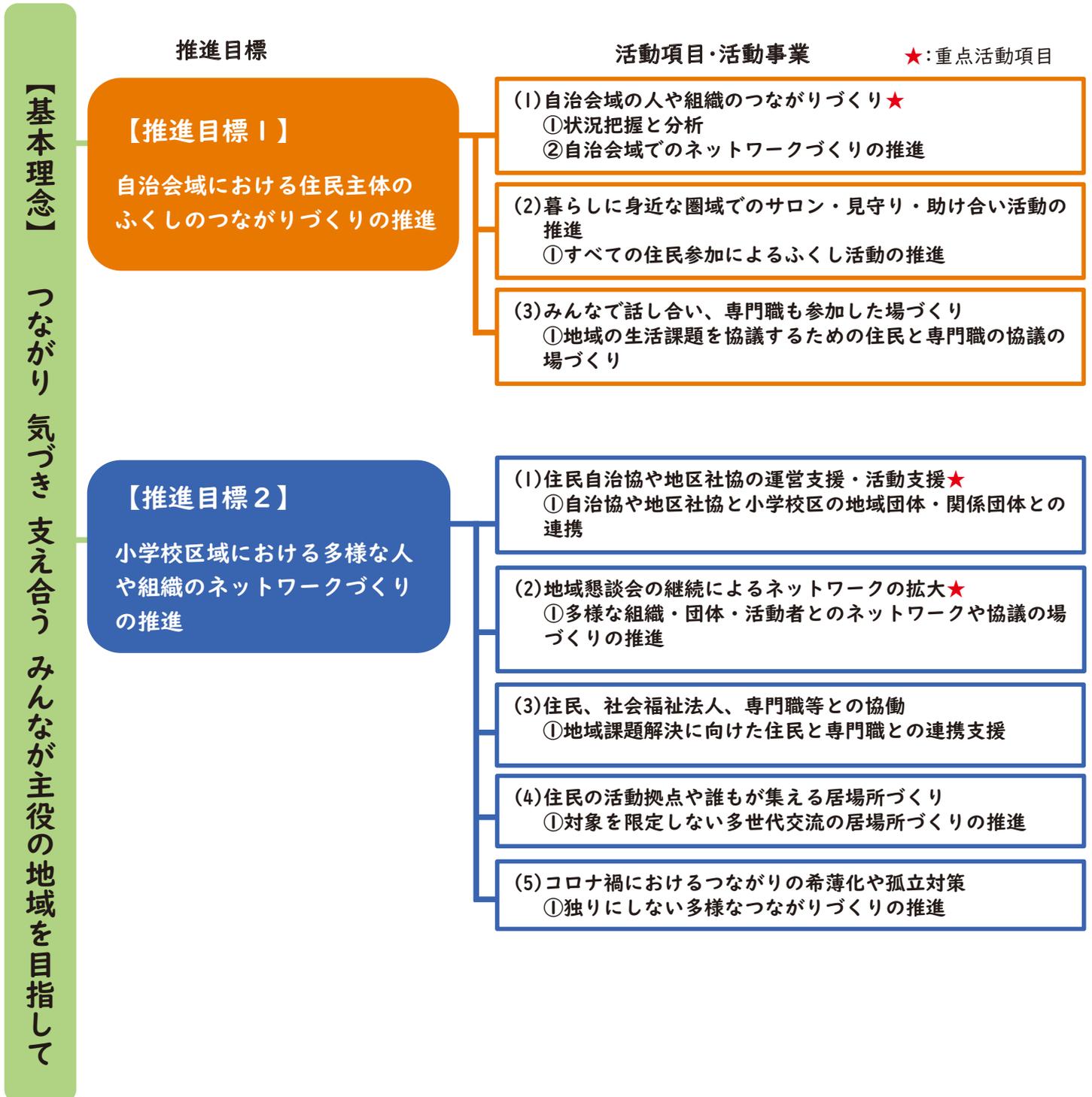
<構想図の見方>

- ・黒枠太字・・・包括的な支援体制を構築するうえで重要な要素となるもの
- ・黄色網掛け・・・地域住民の参加により実施する事業
- ・オレンジ枠・・・地域福祉の推進における主要な取組み
- ・点線枠・・・設置に向けて今後検討していくもの

【3】第4次地域福祉活動計画の体系図

第4次地域福祉活動計画の策定においては、生活の主体である住民が参画した「包括的な支援体制の構築」を目指す計画とするため、住民自治協議会や地区社協、当事者・子育て団体、医療・福祉の専門職、行政など幅広い分野の方々と構成した策定委員会で協議いただきました。

地域懇談会等で把握した地域課題と策定委員会の意見、そして本会職員の思いを取りまとめ、計画の柱となる「5つの推進目標」を基本に、目標達成に向けて取り組むべき「21の活動項目」と「32の活動事業」を定めたものが次の体系図です。



推進目標

活動項目・活動事業

★：重点活動項目

【基本理念】

つながり 気づき 支え合う みんなが主役の地域を目指して

【推進目標 3】

あらゆる世代が社会参加を通して役割や生きがいを持って暮らせる地域づくりの推進

(1) ボランティアセンター機能の強化★

- ① ボランティアセンター機能の情報発信
- ② 市、大学、社協のボランティアセンターの連携
- ③ 各分野のボランティア団体・NPO 等との連携と支援

(2) 住民参加による福祉教育・地域共生学習の推進

- ① 学校・地域連携による福祉教育の推進
- ② 学びと活動の場の提供による地域共生学習の推進
- ③ 地域とつながる熟年大学事業の展開

(3) 当事者同士の支え合いの場づくり・グループ支援

- ① 当事者や団体間のネットワークづくり

(4) コミュニティやネットワークを基盤にした被災者生活支援

- ① 災害に備えた支援体制づくりの推進
- ② 災害時を見据えた多機関ネットワークの構築

【推進目標 4】

地域を基盤にした総合相談支援の充実

(1) 社協の総合相談支援の強化★

- ① 住民に寄り添う総合相談支援体制の推進
- ② 気軽に相談できる体制づくり

(2) 課題解決に向けた多職種連携の推進と行政との協働

- ① コアネットワーク会議の機能強化
- ② 権利擁護のための法的専門機関とのネットワークづくり

(3) 社会福祉法人や事業所、医療機関等とのネットワーク強化★

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取り組みの推進・支援
- ② 専門職同士のつながりづくり

(4) 民生委員児童委員活動、見守りサポーター等への支援★

- ① 地域住民の身近な相談者への支援体制整備

【推進目標 5】

地域共生社会の実現に向けた社協の基盤強化

(1) 地域福祉活動計画の計画的推進

- ① 進捗状況の確認と評価の実施 (CAPD サイクル)

(2) あらゆる世代に届く情報発信の機能強化★

- ① 世代に合わせた情報発信
- ② オンラインや ICT を活用した社協活動の発信

(3) 民間財源の強化と助成金の在り方検討

- ① 地域生活課題解決のための財源の確保

(4) 社協ガバナンスとしての理事会・評議員会の協議機能強化

- ① 「協議会」としての機能強化と職員との交流の場づくり

(5) 事務局内連携を推進する話し合いの場づくり★

- ① 全課参加型の会議の推進
- ② 事務局内連携の体制づくり

【4】推進目標

推進目標1

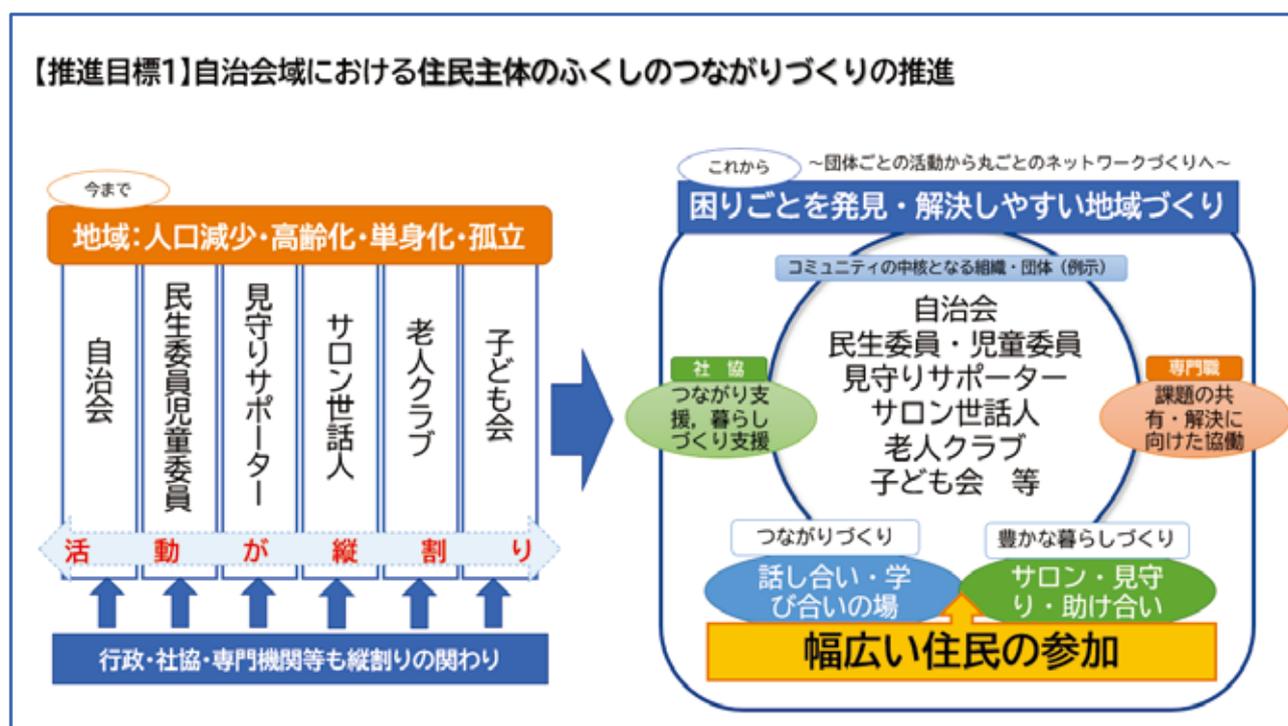
自治会域における住民主体のふくしのつながりづくりの推進

自治会域は、班や区・字・常会等、日頃から顔を合わせやすい最小単位のコミュニティエリアです。

自治会域には、自治会や民生委員児童委員、見守りサポーター、サロン世話人、老人クラブや子ども会の会員等、様々な地域活動に属している方が暮らし、問題を抱えていても自ら発信できない人や、問題を抱えていることに気づいていない人などの困りごとを発見しやすいという特性があります。

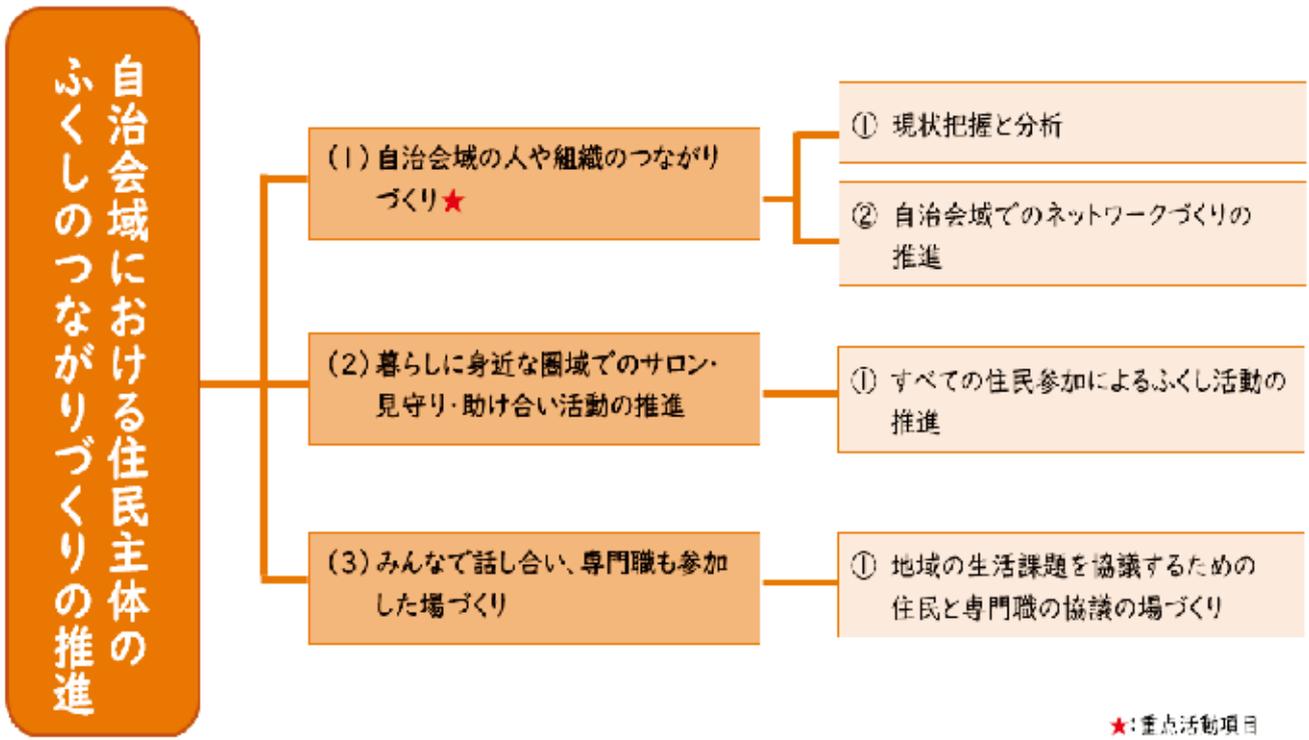
本会ではこれまでも、皆様から様々な自治会域での困りごとについて相談をいただき、課題解決に向け、個人や団体等と連携・協働した取り組みを進めてまいりました。しかしながら、自治会域に存在する多様な活動者をつなぐ取り組みが不十分であったため、自治会域での支援基盤を強めることに繋がっていないことが分かりました。

推進目標1では、本会職員や地域の専門職と共に、自治会域の住民ネットワークの構築と、自治会域の困りごとの早期発見から解決に向けた仕組みづくりを目指します。



◆策定委員の声◆

- 地域アセスメントを行ったうえで、地域の特性に応じた課題解決の仕組みづくりを行っていくことが大切だと思う。
- 「地域活動をしたい」と思っても、活動できるような組織がなく活動できない方もいる。
住民さんから「どういう活動が必要か？」の意見をもらって、自分達の地域に合った新しい活動づくりをしていくことが大切だと思う。
- 自治会未加入世帯も増え、人間関係が希薄化している中で、地域活動者の横のつながりを大切にしたネットワークづくりはとても大切だと思う。



★:重点活動項目

活動項目(1) 自治会域の人や組織のつながりづくり★

活動事業①	現状把握と分析		
推進する事業	・地域アセスメントの実施		
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 自治会域では、日常的に交流が行われ、地域サロン、子ども会、老人会、地域の見守りなど様々な活動が行われています。 活動内容や活動の参加対象者など、詳細な状況把握ができていないことから、自治会域の活動についての充足度等を計ることができていません。 	今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 自治会域の活動団体等がどのような活動をしており、自治会域内でどういったつながりがあるか。また、それぞれの協議の場はどのように作られているのか等について、地域アセスメントを行い、自治会域での活動状況の把握と分析を行います。
第4次地域福祉活動計画の到達点			
<ul style="list-style-type: none"> 地域アセスメントにより、自治会域の活動組織等の現状把握と分析ができています。 自治会域の地域生活課題について住民と共有できた地域が増えている。 			

活動事業②	自治会域でのネットワークづくりの推進		
推進する事業	・課題の早期発見につながるネットワークづくり		
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、自治会域の活動からの気づきや困りごと等の課題は、専門職等へ繋がり、個別に解決に向けた取り組みが行われていますが、課題に対し自治会域の活動組織や住民を交えた協議の場づくりが不十分であるため、課題の発見が遅れ、解決が困難となっているケースも増えています。 	今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の困りごとを早期に発見し、つなぐネットワークの構築を行います。 ・住民が孤立することなく、必要時に地域に助けを求められるつながりをつくります。 ・住民と専門職と一緒に課題解決に向け協議する仕組みをつくります。
第4次地域福祉活動計画の到達点			
<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対し相談先の周知ができ、地域生活課題の早期発見につながるルートができています。 ・地域で把握した生活課題を住民や専門職と一緒に話し合う場ができています。 			

活動項目(2) 暮らしに身近な圏域でのサロン・見守り・助け合い活動の推進

活動事業①	すべての住民参加によるふくし活動の推進		
推進する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン、通いの場等の集う場の活動支援 ・活動者間の情報交換、交流の場づくり ・助け合い活動の推進 		
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・サロンや地域の見守り活動等での気づきや、転入者・外国人住民の増加、住民の高齢化などの地域特性に対応するため、自治会域で助け合い活動に取り組む地域が少しずつ増えてきています。 	今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域で参加できる活動が増え、活性化するための交流や情報交換の場をつくります。 ・活動者間の情報交換や交流の場をつくり、地域の困りごとを地域で支え合う「助け合い活動」の展開をすすめます。
第4次地域福祉活動計画の到達点			
<ul style="list-style-type: none"> ・地域に集える場ができています。 ・活動者同士の情報交換や交流が活発に行われている。 ・活動者同士、住民同士のつながりから、助け合い活動が広がっている。 			

活動項目(3) みんなで話し合い、専門職も参加した場づくり

活動事業①	地域の生活課題を協議するための住民と専門職の協議の場づくり		
推進する事業	・住民と専門職との連携、共に思いを話し合う協議の場づくり		
現状と課題	・サロンや通いの場などの住民が集う場は、住民の居場所や交流の場だけでなく、身近な相談を受け止め、ちょっとした生活の困りごとを支え合う機能を有していますが、住民だけでは解決に結びつかない課題も多くあります。	今後の取り組み	・つながる BOOK 等を活用し、地域の専門職が住民の集う場に出向き、多様な相談を受け止める仕組みづくりをすすめます。 ・地域に出向く専門職間の連携に仕組み、協議の場をつくります。
第4次地域福祉活動計画の到達点			
<ul style="list-style-type: none"> ・住民が専門職へ相談しやすいつながりができている。 ・住民からの相談を専門職間で共有・協議ができるつながりと、協議の場ができている。 			

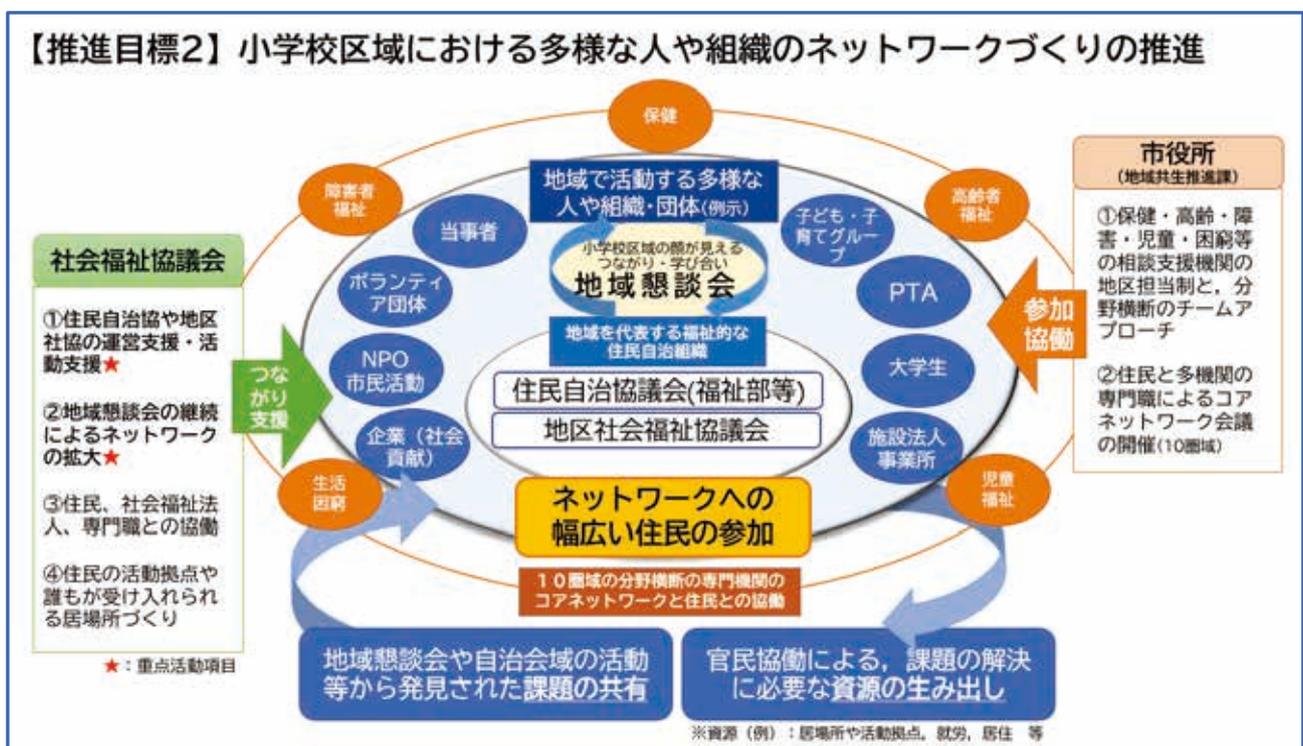
推進目標2

小学校区域における多様な人や組織のネットワークづくりの推進

小学校区域は、地区社協や住民自治協議会を中心に、福祉事業や活動拠点づくりを行う基盤となる地域です。

令和3年度に、初めて住民自治協議会や地区社協、PTA、当事者、企業、NPO など小学校区域の多様な組織・団体や個人が集う「地域懇談会」を開催しました。参加者からは「いつもの役員だけで集まっても同じ話しか出ないが、いろんな世代の人と話をするると新鮮な意見が聞けた。」「このような場は継続的に必要。」などの感想をいただきました。これからも小学校区域の多様な住民が、互いの思いや地域活動を知り、地域の課題を共有し合える協議の場づくりを継続していきます。

推進目標2では、複雑・多様化する地域課題の解決や新たな活動の展開を支援していくため、小学校区域の協議の場に地域の社会福祉法人や専門職・行政等も参画できるネットワークの構築を目指します。



★策定委員の声★

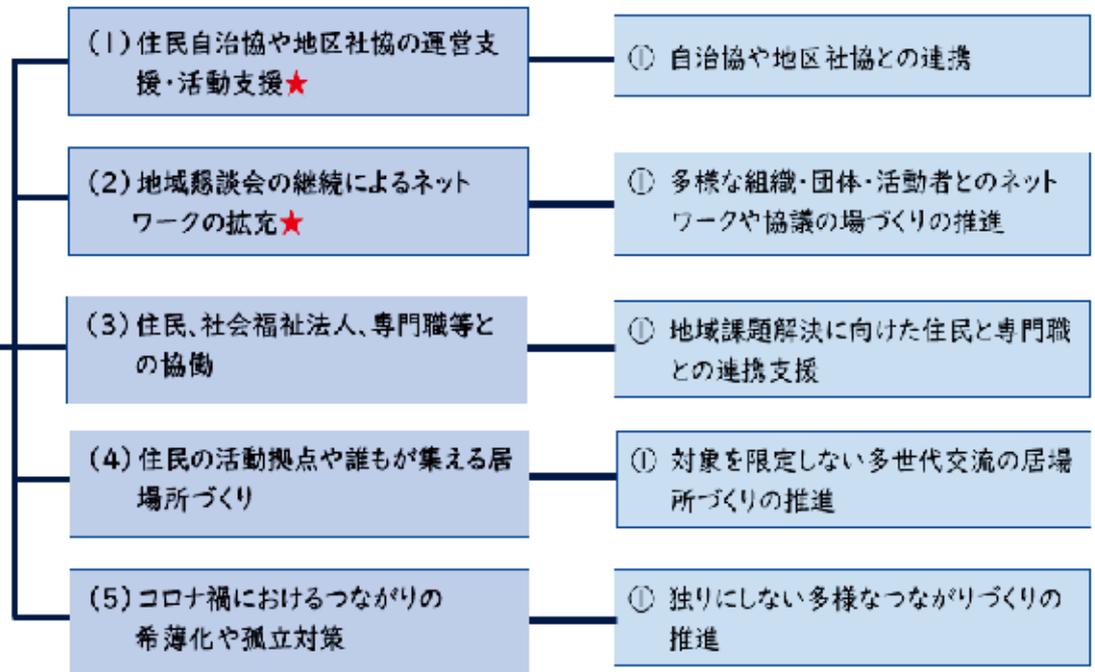
- 地域懇談会は継続してほしい。地域懇談会で集まったメンバー以外の色々な分野の参加者も募って協議をしたい。
- どんな人が地域におられるか知らないと声をかけられない。懇談会を開催する中でお互いを知り、声をかけ合う関係をつくりたい。
- 地域の行事があるから集うのではなく、自主的にみんなが集まり、話し合いをする中でやりたい事を形にすることはできないか。
- 若い世代を巻き込んで活動をしていくためにも、学校の協力は必要。
- 子どもが大きくなると地域行事に参加する機会が減る。大きくなった時に地域に戻れるきっかけづくりはできないだろうか。

推進目標

活動項目

活動事業

小学校区域における多様な人や組織のネットワークづくりの推進



★：重点活動項目

活動項目(1) 住民自治協や地区社協の運営支援・活動支援★

活動事業①	自治協や地区社協との連携		
推進する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会等への参加 ・相談への対応、協働した取り組み ・自治協、地区社協と連携した学びの支援 		
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・自治協や地区社協とのつながりはできていますが、会議や協議の場等に参加できていない地域もあります。 ・定例の会議の場等に参加はしている地域もありますが、具体的な地域課題の提示に至っていない地域もあります。 	今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が積極的に定例会等に出向き地域課題を相談し、解決に向けた方向性について検討します。 ・自治協や地区社協からあがった生活課題に対し、必要な学習会等の開催を支援します。
第4次地域福祉活動計画の到達点			
<ul style="list-style-type: none"> ・自治協や地区社協が、地域の中間組織としての機能を発揮し、課題解決に向けた主体的な活動展開ができています。 ・地域課題の情報共有ができ、協働した取り組みが進んでいる地域が増えている。 			

活動項目(2) 地域懇談会の継続によるネットワークの拡大★

活動事業①	多様な組織・団体・活動者とのネットワークや協議の場づくりの推進		
推進する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域懇談会の継続的な開催 ・住民参加による支え合いの体制づくり 		
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会域など身近な圏域で把握した地域の生活課題を、解決に向けつないでいく先が分からないという課題や、住民で課題を協議する場がない地域があります。 ・小学校区で活動している多様な組織や団体の把握と団体同士が協議をする機会がない地域も多くあり、協働した取り組みができるネットワークづくりが必要です。 	今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な組織や団体、活動者、専門職などが集まり、地域について話し合う地域懇談会を継続開催します。 ・地域懇談会を通して、幅広い世代や組織などが知り合い、地域課題を共有し、協働した活動展開につながるよう支援します。
第4次地域福祉活動計画の到達点			
<ul style="list-style-type: none"> ・地域懇談会で、地域の生活課題について共有し、課題解決に向けた活動の展開ができています。 ・多世代交流や組織、団体とのネットワークが構築され、日頃から挨拶でき、困ったときには、相談し合う関係が地域でできています。 			

活動項目(3) 住民、社会福祉法人、専門職等との協働

活動事業①	地域課題解決に向けた住民と専門職との連携支援		
推進する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・住民と専門職の連携 ・住民と専門職の協働による新たな活動への取り組み 		
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の生活課題を住民と専門職が共有する場が少なく、住民と専門職がつながる機会が必要です。 ・住民と専門職等が連携し、地域の生活課題を解決するため、専門職の役割や機能を住民が把握し、解決に向け連携が取れる体制づくりが必要です。 	今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決に向けて、住民と社会福祉法人や事業所などの専門職が協働した取り組みを進めるための協議の場をつくります。 ・住民主体の課題解決が図れるよう、専門職や市と連携し包括的な支援を行います。
第4次地域福祉活動計画の到達点			
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の生活課題を住民と社会福祉法人などの専門職が協議し、解決に向け取り組む仕組みができています。 ・課題解決に向け、住民・専門職・市が連携し地域福祉を推進していく包括的、重層的な支援の仕組みができています。 			

活動項目(4) 住民の活動拠点や誰もが集える居場所づくり

活動事業①		対象を限定しない多世代交流の居場所づくりの推進	
推進する事業		<ul style="list-style-type: none"> ・居場所づくりの推進 ・社会福祉法人や事業所等との連携 ・ニーズと地域資源のマッチング 	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが気軽に集える居場所をつくることで、地域課題を住民同士が共有し、課題解決に向けた新たな活動を生み出す拠点となります。 ・住民からは、集まる場所がないという声も多く、集える場所の確保と活動拠点が求められています。 	今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・多世代交流や住民同士が気軽に集える居場所づくりを進めます。 ・社会福祉法人や事業所等のスペースや空き家・空き地の活用も検討していきます。
	第4次地域福祉活動計画の到達点		
<ul style="list-style-type: none"> ・対象を限定しない居場所づくりが進んでいる。 ・居場所から地域課題の解決や新たな活動を生み出す拠点もできている。 ・社会福祉法人等の空きスペースや地域の空き家を活用した新たな多世代交流の居場所もできている。 			

活動項目(5) コロナ禍におけるつながりの希薄化や孤立対策

活動事業①		独りにしない多様なつながりづくりの推進	
推進する事業		・新たなつながりづくりの支援	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍においてあらゆる地域活動が制限されたため、人と人とのつながりが絶たれ、世代に関わらず孤立する人が増加しました。 ・コロナ禍においても人と人とのつながり続ける取り組みが重要になります。 	今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍においてもつながり続けるための方法を検討します。 ・SNSやオンライン等を活用し希薄や孤立防止に向けた取り組みを検討します。
	第4次地域福祉活動計画の到達点		
<ul style="list-style-type: none"> ・新たなつながりづくりの仕組みができ、外出や活動が自粛になってもつながり続けることのできる地域になっている。 			

推進目標3

あらゆる世代が社会参加を通して役割や生きがいを持って暮らせる地域づくりの推進

本会の使命は、「住民主体の地域福祉の推進」です。それは、「住み慣れた地域にいつまでも安心して暮らし続けることができる地域づくり」を意味します。

推進目標3では、この「住民主体の地域福祉の推進」をボランティアセンター機能として取り組み、住民や当事者、地域の様々な団体が、地域の中で主体的に支え合う風土や仕組みを構築していくことを目指しています。

これまでも、ボランティアセンターでは、小・中・高等学校等の福祉体験学習に積極的に取り組み、学齢期からの福祉（共生）意識の醸成に努めてきました。この福祉体験学習では、住民やボランティア団体、福祉施設職員、当事者、企業等から協力を得るつながりはできていますが、主体的にボランティア活動を行う人材育成までには至っていません。

「地域の役に立ちたい」という思いを持った住民が来所されるボランティアセンターは、本会にとって主体的な住民とつながる重要な窓口のひとつであり、その機能強化は急務です。活動意欲のある方に情報が届く仕組みづくりや、既存のボランティアグループの活動支援と新たな人材育成等に取り組み、ボランティアの活動の場を自治会域や小学校区での地域活動へ展開させ、平常時から災害等の非常時まで機能するネットワークの構築を目指します。



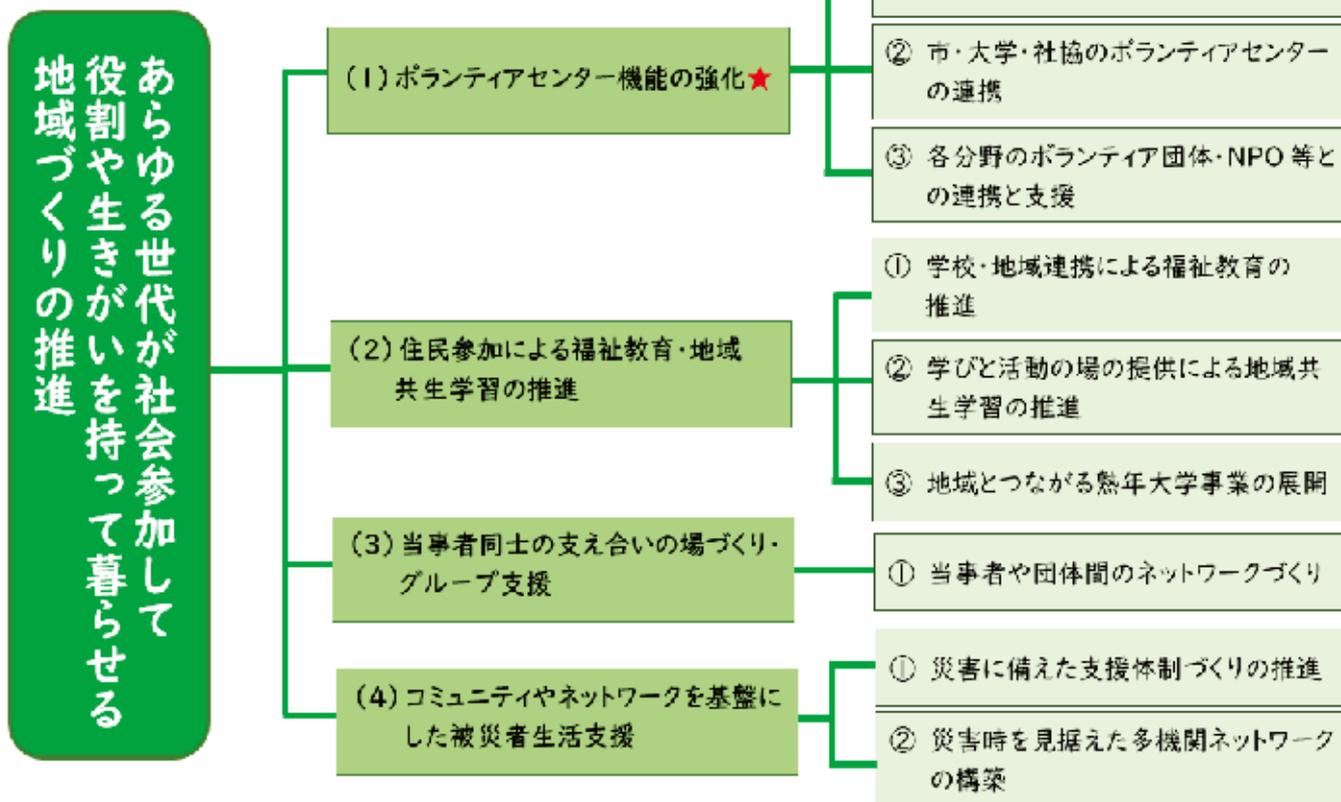
★策定委員の声★

- 地域の課題に応じた学びのきっかけづくりや学習の機会の提供が必要だと思う。
- 福祉体験学習での学びを地域で活かせるような取り組みをして欲しい。
- 社会福祉施設や事業所と連携して、福祉教育を推進することが新たな活動の展開につながると思う。
- 社協のボランティアセンターが住民に周知されていないので、様々な情報発信ツール（SNSやLINE等）を活用して、あらゆる世代に積極的に情報発信していくことが大切だと思う。
- 市のボランティアセンターと社協のボランティアセンターが協働することが、地域活動を担う人材育成にもつながる。
- 専門的な知識や技術がある人・団体をボランティアセンターとして把握して、マッチングできるような仕組みづくりが必要。
- ボランティアを長く続けていけるように、ボランティア団体同士の交流の場づくりが必要ではないか。

推進目標

活動項目

活動事業



★:重点活動項目

活動項目(1) ボランティアセンター機能の強化★

活動事業①	ボランティアセンター機能の情報発信	
推進する事業	・多世代に対応した情報発信	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに来てほしい人、活動したい人相互のニーズ把握が不十分で、ボランティアセンターで情報集約ができていない状況があります。 ・紙ベースとHPで情報発信していますが、必要な人に届いているか不明でボランティア活動者の参加を増やしていく必要があります。 	<p>今後の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域懇談会や社会福祉施設連絡協議会等に参加し、住民や社会福祉施設、事業所等からボランティアニーズを把握します。 ・多世代からボランティアセンターを活用してもらうため、世代に合わせた情報発信ツール(SNSや広報紙等)を柔軟に活用していきます。
第4次地域福祉活動計画の到達点		
<ul style="list-style-type: none"> ・多世代が情報収集することができ、ボランティア活動者が増えている。 ・世代に応じた情報発信をすることで、ボランティアに来てほしい人や活動したい人が集まるプラットフォームになっている。 		

活動事業②		市・大学・社協のボランティアセンターの連携	
推進する事業		<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター運営委員会の開催 ・学生ボランティア応援会議の開催 	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市内には、市・大学・社協それぞれにボランティアセンターがあります。 ・それぞれのボランティアセンターは独自の機能を有して活動に取り組んでおり、その状況を共有・把握するためボランティアセンター運営委員会や学生ボランティア応援会議を開催していますが、情報共有が主となっています。 	今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・既存のボランティアセンター運営委員会や学生ボランティア応援会議等の開催方法を見直し、各ボランティアセンターが連携できるネットワークづくりを行います。
第4次地域福祉活動計画の到達点			
<ul style="list-style-type: none"> ・市内のボランティアセンター同士のネットワークを活かしたボランティア活動のスムーズなマッチングが行えるようになっている。 			

活動事業③		各分野のボランティア団体・NPO等との連携と支援	
推進する事業		<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア連絡協議会を中心とした活動支援 ・機能強化のための協議の場づくり 	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・社協のボランティアセンターでは、手話・要約筆記・音訳・点訳等、ボランティアセンターに登録している団体同士のネットワークづくりを図るため、ボランティア連絡協議会を定期的開催し、交流や勉強会、福祉教育の協力等を行っています。 	今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア連絡協議会と各ボランティアセンターに登録している団体との交流や意見交換ができるよう取り組みます。 ・交流や意見交換等を通して団体同士がつながるようコーディネートしていきます。
第4次地域福祉活動計画の到達点			
<ul style="list-style-type: none"> ・各ボランティア団体とのつながりができることで、新しい活動が誕生している。 			

活動項目(2) 住民参加による福祉教育・地域共生学習の推進

活動事業①		学校・地域連携による福祉教育の推進	
推進する事業		<ul style="list-style-type: none"> ・各学校のニーズ調査とカリキュラムの提案 ・ボランティアや住民、専門職等と協働した福祉教育の実施 	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉体験学習に取り組む学校が増えています。 ・子どもたちが福祉体験学習を通して学んだことを地域で活かせるよう学校と連携し取り組んでいく必要があります。 	今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の福祉教育への想いを踏まえ、地域の活動につながる福祉教育を展開できるよう、カリキュラムの作成を支援します。 ・体験したことを地域で活かせる仕組みをつくるため、住民や専門職等に協力していただき、福祉体験学習を実施します。
	第4次地域福祉活動計画の到達点		
<ul style="list-style-type: none"> ・学校や住民、専門職等が連携し学校や地域で継続的な福祉教育が行われている。 ・教育委員会と連携し、継続的に福祉教育への関わりができてきている。 			

活動事業②		学びと活動の場の提供による地域共生学習の推進	
推進する事業		<ul style="list-style-type: none"> ・新たなボランティアの確保と育成 ・あったか笑顔のまちづくり講演会 ・福祉まつりの実施 	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・住民同士の助け合い、支え合い活動や居場所づくりが各地域で広まり始めています。 ・全ての地域に活動展開していくために、住民へ地域の活動紹介を行う機会を作り、担い手不足の課題に対する人材確保の取り組みが必要です。 ・市内にある「広島少年院、貴船原少女苑」では在院生、職員によるボランティア団体「ひろきふサポーター～なんでも鯉～」が結成されているが地域とのつながりがあまりなく、活動にあたっては、周知啓発に加え地域の理解が必要です。 	今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・活動者に、あったか笑顔のまちづくり講演会や福祉まつり等の場で実践報告をしてもらい、取り組みを共有する機会をつくります。 ・担い手不足や地域課題等に応じた学習会や目的別の人材育成講座を開催しボランティアの育成につなげます。 ・再犯防止推進法、再犯防止推進計画に掲げられる「国と地方協働による施策の推進」に取り組めるよう「ひろきふサポーター～なんでも鯉～」の活動を支援します。
	第4次地域福祉活動計画の到達点		
<ul style="list-style-type: none"> ・実践報告をきっかけに、地域での活動の展開が広がっている。 ・地域課題に応じた目的別講座の開催をきっかけに、ボランティア活動者が増え、担い手不足や地域課題の解消につながっている。 ・広島少年院・貴船原少女苑の活動が地域に理解されている。 ・地域課題を解決する若年世代の担い手が増えている。 			

活動事業③		地域とつながる熟年大学事業の展開	
推進する事業		<ul style="list-style-type: none"> ・熟年大学生のボランティア参加の促進 ・熟年大学生のつながり支援 	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・熟年大学は高齢者の生きがいや社会参加の場になっています。 ・熟年大学の目的である「学んだこと、特技を地域で活かす」ため、本会が行っている事業や地域の取り組み紹介、学んだことを地域で活かせる場の提供が必要になります。 ・講座等で知り合った熟年大学生同士がつながり、熟年大学での学びを活かしながら新たな地域活動の展開ができる取り組みが必要です。 	今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の取り組みや地域課題等を紹介し、地域で特技を活かした活動ができるよう特別講座や専門講座等を実施します。 ・ボランティア募集情報等を熟年大学LINE等で発信し、地域活動につながるようにコーディネートします。 ・地域福祉に興味関心がある熟年大学生を中心に学生同士のつながりを深め、地域活動を行うサークルや同好会の立ち上げ支援を行います。
第4次地域福祉活動計画の到達点			
<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動やボランティア活動に興味を持つ熟年大学生が増えている。 ・サークル同士や同好会同士の交流やつながりもでき、地域課題の解決に向けた取り組みにつながっている。 			

活動項目(3) 当事者同士の支え合いの場づくり・グループ支援

活動事業①		当事者や団体間のネットワークづくり	
推進する事業		<ul style="list-style-type: none"> ・当事者や団体の把握と支援 ・当事者同士の話し合いの場づくり 	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て、障害、ひきこもり、認知症等市内には様々な当事者団体の活動が展開されています。 ・市内の当事者団体の把握を行うことや、当事者団体同士の交流の機会をつくることで、支援が必要な人への情報提供や団体活動の活性化を図るための支援が必要です。 	今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・行政等と連携し、当事者団体の把握に努めます。 ・団体同士の交流会を開催し、互いのつながりや活動のサポートを行います。 ・当事者同士の話し合いの場づくりや組織化を推進します。
第4次地域福祉活動計画の到達点			
<ul style="list-style-type: none"> ・市内の当事者や団体の把握、交流、つながり、組織化ができています。 ・当事者団体の情報をホームページ等で掲載し、団体への参加希望者のコーディネートが出来ている。 ・当事者や団体へのサポートを通して、活動の活性化や支え合う仕組みの強化ができています。 			

活動項目(4) コミュニティやネットワークを基盤にした被災者生活支援

活動事業①		災害に備えた支援体制づくりの推進	
推進する事業		<ul style="list-style-type: none"> ・防災活動セミナー等の開催 ・災害ボランティア事前登録制度の充実 ・登録者等へ地域の防災活動情報の提供 ・コミュニティマッチングの啓発と仕組みづくり 	
現状と課題	・被災者のニーズに対して迅速に対応できるような災害時のボランティア活動の体制づくりが求められています。	今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に住民同士の助け合い活動が行われるよう、住民自治協議会や自主防災組織等と連携し、防災セミナーや訓練等を開催し、平常時からの地域のつながりづくりを行います。 ・災害ボランティア事前登録制度の周知と登録を推進します。
	第4次地域福祉活動計画の到達点		
<ul style="list-style-type: none"> ・平常時からの地域のつながりをつくることで、コミュニティマッチングの仕組みに取り組む地域が増えている。 ・災害ボランティア事前登録が増え、災害時に地域へ迅速に派遣できる仕組みができている。 			

活動事業②		災害時を見据えた多機関ネットワークの構築	
推進する事業		<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活サポートボラネット推進委員会の開催 ・社会福祉施設連絡協議会との協定に基づいた訓練の実施 	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年7月豪雨災害における災害ボランティアセンター運営では、多機関の支援・協力によりスムーズな運営を行うことができました。 ・これまでの経験を活かし、平常時から多職種・多機関との連携やネットワークをつくる必要があります。 	今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活サポートボラネット推進委員会を継続開催し、情報共有を図りながら、平常時からの顔の見える関係づくりを行います。 ・災害ボランティアセンター運営等に関する訓練を多職種・多機関と行います。
	第4次地域福祉活動計画の到達点		
<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター設置から多職種・多機関と連携ができ、協働した運営を図ることができている。 ・被災者生活サポートボラネット推進委員会のメンバーを中心とした訓練を開催している。 			

推進目標4

地域を基盤にした総合相談支援の充実

地域から寄せられる相談の多くは、福祉・介護・介護予防・医療・住まい・就労・教育・社会からの孤立など、様々な課題が複合的に存在し時間の経過とともに、その解決には時間を要します。このため、地域での気づきを早期に相談窓口へつなぐ地域の仕組みや相談窓口の周知が重要になります。本会でも、地域福祉をはじめ、相談支援や権利擁護、介護等の個別支援部門等、部門間の相互連携に努めています。

令和2年度には、市と協働し「HOT けんステーション」を立ち上げ、高齢・障害・児童などの生活に関わる全ての課題を協議する分野横断型の総合相談窓口として、住民や専門職、市の担当課等との協議の場づくりや課題解決に向けた取り組みを進めています。

推進目標4では、日常生活圏域における多職種連携の基盤づくりを核とし、全部門での課題発見スキルの向上や住民が気軽に相談できる体制づくりに取り組みます。

また、民生委員児童委員や見守りサポーターなど、地域の活動者への支援にも取り組み、共に協働できる関係づくりをこれまで以上に強化していきます。



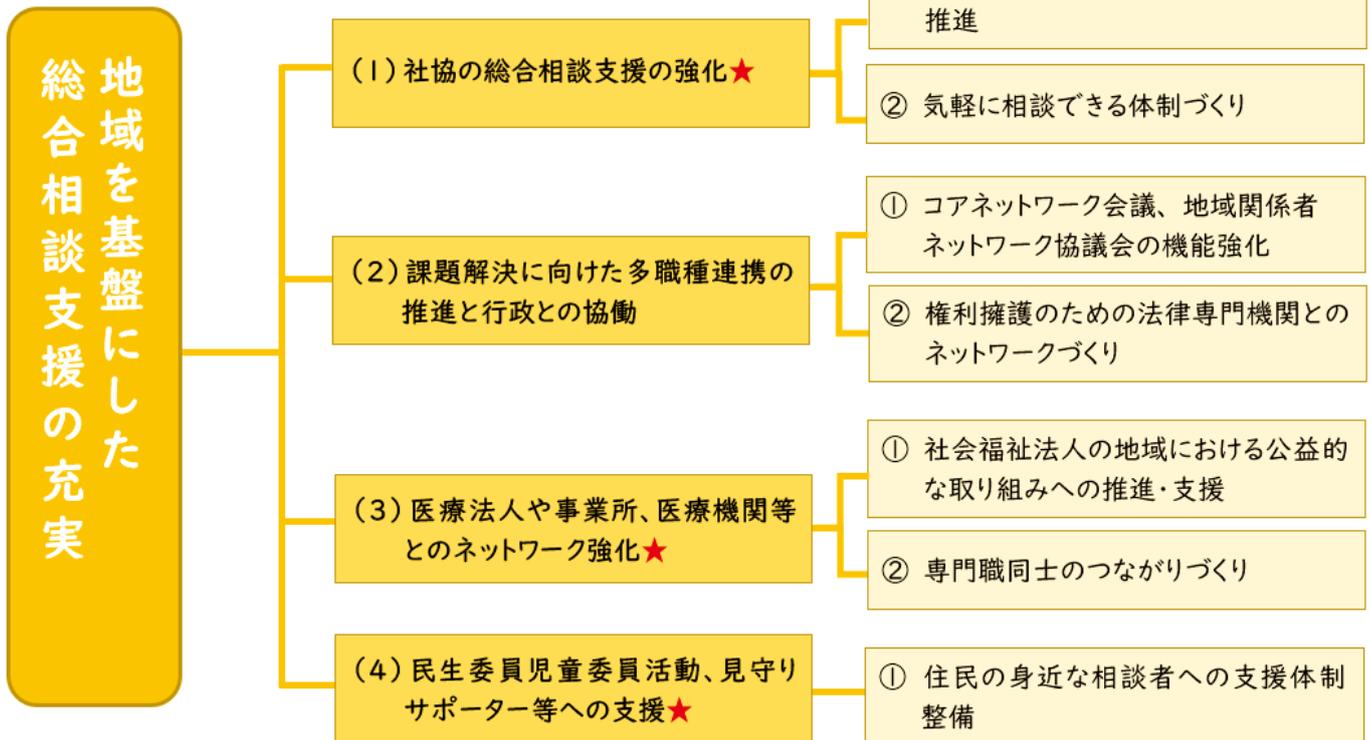
★策定委員の声★

- 相談窓口と聞くと堅苦しく感じる。もっと身近なところで相談できる地域との関係性をつくるのが大切。
- 課題を受け止める総合相談の機能だけでなく、素早くアクションを起こすことが必要。
- 多職種連携の推進について、ネットワークづくりのための組織をつくるのが大切ではないか。そのための話し合いの場をつくってはどうか。
- 社協のフットワークの軽さを活かして、地域の会議に社協職員に参加してもらい、地域課題を一緒に見つけてほしい。
- 初期相談を受ける人がすごく大事。足りない資源は一緒につくったり、専門機関等との連携や調整をしっかりと取り、対応してもらいたい。
- 民生委員児童委員や見守りサポーターの研修や勉強会を、地域の他の組織と一緒に開催することで、住民と他の組織とのつながりができるのではないか。

推進目標

活動項目

活動事業



★：重点活動項目

活動項目(1) 社協の総合相談支援の強化★

活動事業①	住民に寄り添う総合相談支援体制の推進	
推進する事業	・HOTけんステーション ・はあとふる	・生活支援センター ・地域包括支援センター
現状と課題	<p>・「生活支援センター」「はあとふる」「地域包括支援センター」などの事業を市から受託し総合相談支援を行っています。</p> <p>・令和2年度には地域共生社会の実現に向け、市と社協が協働し「HOTけんステーション」を立ち上げ、包括的な相談体制の仕組みづくりに取り組んでいます。</p> <p>・地域の生活課題を全ての職員が受け止め、解決に向けて市と社協、専門機関などが協働した体制整備をすすめていく仕組みが必要です。</p>	<p>今後の取り組み</p> <p>・市と社協が連携し、包括的な支援体制の構築に向け、ビジョンの共有や統一を図ります。</p> <p>・複合的な課題を抱える世帯の支援に向けて、関係機関と連携協働して取り組む仕組みをつくります。</p>
第4次地域福祉活動計画の到達点		
<p>・地域から相談のあった生活課題などを定期的に住民や市、社協、専門機関などが協議できる定例会議が開催され、課題解決に向けた包括的な支援体制の仕組みができています。</p>		

活動事業②		気軽に相談できる体制づくり	
推進する事業		<ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ型の支援 ・社協組織内の相談受付機能 ・社協内事業を把握するための研修 	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・社協には、地域の身近な相談窓口として、住民が気軽に相談できる体制づくりが求められています。 ・社協職員の誰もがあらゆる相談を受け止め、課題解決に向けてコーディネートできるスキルが重要になります。 	今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・サロンや会議、集いの場などに参加し住民と顔の見える関係をつくれます。 ・組織内の相談機能を強化していくため、社協事業の把握や相談支援のスキルアップを図る職員研修を開催します。
第4次地域福祉活動計画の到達点			
<ul style="list-style-type: none"> ・住民との顔の見える関係性ができ、住民から気軽に相談が入りやすくなる。 ・社協内の各専門分野の連携を図ることができている。 			

活動項目（２） 課題解決に向けた多職種連携の推進と行政との協働

活動事業①		コアネットワーク会議、地域関係者ネットワーク協議会の機能強化	
推進する事業		<ul style="list-style-type: none"> ・行政との協働体制づくり ・関係者ネットワーク協議会等への行政地域担当者の参加 	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度より、市役所内の各専門部署内で担当を決め、地域の生活課題解決に向け分野を超えた専門職が話し合う「コアネットワーク会議」を定例開催しています。 ・会議のメンバーが今後は地域の話し合いの場や他の協議の場に参加し、専門性を発揮できる機能が重要になります。 	今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・コアネットワーク会議で各専門機関が抱えている事例を共有・協議し、住民参加の下で解決に向け協働する仕組みをつくれます。 ・住民が集い、協議する地域懇談会に専門職等が参画し、協働できる体制を構築します。
第4次地域福祉活動計画の到達点			
<ul style="list-style-type: none"> ・各圏域で専門職等と住民が協働し地域の生活課題を協議している。 ・専門性を活かし、住民と協働して課題解決を行っている。 			

活動事業②		権利擁護のための法律専門機関とのネットワークづくり	
推進する事業		<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護センター事業 ・権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築と中核機関の整備 	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会の実現に向け取り組むためには、地域で暮らす本人の権利擁護支援が基盤となります。 ・権利擁護を必要とする方が地域で孤立しないために、医療・福祉・介護だけでなく、法律専門機関と連携した地域連携ネットワークの構築が重要になります。 	今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用促進法に基づき、市が設置する中核機関のあり方について市と社協が協議し、関係機関・団体、権利擁護センター運営委員会等とのネットワークによる権利擁護支援の体制づくりを進めます。
第4次地域福祉活動計画の到達点			
<ul style="list-style-type: none"> ・中核機関の機能が整理され、連携体制が構築されている。 ・市内の権利擁護支援体制が強化され、新たな課題把握から解決につながっている。 			

活動項目（3）社会福祉法人や事業所、医療機関等とのネットワーク強化★

活動事業①		社会福祉法人の地域における公益的な取り組みへの推進・支援	
推進する事業		・社会福祉施設連絡協議会とのネットワークの構築	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の地域における公益的な取り組みへの支援として、情報交換や研修を開催してきました。 ・社会福祉法人などから、「これからは住民との連携や交流が必要。」との声も挙がっており、地域の生活課題を住民と連携し、課題解決に向けて取り組んでいく公益活動の仕組みが必要です。 	今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設連絡協議会の研修会で、地域の生活課題の解決に向け社会福祉法人の役割や関わり等の事例発表を通して公益活動のイメージづくりや活動を展開します。
第4次地域福祉活動計画の到達点			
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人と地域生活課題を共有し、課題解決に向けて協働した取り組みができるようになっていく。 			

活動事業②		専門職同士のつながりづくり	
推進する事業		・「つながる交流会」の開催	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援機関との連携強化には、圏域ごとに各分野の専門機関同士の顔の見える関係づくりが欠かせません。 ・他分野の専門職とのネットワークを活かした地域課題の解決に向けた取り組みの推進が求められています。 	今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・各圏域の社会福祉法人や事業所、医療機関等と相談し合える関係づくりのための「つながる交流会」を開催します。 ・地域に出向くためのメニューブック「つながるBOOK」の作成や専門職同士のネットワークを活用した講演会の開催等の取り組みの推進を図ります。
	第4次地域福祉活動計画の到達点		
<ul style="list-style-type: none"> ・交流会や実践を通して、社会福祉法人や事業所、医療機関等が相談し合える関係ができていく。 ・身近な地域での総合相談・多機関連携の取り組みが推進されている。 			

活動項目（４）民生委員児童委員活動、見守りサポーター等への支援★

活動事業①		住民の身近な相談者への支援体制整備	
推進する事業		<ul style="list-style-type: none"> ・見守りサポーター研修の開催 ・課題解決に向けた勉強会の開催 	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員には地域から様々な相談があり、負担が大きくなっています。 ・見守りサポーターの中には、自身の役割に悩んだり、相談のつなぎ先が分からない人がいます。 ・民生委員児童委員に対しては、一人で抱え込まない支援体制の整備、見守りサポーターに対しては、役割や連携体制づくり等の研修が求められています。 	今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りサポーター研修を開催し民生委員児童委員や見守りサポーターが地域の生活課題を共有し、課題解決に向け、行政や専門機関等とも協働した活動を展開できるような取り組みを行います。 ・課題に応じて専門機関との勉強会を開催し、民生委員児童委員、見守りサポーター、専門職が共通理解を持ち、協働した支援を行える体制をつくります。
	第4次地域福祉活動計画の到達点		
<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員、見守りサポーター等が自身の役割を認識し、様々な課題に対して他の専門機関と「連携・協働」しながら解決に向け取り組むことができている。 ・地域の身近な協力者である、民生委員児童委員や見守りサポーターと顔の見える関係性ができ、タイムリーに地域の情報を共有できるようになっている。 			

推進目標5

地域共生社会の実現に向けた社協の基盤強化

推進目標5では、本計画を着実に推進するための基盤強化に対する取り組みを目指すものです。情報発信では、本会の取り組みを広く住民に周知し理解の促進を図るため、広報紙やホームページによる発信の工夫や、必要な情報があらゆる世代に届くことを目標に、多様なツールの活用についても検討します。

また、地域福祉を推進する中核団体として、ガバナンスの強化と活動財源の確保に取り組み、地域生活課題の解決に各部門の専門性が十分に発揮できるよう、部門間協議の場の強化に努めます。

さらに、本計画の推進については、進捗状況を確認・評価する評価委員会を新たに設置し、評価委員会では、本計画と単年度の事業計画・事業報告を照らし合わせ、取り組みを客観的に評価する仕組みを構築します。



★策定委員の声★

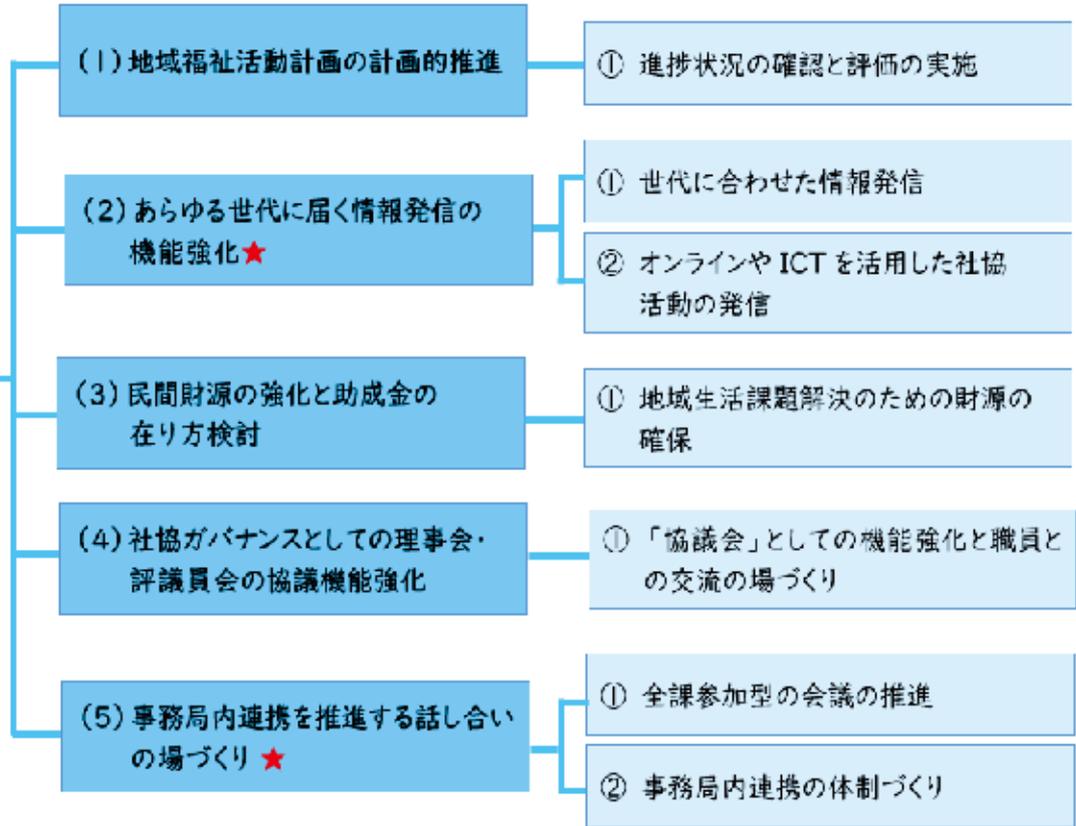
- 社協の中で横の連携が取れる体制づくり（プロジェクトチームの結成等）が必要だと思います。
- 地域福祉活動計画に、社協組織としての長期・短期目標を示し、実践・評価をしっかりとやってもらいたい。
- 社協のことを知らない人も多いため、社協を知ってもらうための工夫（読んでみたくなるような広報紙づくり、世代別の情報発信、地域と一体となった活動展開）を積極的に行ってもらいたい。
- 社協は住民を応援する大切な組織であるということを見える化し、社協の応援者や理解者を増やしていく取り組みが、会費納入率の向上や財源確保にもつながると思う。
- 社協職員が事務局ではなく、地域の話し合いの場のメンバーとして参加できるような場づくりを行うことで、社協が住民に開かれた相談窓口として認識されるようになると思う。

推進目標

活動項目

活動事業

地域共生社会の実現に向けた
社協の基盤強化



★:重点活動項目

活動項目(1) 地域福祉活動計画の計画的推進

活動事①	進捗状況の確認と評価の実施	
推進する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・評価委員会の設置 ・事業計画の作成と評価 ・地域福祉担当者会議の開催 	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次地域福祉活動計画は、これまで以上に住民の声を反映し策定した計画であることから、進捗状況の確認と評価が必要になります。 ・また、活動計画を推進するためには、単年度計画である事業計画の作成と評価が重要になります。 	<p>今後の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進目標ごとの事業計画を作成し、地域福祉担当者会議等で各圏域の計画の確認と評価を行います。 ・地域福祉活動計画の進捗状況の確認と評価のための評価委員会を設置します。
第4次地域福祉活動計画の到達点		
<ul style="list-style-type: none"> ・評価委員会を設置することで、計画に沿った事業や活動展開ができています。 ・時代に応じた新たな事業展開について評価委員会等で協議し地域共生社会に向けた事業の展開ができています。 		

活動項目(2) あらゆる世代に届く情報発信の機能強化★

活動事業①		世代に合わせた情報発信	
推進する事業		<ul style="list-style-type: none"> ・社協だより「ふれあい」の発行 ・SNS及びFMラジオの活用 ・ホームページ及び社協スタッフBLOG等の充実 ・社協活動情報発信委員会の開催 	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・社協活動情報発信委員会を毎月開催し、情報発信のあり方や企画等について検討しています。 ・年4回発行の社協だより、ホームページ、社協スタッフBLOG等を中心に活動内容を広報しています。 ・一方、社協のことを知らない市民も多いため、若い世代から高齢世代まで必要な方に情報が届けられるような工夫が必要です。 	今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も社協活動情報発信委員会を開催し、効果的な情報発信のあり方(読んでもらうための工夫、知ってもらうための工夫、市の情報発信機能との連携等)について検討します。
	第4次地域福祉活動計画の到達点		
<ul style="list-style-type: none"> ・社協の情報発信の機能が強化され、社協の認知度が上がっている。 ・地域福祉の理解者や社協の活動事業に参加する市民が増え、地域共生社会の実現に向けた取り組みが進んでいる。 			

活動事業②		オンラインやICTを活用した社協活動の発信	
推進する事業		<ul style="list-style-type: none"> ・ICTの導入による業務改善の推進 ・オンライン会議及び研修会等の充実 	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画(業務改革推進班)において、事務事業の改善・効率化等について協議をしていますが、ICTの導入により、さらに改善が図れる分野や事務事業があります。 ・コロナ感染防止対策として、オンライン会議や研修会を始めましたが、環境面でのハードの整備が必要です。 	今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTの導入により、業務負担の軽減を図ります。 ・外部団体が主催する研修会等も含め、今後もオンラインによる会議等の場面が多くなることが予測されるため、必要な環境整備を行います。
	第4次地域福祉活動計画の到達点		
<ul style="list-style-type: none"> ・事務の簡素化と効率化が図られ、職員の業務負担が軽減されている。 ・時間の効率化が図られ、働きやすい職場環境につながっている。 			

活動項目(3) 民間財源の強化と助成金のあり方検討

活動事業①		地域生活課題解決のための財源の確保	
推進する事業		<ul style="list-style-type: none"> ・会費、寄附金、共同募金 ・寄附付き自動販売機 ・ファンドレイジング 	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・社協の組織運営はもとより、地域に根差した地域福祉事業を継続するため、自主財源の確保が必要です。 ・一方、社会状況の変化(少子高齢化、人口減少、コロナ禍における様々な影響等)により、会費、寄附金、共同募金配分金の収入が減少傾向にあります。 	今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・社協活動の理解者、応援者にご協力いただく会員会費の拡充に努めます。 ・寄附付き自動販売機の設置台数を拡充します。 ・ファンドレイジングの導入について検討します。 ・会費、寄附金、共同募金配分金等の使途の見える化に努めます。
第4次地域福祉活動計画の到達点			
<ul style="list-style-type: none"> ・社協活動の理解者や応援者が増え、地域生活課題を解決するための財源確保が進んでいる。 			

活動項目(4) 社協ガバナンスとしての理事会・評議員会の協議機能強化

活動事業①		「協議会」としての機能強化と職員との交流の場づくり	
推進する事業		<ul style="list-style-type: none"> ・役員評議員合同研修会の開催 ・地域懇談会への参加促進 ・職員との交流 	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・法人運営に係る議決事項を審議いただくため、原則として年4回理事会・評議員会を開催しています。 ・理事で構成する3部会(総務企画財政部会・地域福祉部会・在宅福祉部会)と評議員で構成する全員研究会を設置し、調査研究等を行っています(役員評議員合同研修会としても位置付けています)。 	今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域共生社会の実現」をキーワードに、役員評議員合同研修会を継続して開催します。 ・職員と共に学べる場や交流できる場づくりについて検討します。 ・役員、評議員が地域での協議の場(地域懇談会等)に参加していただけるよう働きかけます。
第4次地域福祉活動計画の到達点			
<ul style="list-style-type: none"> ・「協議会」としての機能を強化しつつ、地域共生社会の実現に向けた取り組みを役員、評議員、職員が一体となって進めている。 			

活動項目(5) 事務局内連携を推進する話し合いの場づくり★

活動事業①		全課参加型の会議の推進	
推進する事業		・地域福祉担当者会議の開催	
現状と課題	・10圏域の地域福祉担当者が集う会議を毎月開催しています。	今後の取り組み	・局内における横の連携を強化するため、地域福祉担当者だけでなく、他部署（総務課・企画福祉課・在宅福祉課）の担当職員も参加する仕組みを作ります。
第4次地域福祉活動計画の到達点			
・各部門の専門性や意見を出し合える担当者レベルの会議として機能し、局内の横の連携が図られている。			

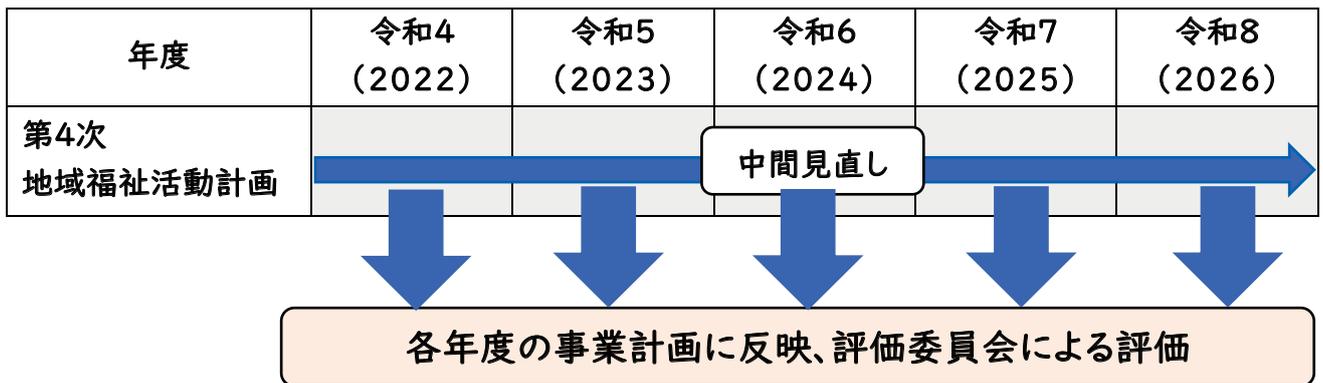
活動事業②		事務局内連携の体制づくり	
推進する事業		・課長会議の開催 ・職員研修の開催	
現状と課題	・会長、常務理事兼事務局長、各課支所長が参加する連絡調整会議を毎月開催しています。 ・各課及び事業所がテーマと企画を出し合い、概ね月1回ペースで職員研修を開催しています。	今後の取り組み	・局内における横の連携をさらに強化するとともに、連絡調整会議に提出する協議事項等を調整・検討するため、本所4課の課長会議を定例開催します。 ・様々な形態の職員研修（階層別、テーマ別等）を継続して開催します。また、事例検討も積極的に行い、各部門の専門性を活かした多職種連携の視点も強化します。
第4次地域福祉活動計画の到達点			
・局内の企画、連絡、調整機能が強化されている。 ・地域福祉の推進役を担う社協職員の知識や専門性、相談対応能力等が向上している。			

【5】進捗管理・推進体制

(1) 進捗管理と評価

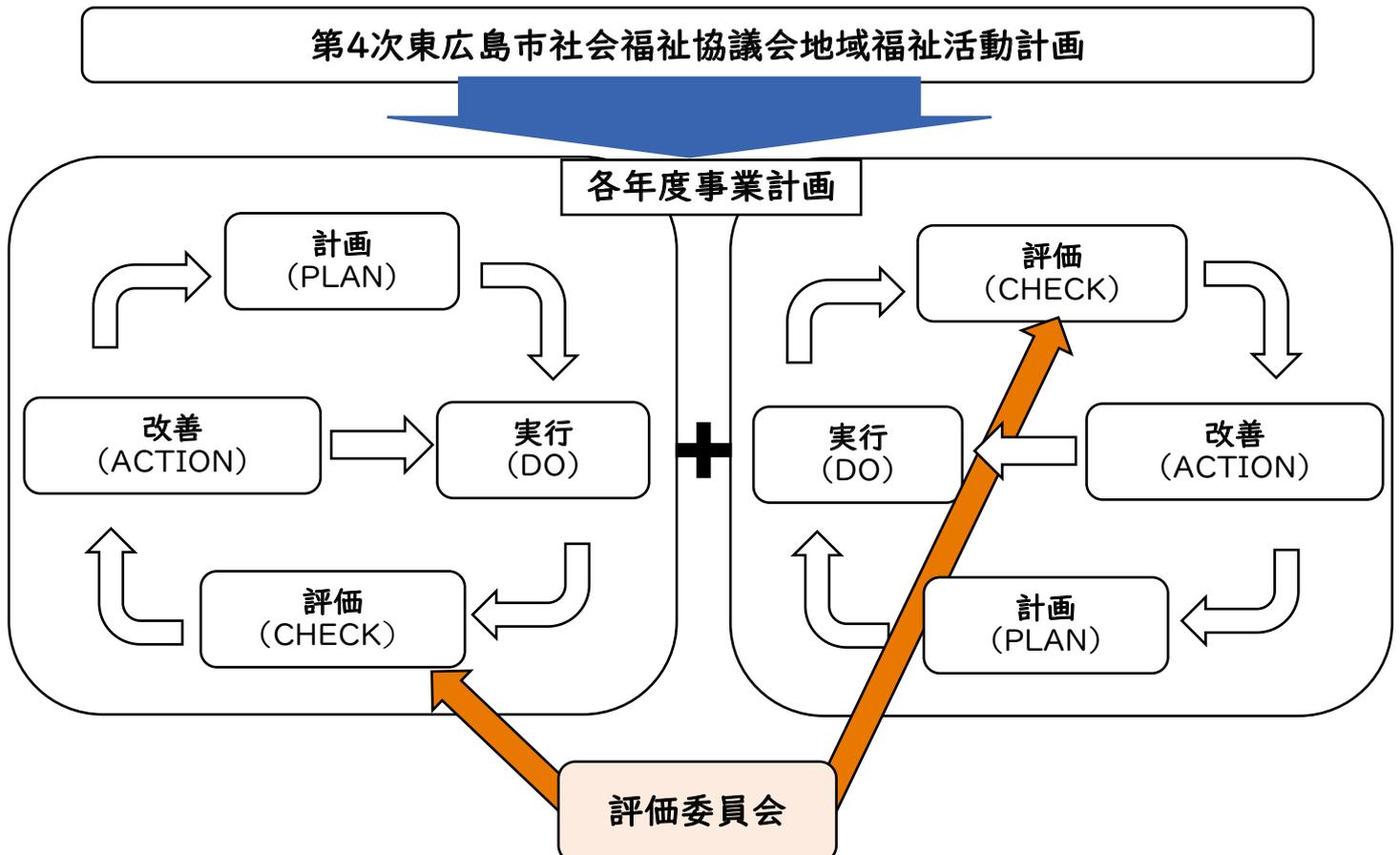
第4次地域福祉活動計画は、社協活動をすすめていく長期的な指針として位置づけられていることから、各年度の事業計画に反映していきます。

また、日々変わりゆく地域情勢や新たに制定される制度・施策に対応するため、評価委員会を設置し、計画の進行状況や今後の方向性などの検討を行い、見直しを行います。評価委員会での評価結果については、理事会へ答申・承認された後に、評議員会へ報告し、承認を得ます。



(2) PDCA・CAPDサイクルに基づく推進体制の強化

本計画を効果的かつ着実に推進していくため、各年度の事業計画に反映するためのPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルと既存事業を活性化させるためのCAPD（評価・改善・計画・実行）サイクルを組み合わせ、推進体制の強化を図っていきます。



10圏域48小学校区の声
(地域懇談会より)





地域懇談会参加者に聞きました！ “これからどんな地域になってほしい？” 第4次地域福祉活動 『地域懇談会』

子育て

地域のみんなで子育て！みんな笑顔になる地域☆☆

大坂 雅子さん
(志和堀保育所)



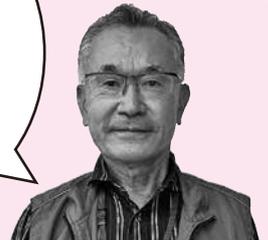
これからも、地域の皆さんに、さりげない見守りを継続してほしいです。



金田敏治さん
(東広島市立 河内小学校 校長)

どんなことでも気軽に話ができ、助け合える住みよい地域にしたい

助け合い



山本 重治さん
(西条南地区民生委員
児童委員協議会 会長)

笑顔と感謝の日々を共に生きていきましょう



千田 康子さん
(原保育園保護者会 会長)

子ども達の原愛♡故郷愛♡が深まる町になってほしいと思います。

みんなで頑張っ
て高齢者に優しい地域を目指す



信楽 和宏さん
(あすか住民自治協議会 会長)



中野 正さん
(小谷小学校区市民協働
まちづくり協議会 会長)

つながり



岡野 姫子さん
(手話サークルたけのこ)

人と人とのつながりが深まり、聞こえない不便に気づくことができる地域づくり

学生と地域の方との交流が増えればいいな！



箱田 倫大さん
(近畿大学工学部機械工学科4年
クリーンライフボランティア同好会)

学生と地域



迫本 勝幸さん
(大田地区住民自治協議会 会長)

人と人とのつながりや地域の絆を深めていく！

人のつながり地域のつながりを大切にしていきたい。



栗原 信明さん
(能良振興協議会 会長)

地域の方の期待に応えられるよう、学生も地域に出てつながりを深めたいです。



吉田 拓生さん
(広島国際大学 健康科学部
医療福祉学科4年)

地域懇談会とは

『地域懇談会』は、地区社協、住民自治協議会、民生委員児童委員協議会、福祉施設をはじめ、企業やNPO法人、学校関係者やPTAなど様々な分野・世代の関係者にご参加いただき、自分たちの住んでいる地域の強みや地域課題、自分たちが取り組めることなどを意見交換してもらいました。参加された皆様からは、「世代間での意見交換や分野を超えた考え方を知ることができて良かった」「また、続けて開催してほしい」などの嬉しいご感想もたくさんいただきました。

計画策定の流れ

- | | |
|----------|-----------------|
| 令和3年 4月 | 策定委員の選任、課題の整理 |
| 令和3年 7月 | 第1回策定委員会 (主旨説明) |
| 令和3年 10月 | 第2回策定委員会 (全体につ |
| 令和3年 11月 | 第3回策定委員会 (論点ごと・ |
| | 第4回策定委員会 (論点ごと・ |
| 令和4年 1月 | 第5回策定委員会 (まとめ) |
| 令和4年 3月 | 地域福祉活動計画の完成 |

計画策定に向けて、 を開催しました！

東広島市社協では、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりと地域共生社会の実現に向けて、令和4年度から8年度までの5か年計画である『第4次地域福祉活動計画』を今年度中に策定することとしています。

策定にあたっては、社協が昨年行った地域アセスメントに加え、地域の方の声をしっかりと計画に反映させるため、市内48地区で地域懇談会を実施しました。地域懇談会の意見をもとに、現在20名の策定委員の皆様と共に、今後のふくしのまちづくりの方向性やあり方について協議しています。

交流

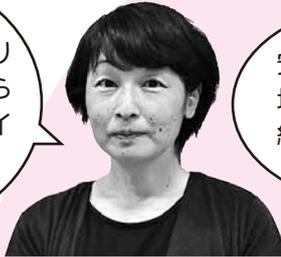


川本 洋一さん
(有川本ストア)

世代間や地域間の交流が活発になったらいいな！

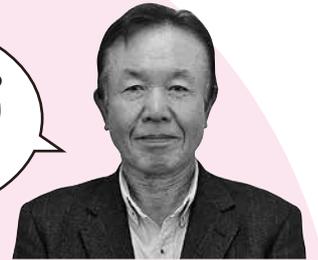
あたたかいつながりの中で、子どもからお年寄りまでイキイキ暮らせる町に。

暮らしやすいまち



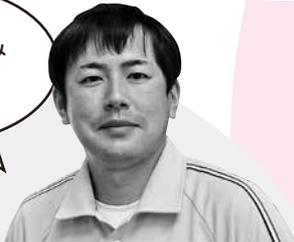
福富 純子さん
(原小学校PTA会長)

安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいきたい。



児玉 守夫さん
(住民自治協議会「四季の里宇山」会長)

みんなが住みよい地域に！



兵頭 孝明さん
(西志和農園)

思いはいっしょよ～。みんなが豊かで幸せに暮らせるように、みんながつながり、みんなで考え、みんなで行ってみたいんじゃないか～



林 和美さん
(福富生涯学習支援センター生涯学習推進員)

医療が地域に根ざした身近なものに！地域活動を通じて、お互いを理解し、知ることが大事！

医療・福祉

医療と福祉が連携して黒瀬がもっと盛り上がったらいいですね。



日野 正平さん
(本永病院)



中本 真吾さん
(社会福祉法人倫)



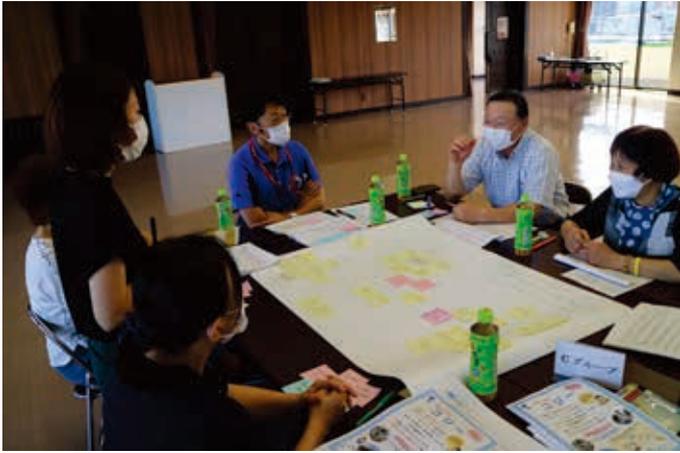
山口 百合さん
(特定非営利活動法人陽だまり 放課後こどもクラブ)

子どもから大人までずっと住んでいたいと思えるような、誰もが安心して暮らせる地域にしていけたらと思います。

地域懇談会実施（～11月）
いて協議）
自治会単位、小学校区単位について協議）
町域単位、市全域について協議）
活動計画の最終まとめ



地域懇談会の様子



西条北圏域



西条南圏域



八本松圏域



志和圏域



高屋圏域

各圏域の懇談会の様子



黒瀬圏域



福富圏域



豊栄圏域



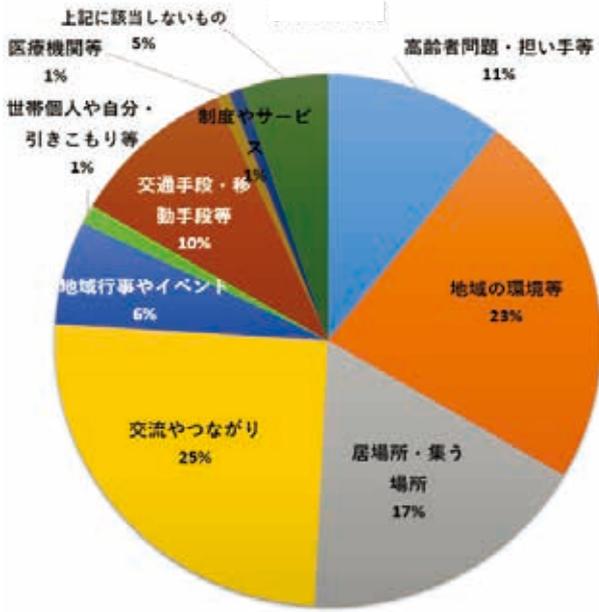
河内圏域



安芸津圏域

■西条北圏域懇談会結果（延べ参加人数101人）

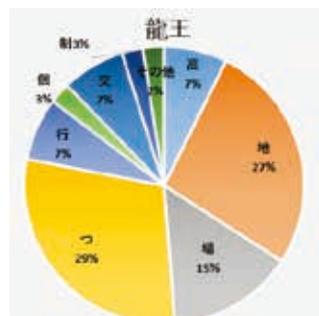
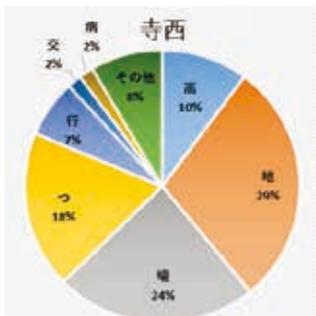
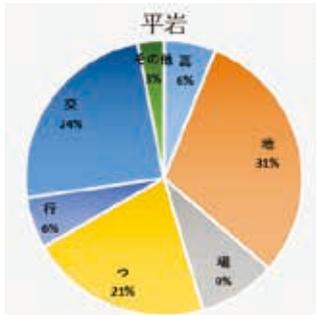
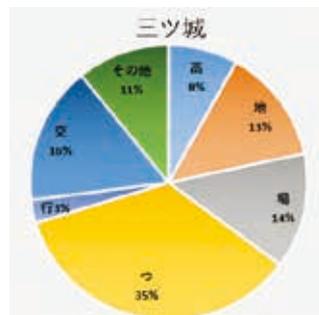
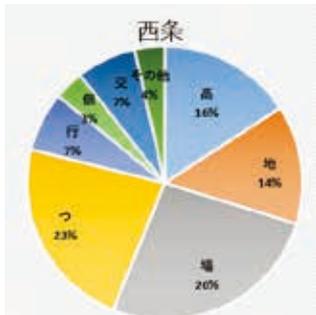
地域の課題・気になること



- 高齢者問題・担い手等
- 地域の環境等
- 居場所・集う場所
- 交流やつながり
- 地域行事やイベント
- 世帯個人や自分・引きこもり等
- 権利擁護
- 交通手段・移動手段等
- 就労やお金
- 医療機関等
- 制度やサービス
- 上記に該当しないもの

【全体分析コメント】

マンション等集合住宅が増え転入者、特に転入者や若い世代との交流が難しいことから「交流やつながり」が最も多く、次いで交通状況の問題や地域の中に気軽に集える拠点が無いことから「地域の環境等」「居場所・集う場所」という意見が多かった。人口流入が著しいことや活動拠点が無いことが、交流やつながりが難しい要因の一つと考えられる。



【小学校区分析コメント】

西条・龍王・三ツ城地区では、転入者が多いことや気軽に集う場所が少ないことで居場所がないことやつながりが希薄になっている課題が約5割を占める結果となった。他地区でも「つながりや交流」は同様に高い割合を示したが、地区によっては地域の環境面（交通量や道路）が大きな割合を占め、高齢者の交通・移動手段や担い手不足も平均的に課題として挙げられた。

地域（参加者）の声・思い

【①地域の強み】

地域の強みとして、共通して地域資源（商業施設、交通機関、医療機関・福祉施設等）が充実しており、買い物や通院といった生活利便性が高い面や子育てしやすい環境にあること、災害が少なく安心して生活ができるといった意見が多かった。また、祭りや盆踊りといった地域行事・伝統文化があることや挨拶や見守り活動が活発に行われているという意見があった。

【②5年後のビジョン】

課題に多くあがった「交流やつながり」「居場所・集う場所」に関連する意見が多く、地域に気軽に集える魅力ある場所ができてほしいという意見に加え、高齢者、若い世代、学生、外国人等が参加できる場づくり・つながりづくり（多世代・異文化交流）を地域資源である商業施設、福祉施設を活用してすすめたいという意見が多かった。

【③地域にできること】

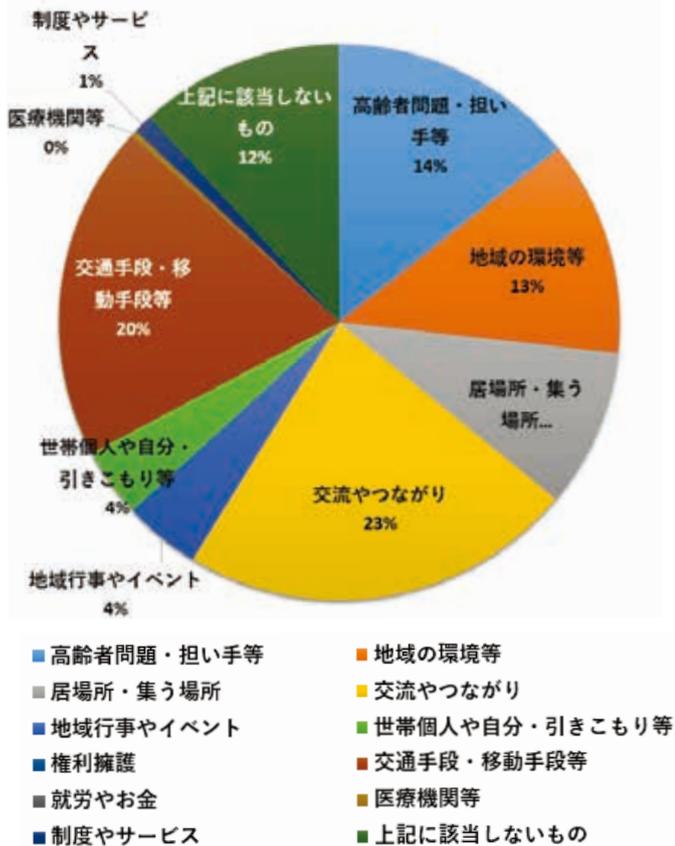
自分でできることでは、継続して高齢者や子どもへの見守り、挨拶、声かけ活動や積極的に地域に関わっていくという意見が多く、地域の取組みでは、福祉施設や企業、大学、社協といった多様な関係機関団体、専門職と連携し、勉強会や相談会の開催や多世代・異文化交流できる場づくり、つながりづくりをしていきたいという意見があった。

担当者考察

都市部では、マンション等集合住宅も多く、近隣住民同士で交流する機会が少ないことから「交流やつながり」が共通課題となっている。また、多世代・異文化交流の必要性を感じているが、つながる方法が分からないことや他機関との連携を望む声は多いが、企業や福祉施設等を地域資源として捉えることやつながる方法が分からないといったことも考えられる。

■西条南圏域懇談会結果（延べ参加人数 103 人）

地域の課題・気になること

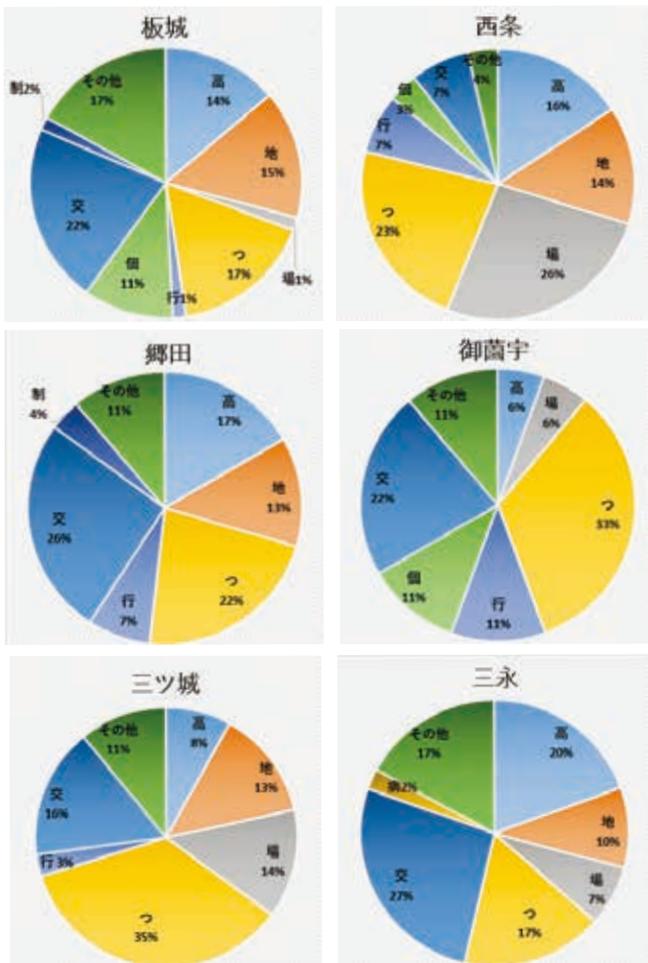


【全体分析コメント】

『交流やつながり』の課題が一番多く、転入者や学生・外国人、特に若い世代とのつながりが希薄だという意見が共通していた。「交流をしたいが、集う場所がない」というハード面の課題と「どのように関われば良いか分からない」という関係づくりの課題に大きく分けられる。次いで、『交通手段』『高齢者問題』が多く、特に山間部では「高齢になると交通手段がない」という意見が多くあった。

【小学校区分析コメント】

西条・三ツ城・御菌宇は若い世代や転入者、集合住宅が増加しているため『交流やつながり』の割合が特に多かった。また西条・三ツ城では『集う場所』の課題が非常に多くあげられた。反対に中心部では少なかった『交通手段』の課題が、板城・郷田・三永の山間地域で顕著であった。集う場所と交通について小学校区で差が見られる結果となった。



地域（参加者）の声・思い

【①地域の強み】

「親切な人・協力的な人が多い」「挨拶や声掛けをしてもらえる」という意見が多くあった。また、地域行事に若い世代も参加している、外国人や学校との交流の機会があるという意見から、地域内の連携やつながりがすでにできていることが分かった。しかし、地域活動に参加していない世帯・世代とは交流が無いという意見もあった。その他中心部は多様な地域資源や高い利便性、山間部は豊かな自然と暮らし易さが強みとしてあがった。

【②5年後のビジョン】

誰もが集まれる場所を作りたい、学生・地域団体・専門職などと連携して地域活動を進めたい、行事を継続して地域全体を巻き込みたいなど、どの意見も最終的に、様々な人・機関との『つながりづくり』に結びつくものであった。また、少数ではあるが、参加する人はいつも同じ、声を出せない人を救いたいという意見や情報発信、防災、お助け隊の組織についての意見も出ていた。

【③地域にできること】

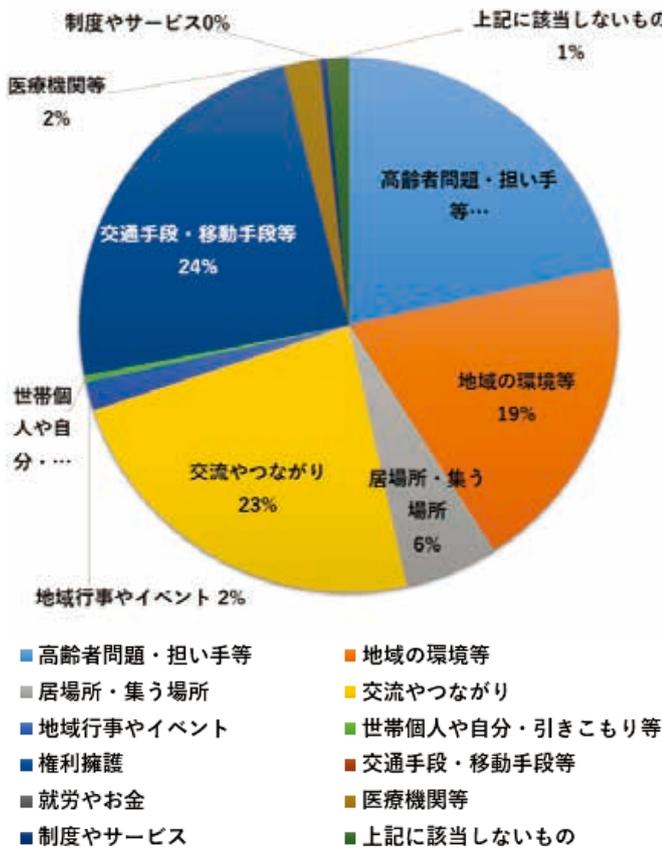
自分にできることは、地域行事への参加や集いの場等の活動の継続、見守りや声掛け、挨拶をすることが主な意見であった。また、声があれば集いの場の世話人ができるという意見もあった。協力があればできることは、集いの場づくり、気軽な相談窓口の設置、小地域～自治協単位の協議の場づくり、自治協や専門職、学校と連携した地域活動などで、今回の地域懇談会のような場を求める声も多くあった。

担当者考察

小学校区別に見たとき、集う場所があり地の住民が多い山間地域でも、『交流やつながり』の課題が中心部と同程度あがっていた。これは、『集う場所』の課題が解決されたとしても、『つながり』の課題解決に直結する訳ではないこと、山間地域でも同じように課題があるのだと考えられる。既存の活動や強みを活かし、つながりの無い住民も巻き込む活動が必要であると思う。

■八本松圏域懇談会結果（延べ参加人数 85 人）

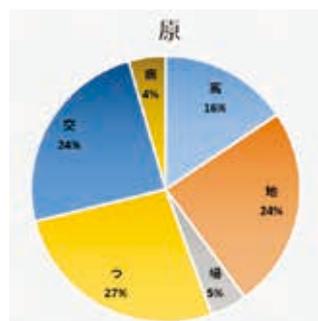
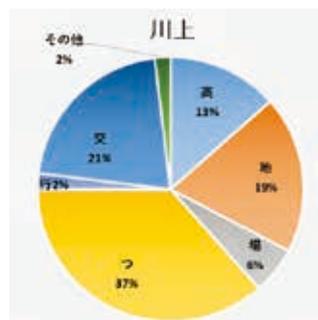
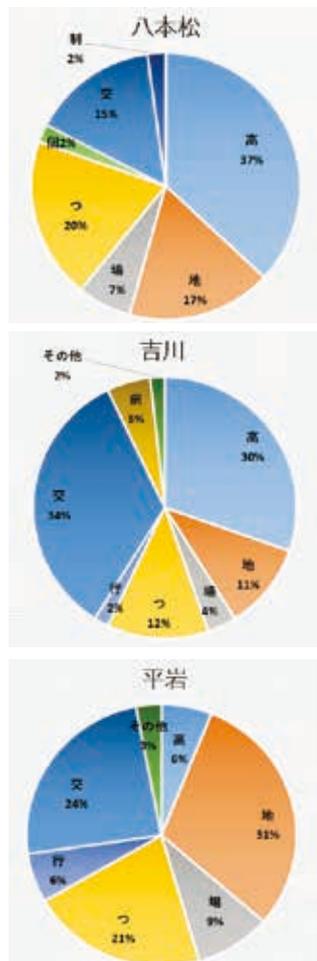
地域の課題・気になること



【全体分析コメント】

『高齢者問題・担い手』『地域の環境等』『交流やつながり』『交通手段・移動手段等』の4項目で全体の8割を超える意見があった。細かくは地域環境により異なるが、全体を通して行事や場所、担い手がないために多世代交流の減少を課題として挙げる地域が多い。『高齢者問題・担い手』には若い世代や子どもの減少も含まれており、子どもが遊ぶ公園がない意見も全体共通で挙がった。

【小学校区分析コメント】



八本松は土地柄ゆえの問題意見が多く、団地では交通の不便さを課題とする意見が多い一方で、比較的周りに地域資源がある所は高齢化やつながりを課題とする意見が多い。吉川では地域資源（交通、商業施設、病院、公園等）がない事を挙げる意見が3割を超えており、どの地区よりも高い割合を占めている。平岩は八本松と西条北にまたがる地域ゆえのつながりにくさや転入者との交流、川上は転入者とのつながり、原は多世代交流、行事が少ない意見が多く挙がった。

地域（参加者）の声・思い

【①地域の強み】

自然や景観が素晴らしく住みやすいとの意見
はどの地区でも挙げられた。地域別の強みとし
て、八本松地区では自治協・福社会・地区社協・
サロン活動が積極的で、情報連携もできている事
を挙げる声が多かった。吉川では企業（マイクロ
ン）との連携や特認校について誇れるものがある
意見が多く挙げた。平岩では駅や商業施設、病
院等の地域資源が多い点。川上では若い世代が増
えてきている点、原では周辺に福祉施設など社会
資源が充実している点が挙げられている。

【②5年後のビジョン】

全体を通して『地域の中で助けあい・支えあえ
る関係づくり』の声が一番多くみられた。また、
『夏祭りなどの行事や地域の歴史を次世代に継
承して残していきたい』『次世代につないでいき
たい』意見はどの地区でも共通して出ており、強
みで自然環境を挙げている事と同様にその土地
を愛し、生活を続けていきたい思いの強さを感じ
られた。

【③地域にできること】

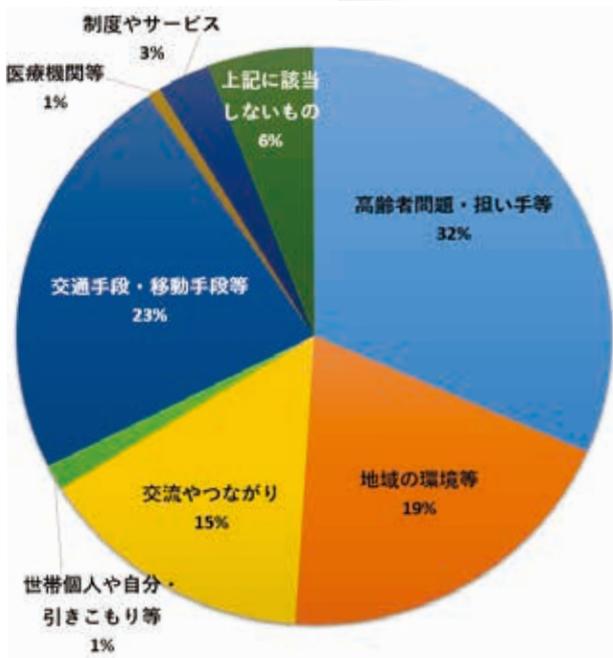
全体共通として挨拶や見守り、サロン活動など
普段の活動を継続していく意見が多く挙げた。
特に八本松地区では今年度から取り組まれてい
る『あいさつ・声掛け・見守り運動』からつなが
り作りを大切にしていきたい意見が多い。吉川では農
業や行事、景観の継承に力を入れたい声が多く、
原では地域センターで交流活動に力を入れてい
きたい意見が多く、川上では関係機関が協力し意
見集約の場を設けること挙げた。

担当者考察

全体として『高齢化』『子どもの減少』『若い
人たちとのつながりが少ない』と言った意見が多
い。地域の強みでは関係機関や企業との連携が
とれていると挙げているが、多世代交流の必要
性を理解しながらも現状は出来ておらず、PTA
役員からは「地域活動は自分の親世代がしてい
るので分からない」いった意見もあり、若い世
代が地域の事をまず知るきっかけや気持ちづく
りが大切ではないかと感じた。

■志和圏域懇談会結果（延べ参加人数 47人）

地域の課題・気になること

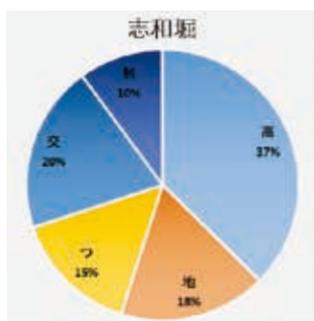


- 高年齢者問題・担い手等
- 居場所・集う場所
- 地域行事やイベント
- 権利擁護
- 就労やお金
- 制度やサービス
- 地域の環境等
- 交流やつながり
- 世帯個人や自分・引きこもり等
- 交通手段・移動手段等
- 医療機関等
- 上記に該当しないもの

【全体分析コメント】

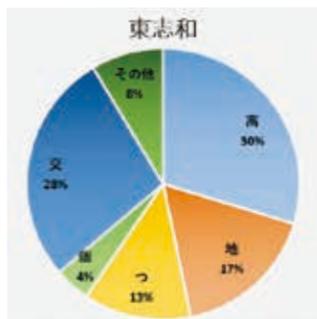
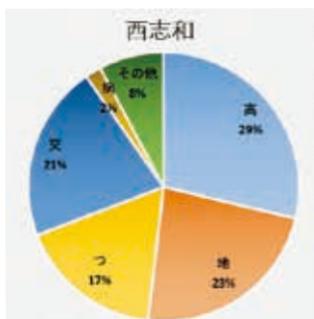
地域の中で高齢者が増加し、子どもや若者が減少していることに伴い、地域活動を引き継いでくれる次世代がおらず、地域活動の継続が困難になることに危機感を抱いている人が最も多かった。

また、「交通手段」の問題や「空き家」「田畑の草刈り」などの地域環境の問題とともに、若者世代や転入者、外国人とのつながりの弱さを課題として挙げている声も多かった。



【小学校区分析コメント】

いずれの小学校区においても、「高年齢者問題」と「担い手不足」を地域の課題として挙げている人が最も多かった。



一方で、小学校区ごとの特徴的な課題としては、西志和では外国人とのつながりづくり、東志和では小学校統合後の子どもたちとの交流、志和堀では災害時の避難先がそれぞれ挙げられていた。

地域（参加者）の声・思い

【①地域の強み】

「人が温かく、地域の人同士つながりが強い」、
「隣り同士協力的でつながりが強く、お互い助け
合う気持ち強い」、「団結力がある」、「地域の行
事に協力的でまとまりやすい」など、地域の人
同士の繋がり強さを地域の強みとして挙げる
人がとても多かった。

また、「自然が多く、ホテルなどがおり、気持ちが
和む」といった自然環境の良さを強みとして挙げ
ている人も多かった。

【②5年後のビジョン】

「地域みんなで助け合って協力して暮らせる地
域」「何かあった時に、隣近所で助け合える地域」と
いったように、お互いに助け合いのできる地域を目
指すべき地域像として挙げる人が最も多かった。

また、「若い人と連携・コミュニケーションが取
れる地域」「価値観の違いを認め合い、外国人労働
者とも共生のできる優しい地域」「閉校後も地域の
子どもたちの見守りが継続できる地域」など、世代
や人種を超えた繋がりのある地域像を挙げる声も
多かった。

【③地域にできること】

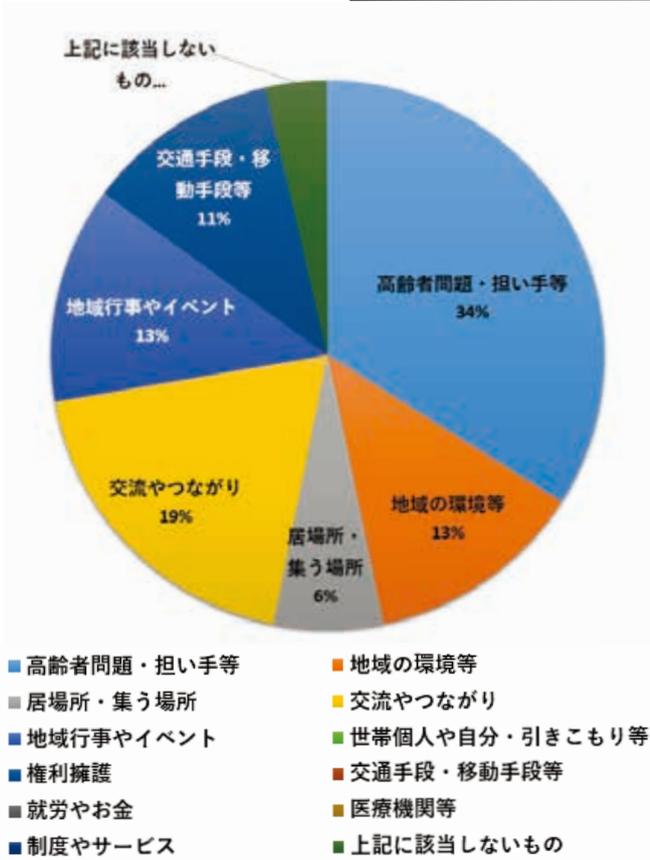
5年後のビジョンの実現に向けた地域での取組
みとして、「近所のちょっとした困りごとを解決す
るための活動を行う」、「高齢者や一人暮らしの方
のちょっとした困りごとを有償で担う組織を立ち
上げる」といった助け合い活動に関する取組みや、
「若いお母さん、近所の障害のある人たち、地域の
外国人などと交流を持つ・企画する」といった繋が
りづくりに関する取組みが多く挙げられていた。

担当者考察

志和町は、町内に長く住んでおられる方がとても
多く、地の人同士のつながりが非常に強い地域であ
る。そのため、お互いにつながり合える基盤はす
でにしっかりと築かれているので、そこに若者世代や
外国人、転入者などの地の人以外との豊かなつなが
りが加われば、「地域みんなで助け合って協力し
て暮らせる地域」を実現していけるものと思われ
る。また、地域の中での「助け合い」を実現してい
くためには、活動を組織化することが今後必要とな
ってくるものと思われる。

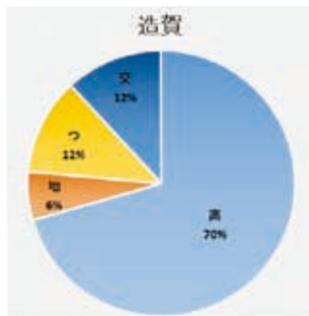
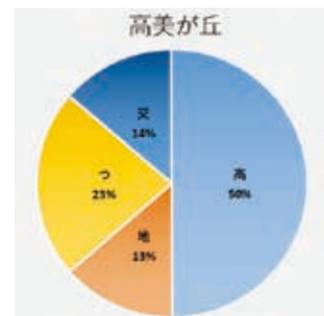
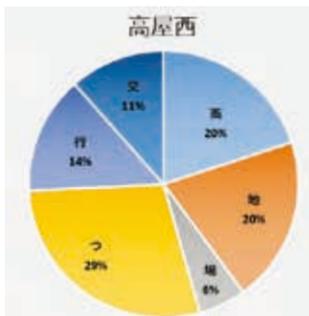
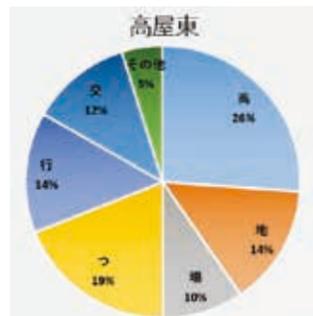
■高屋圏域懇談会結果（延べ参加人数 82人）

地域の課題・気になること



【全体分析コメント】

高齢化による地域行事やイベントなどの担い手不足、高齢者の見守りの仕組みづくり、買い物・通院等の交通弱者の増加の問題、世代間のつながりの希薄化など、団塊世代の高齢化に備えて、小地域での協議・検討の場づくりが必要となってくる。



【小学校区分析コメント】

近隣との交流の場や集まる機会が少ないことや地域の担い手不足、買い物や通院の移動手段、粗大ごみ等の処理の問題や休耕田の管理などの問題が挙げられているが、町内は田園地域や都市部もあり、小学校区範囲内でも課題が合うため、地域の課題の解決に向けて小地域単位での協議・検討の場づくりが必要となってくる。

地域（参加者）の声・思い

【①地域の強み】

各小学校区の自治協や自治会・区長会、お助け隊、地区社協・サロン世話人交流会、老人会等で、毎月、定期的に集まって話し合いや研修会を開催するなど既存の話し合う場があり、関係機関と連携し、既に地域課題解決に向けた取り組みを行っている地域もある。社協や関係機関・専門職等が既存、もしくは新たな協議体と連携し、住民だけでは解決できない課題解決に取り組んでいく必要がある。

【②5年後のビジョン】

地域住民が集まる場所を作るなど、ご近所同士が気軽に声を掛け合える、横のつながりづくりを大切にしたい、若い世代が住みやすいように定住促進に力を入れる、交通の利便性がよくなって欲しい、SOSを発信できない人の困りごと高齢者でも生活しやすい仕組みづくりを行うなどの意見が挙がった。

【③地域にできること】

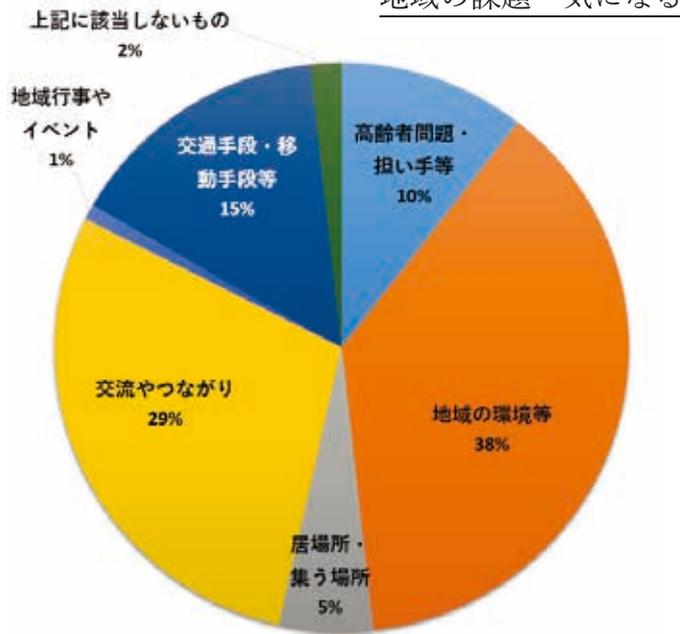
自主的にあいさつ（運動）や地域で困りごとを抱えている住民に声掛けや出会ったらなるべく話をする、見守りを兼ねて訪問することや、サロンや通いの場など小地域の集まりに参加することで、地域住民に気軽に声を掛けやすくなった、また、横のつながりをつくる、話し合いの場（世代間・自治会・区長・サロンなど）を作るなどの意見が挙がった。

担当者考察

高齢化による担い手不足や地域行事の衰退など地域の担い手を増やしていくために地域デビュー講座や研修会開催や地域の各種ボランティアグループ等の団体との連携、地域住民同士のつながりの希薄化等から、地域住民が交流できる居場所づくりや地域課題解決のための話し合いの場づくりを進めて行くことが必要であると考えます。

■ 黒瀬圏域懇談会結果（延べ参加人数 83 人）

地域の課題・気になること



- 高齢者問題・担い手等
- 居場所・集う場所
- 地域行事やイベント
- 権利擁護
- 就労やお金
- 制度やサービス
- 地域の環境等
- 交流やつながり
- 世帯個人や自分・引きこもり等
- 交通手段・移動手段等
- 医療機関等
- 上記に該当しないもの

【全体分析コメント】

「地域環境（空き家や交通量の増加、公園が無い等）」の具体的な課題と、「住民相互のつながり等」今以上に良くしたいという視点で課題を捉えた意見が多く、車が無い生活に対する不安の意見もあった。農村部と住宅団地等で課題認識に差があったのは、買い物等日常生活についての利便性である。その他、幅広い世代への情報発信と大学生の力、地域公共交通のさくらバスへの期待が高いのは黒瀬地区の特徴的。

【小学校区分析コメント】

共通課題は子育てに関する環境整備、特に公園がないことが挙げられた。板城西、上黒瀬、乃美尾、下黒瀬では世代間のつながりの必要性や若い人との意見交換の場づくり、農業の維持などが課題とされた。住宅団地の多い中黒瀬では独居高齢者の増加や自治会未加入世帯との交流手段が課題とされ、30～40代の参加者からは子育て親同士のつながりや地域活動等の情報発信への意見もあり、若い世代へのつながり支援の課題も表出した。



地域（参加者）の声・思い

【①地域の強み】

全域において、高齢者・子どもの登下校時の見守り活動ができており、地域行事や高齢者の健康づくりに熱心であるという意見が多く、環境面では豊かな自然環境に加え、東呉道による山陽道や空港への利便性の向上、呉市や広島市などへの交通アクセスの良さ、保育園から小・中・高・大学、特別支援学校までの教育施設が揃い、学生が地域活動に参加できることが挙げられている。

【②5年後のビジョン】

全域に共通した意見は『若者も含め地域の住民が気軽に意見交換できる場がある』、『行事やイベントなどの地域の伝統を継続・継承される仕組みを作っていく』ことが挙げられている。また、『学生や子育て世代にも情報が行きわたる仕組み』や、『気軽に相談できる仕組み』を作ること、世代に関係なく孤立を防ぐ地域を作り、高齢者だけでなく若い人や子どもにとって住みやすい町にしていきたいという意見もあった。

【③地域でできること】

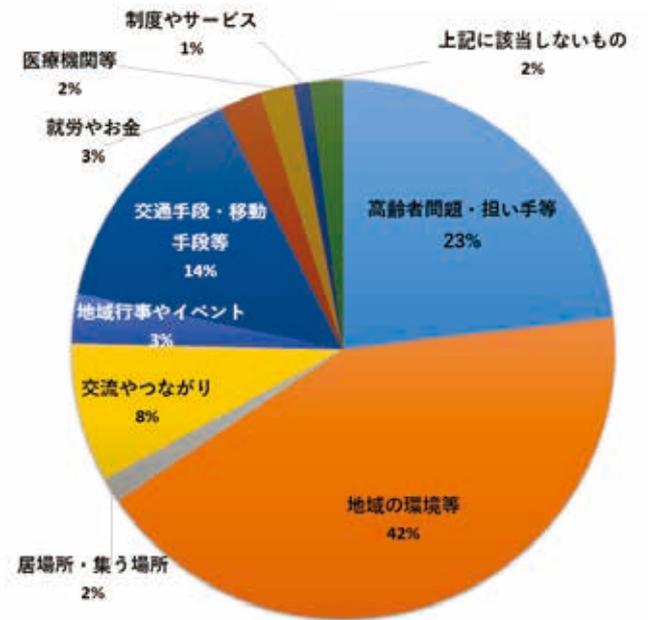
世代に関わらず最も多かったのは「顔の見えるつながりづくり」に取り組むことである。個人では挨拶や健康維持、自分が地域に興味を持ち地域活動に参加することで維持継続を図る等の意見が多かった。この他、小地域での意見交換の場づくりや活動拠点として場の提供、学生による情報発信、近隣での見守り・声掛けの継続など、住民間で取り組みたい活動についても基本を押さえた積極的な意見が挙げられた。

担当者考察

懇談会には、意図的に自治協や地区社協と接点が少ない世代の方に多くご参加いただいた。このため、若い世代に対する情報やつながりの無さが課題として表出したことは新たな発見である。また、自治協などの地縁組織から『若い世代との意見交換やその場づくりを行い、地域の活性化を図りたい』という意見が多く挙げられたことは、今後の地域における協議の場の設定について生かすべき点である。懇談会では「住民相互のつながり」を重視する声が多い一方、見守りや声掛けから派生する相談ごとに対する地域の支援体制や仕組みが整っていない現状は今後、協議すべき大きな課題の一つであると考えている。

■福富圏域懇談会結果（延べ参加人数41人）

地域の課題・気になること



- 高齢者問題・担い手等
- 居場所・集う場所
- 地域行事やイベント
- 権利擁護
- 就労やお金
- 制度やサービス
- 地域の環境等
- 交流やつながり
- 世帯個人や自分・引きこもり等
- 交通手段・移動手段等
- 医療機関等
- 上記に該当しないもの

【全体分析コメント】

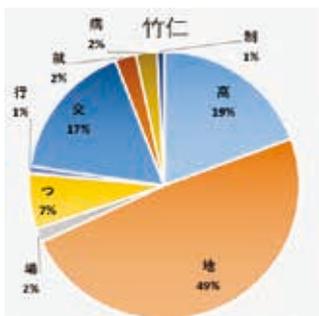
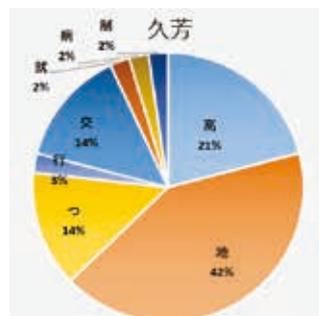
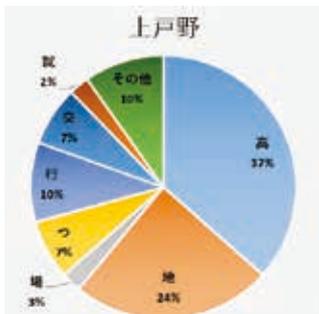
全体として、人口減少に伴う地域行事等の「担い手不足」や耕作放棄地や農地への害鳥獣被害等の「地域環境」の課題が多く聞かれた。また子育て世代から高齢者までの多くの世代から買い物・通勤・通学に利用する「交通・移動手段」への意見が多く聞かれた。また、一方で地域の繋がりが希薄になり

つつあるという意見も聞かれ、ハード面とソフト面

どちらの意見も地域懇談会で課題として挙げられた。

【小学校区分析コメント】

3地区共通で「商店がない」「空き家が多い」等の地域環境に関する意見が多く聞かれ、次いで「少子高齢化」「過疎化」等の担い手不足の課題が多く聞かれた。また、竹仁地区、久芳地区の集計が似ているに対し、3地区の中で高齢化率が高く、人口の最も少ない上戸野地区では、他の2地区に比べ、農業や地域行事の「高齢者問題・担い手」に関する課題が多く聞かれたのが特徴的であった。



地域（参加者）の声・思い

【①地域の強み】

小さな地域であるため顔見知りが多く、昔ながらのご近所同士の繋がりも今だに強い。道の駅・福富ダム・カドーレ等魅力的な施設が多く、人が集まる施設も多く存在する。

また、車で市街地まで20分程度で行けるため、都会過ぎず田舎過ぎず住みやすい地域である。農業も盛んでご近所同士のお裾分けが自然にできる人情味のある地域である。

【②5年後のビジョン】

IターンやUターンの人を増やせる魅力ある地域にしたいと考える人が多かった。そのためにSNS等を活用した積極的な情報発信や移住促進だけでなく福富町の応援団を増やす活動を行っていきたいという意見が聞かれた。また、世代間交流の場づくりの拡充や災害に強い地域づくり等の意見が聞かれた

【③地域にできること】

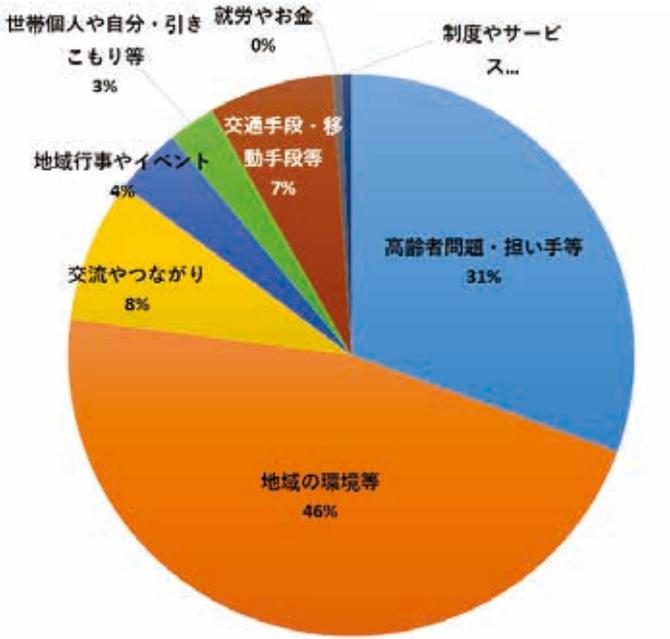
個人でできることとして、百歳体操の参加による健康寿命の延伸、声掛け、見守り等が挙げられた。また、地域で協力してできそうなこととして男性の集える場の創出やちょっとしたことを手助けしてくれるおたすけ隊活動、世代間交流の場づくり等が挙げられた。また、サロンや通いの場等の小地域活動を活性化することで希薄になりつつあるコミュニティの再構築を目指したい。

担当者考察

人が少ないことを課題としてあげる人がいれば、人がいないからここに来たという移住者も居り、課題が一方で強みになるのだと感じさせられた地域懇談会であった。高齢化による担い手不足で地域活動の現状維持すら難しい地域が多くある中で、今後は横の繋がりだけでなく多世代の繋がりづくりができる場・活動が必要になってくると感じた。

■豊栄圏域懇談会結果（延べ参加人数72人）

地域の課題・気になること



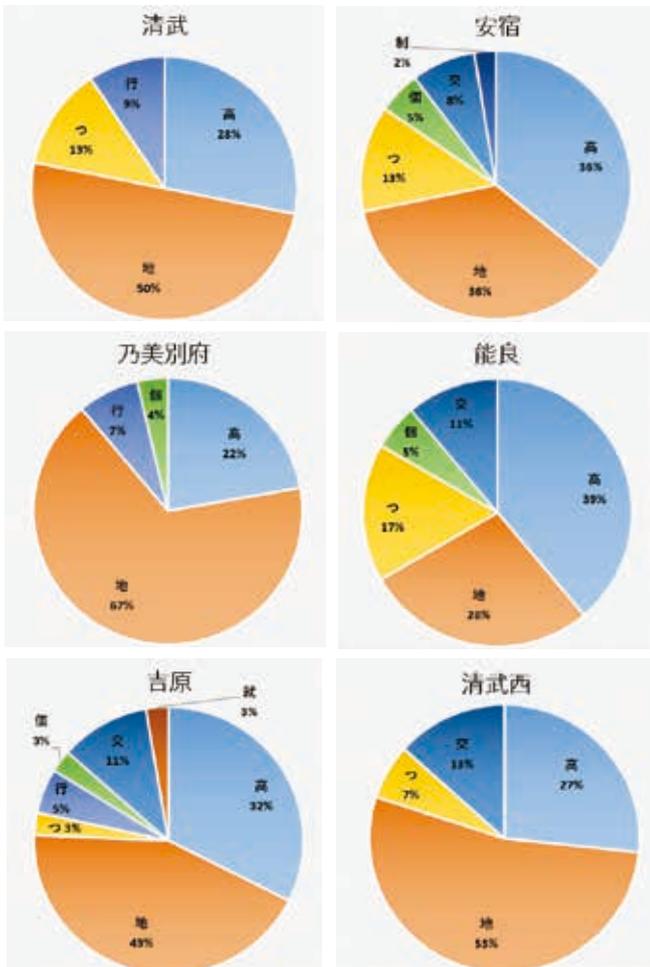
- 高齢者問題・担い手等
- 居場所・集う場所
- 地域行事やイベント
- 権利擁護
- 就労やお金
- 制度やサービス
- 地域の環境等
- 交流やつながり
- 世帯個人や自分・引きこもり等
- 交通手段・移動手段等
- 医療機関等
- 上記に該当しないもの

【全体分析コメント】

全体の約半数を占めている「地域の環境等」は、少子化、人口減少、世帯減少、空き家の増加、害獣被害などが主な内容である。また、少子高齢化により農業への後継者不足や地域の担い手不足などの課題につながっていると捉える意見もあった。また、車が運転できなくなった時の移動手段に不安を感じているという意見も挙がっている。

【小学校区分析コメント】

全地域で「地域の環境等」「高齢者問題・担い手不足等」の意見が多く挙げられ、共通課題として捉えられる。清武、安宿、能良、乃美別府地域は地域行事の減少や交流する機会が減少している現状から、地域内のつながりの維持、移住者との交流の機会、多世代とのコミュニケーション不足が課題として挙げられた。吉原、清武西地域は商店や医療機関等への移動手段に不安を感じているという意見が挙がった。



地域（参加者）の声・思い

【①地域の強み】

「空気や水がおいしい」「四季折々の景色が良い」「夜空がきれい」など、自然豊かな地域であるという意見が全地域で挙がっている。また、隣近所での見守り活動や助け合い、気かけ合いなど昔ながらのつながりが強い地域でもある。その他、「豊かに住みたい」と空き家に移住される家族がいることは地域の特徴である。

【②5年後のビジョン】

「豊かな自然を活かした交流の場」「地域行事の継続」「農業体験」「移住者との交流」など世代間交流の機会を望む意見が挙がった。また、「困った時に『助けて』と言える地域」「近所同士のつながりや見守りができる関係づくり」「人とのつながりが強い地域」などの意見も挙がった。その他、「免許返納後、安心して生活できる交通システム」や「様々な分野での後継者の育成」などの意見もあった。

【③地域にできること】

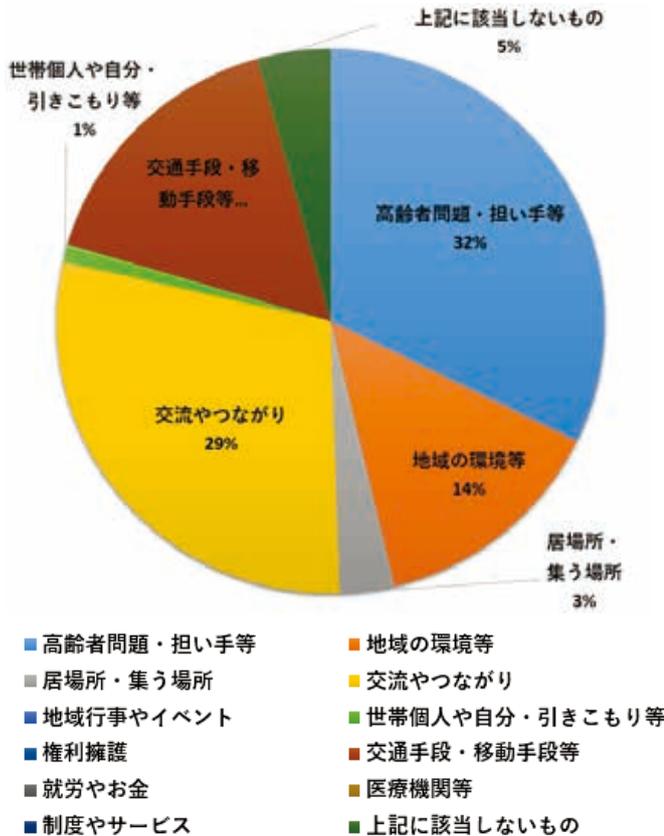
自分にできることは、「健康であること」「見守りや声かけ」「地域行事やサロン活動、通いの場の継続と参加」など今できていることの継続の意見が多かった。また、空き家の片付け隊、移住者との交流や懇談会、多世代交流など住民間同士での取り組みが必要であるという意見も挙がった。その他、企業との連携や地域の良さや魅力などの情報を多方面に発信することが挙げられた。

担当者考察

地域懇談会で「自然豊かな地域を活かして若い世代の移住者が増え活気のある地域にしたい」という住民の想いを強く感じた。世帯減少、少子高齢化により空き家問題、後継者不足、地域活動への担い手不足などに影響がある。また、店、医療機関等が中心部に集中していることから移動手段の課題は大きい。現在の地域活動を継続しながら、住民同士のつながりを深め、住みたい地域づくりに向け住民・行政・専門職等の協議の場と連携は必要である。

河内圏域懇談会結果（延べ参加人数47人）

地域の課題・気になること

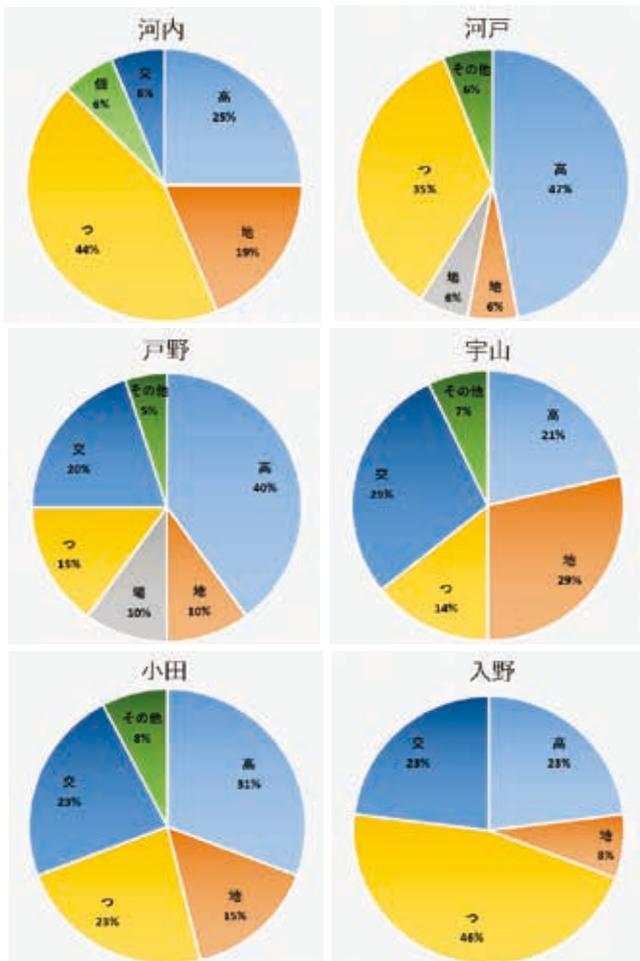


【全体分析コメント】

少子高齢化に伴い、担い手不足や移動手段の確保、様々な行事での子どもや若者との交流が難しく内容等の検討が必要となっている。またコロナ禍により、地域サロンや地域行事、地区社協活動である見守り活動、配食等の福祉活動、災害時の避難等にも影響があり、交流やつながり、助け合いの取り組みも難しくなっている状態である。

【小学校区分析コメント】

河内、河戸、入野では、交流やつながりの見直しについて挙がっている。宇山については地域環境の悪さによる高齢者の移動の確保が課題となっている。小田は、高齢化や地域環境、交流つながり、移動手段等の様々な課題に分かれている。戸野は高齢化により農業を始めとする組織の担い手の確保が課題となっており、この課題については、どこの地域も抱えていることでもある。



地域（参加者）の声・思い

【①地域の強み】

地域サロンは、各地区にあり、毎日型や週1回のサロンがある。見守りも、民生委員を中心に見守りサポーター、住民自治組織、ボランティア等多岐にわたり、それぞれの地域で住民主体の活動が行われている。また、緊急連絡網の整備や避難訓練等により、災害時に支援する人を決めて、当人同士の連絡先交換等つながりを心掛けている。

【②5年後のビジョン】

つながりの希薄化に歯止めをかける為、見守り活動の情報共有を図りながら、組織化への取り組みと活動の可視化をすること。子供や男性、移住者との交流の機会を図り、次世代の担い手を確保すること。地域行事への参加を促すための送迎やデマンドタクシーの活用。農業法人の経営の充実を図ることや、道の駅や喫茶店等を開設することにより、就労の場や買い物、交流の場等を確保。地域活動の情報発信等の意見が挙がった。

【③地域にできること】

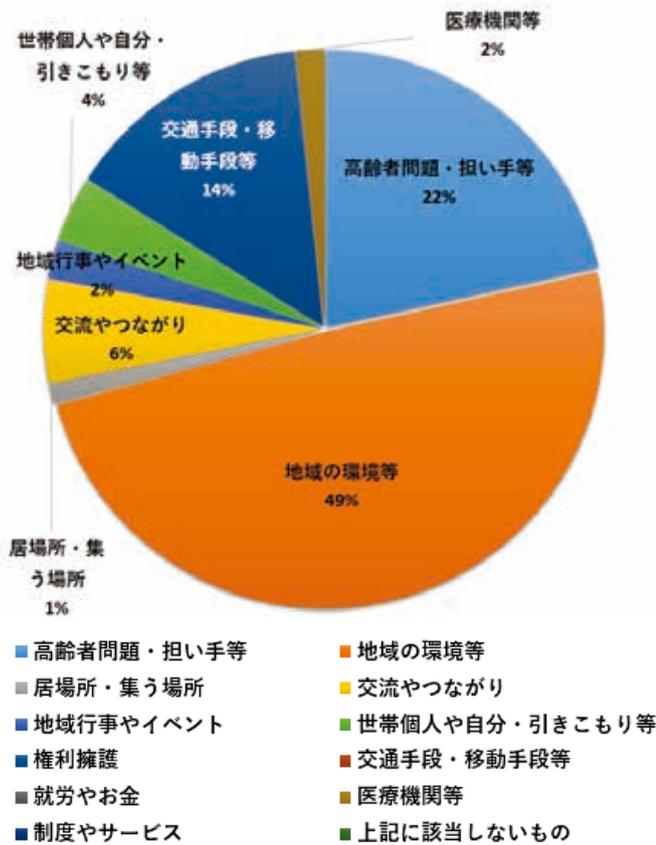
地域サロンや地域行事の在り方、移動手段の確保、ゴミステーションの配置、見守り活動の充実、個人情報の開示等について、小地域での意見交換の場を設置し、今後の取り組みについての協議を深めていくことや、インスタ等のSNSを活用し、河内のおいしい野菜やイベント、日頃の活動等を情報発信すること等の意見が挙がった。

担当者考察

河内は中山間地域であり家と家が離れ勾配がある為、高齢により移動が難しく何事にも参加しにくいという課題がある。また、少子高齢化により、イベント等を開催しても、子どもや若者、男性の参加が少なく、若者との世代交代ができていく状況にあると思われる。また、コロナ禍により、地域サロンや地域行事が中止となり、つながりを大切にすべく見守りや助け合いの組織化が必要とされていると感じた。

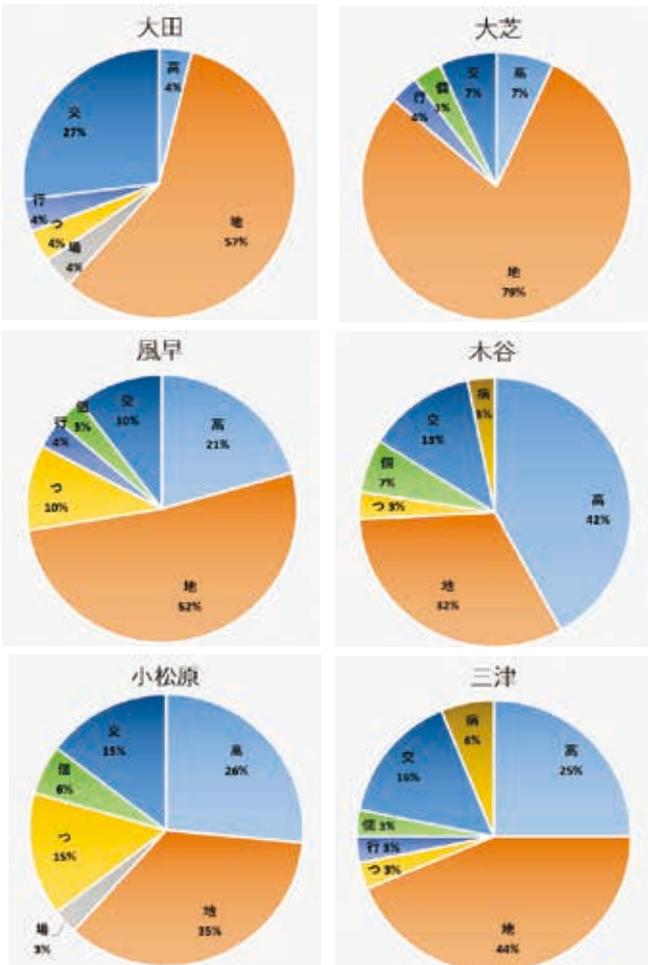
■安芸津圏域懇談会結果（延べ参加人数71人）

地域の課題・気になること



【全体分析コメント】

「人口減少」「耕作放棄地の増加」「空き家の増加」「商店等の不足」「自然災害が多い」など『地域の環境等』に関する課題が一番多かった。次いで「高齢化」や「活動の担い手不足」「移動手段」などの課題が多く、急速に進行している少子高齢化や人口減少の影響が大きく関係していることが伺える。



【小学校区分析コメント】

大芝、大田など周辺地域で、『地域の環境等』の課題や「移動手段」などの課題が特に多かった。また、「人と人のつながりの強さ」がどの地域でも挙げられていたものの、風早、小松原では、「あまり近所付き合いがない」など課題とされている意見も多くあり、『交流やつながり』の状況に地域差が見られた。

地域（参加者）の声・思い

【①地域の強み】

「地域の団結力がある」「転入者に対しても温かい」「住民同士の仲が良い」など人と人のつながりに関する意見、「温暖で自然が豊かである」「景色がすばらしい」など自然環境に関する意見、「じゃがいもや柑橘がおいしい」など地元の特産品に関する意見、また「伝統行事やまつりが多い」「集いの場や話し合いの場がある」など交流に関する意見が多く上がった。

【②5年後のビジョン】

「お互いに助け合える地域づくり」「さまざまな人が活躍できる拠点ができたらよい」など、『交流やつながり』『居場所、集う場所』の充実に関する意見がどの地域でも多くあった。その他、「いつまでも元気で暮らしたい」といった健康に関する意見、「若者の定住・人口増加」を期待する意見、「交通手段の充実」を希望する意見もあった。

【③地域の取り組み】

自分でできることは、「見守り」「ゴミ出しや草刈りなどの助け合い」「環境保全のための清掃活動」「次世代へ地域の伝統文化を継承する」「若者の定住・流入を促すための地域の魅力発信」などの意見があった。協力してほしいことは、「フレイル予防や健康寿命を延ばすための指導」「何でも相談できる窓口の設置」「地域活動のきっかけづくり」「空き家の有効活用」「交通手段の充実」「耕作放棄地の整備」「早期の災害復興」などの意見があった。

担当者考察

自分でできることや協力してほしいことについて多くの意見が出されるなど、どの地区においても住民の地域への誇りや愛着が強く感じられた。一方で、少子高齢化の深刻化により住民相互の関係性の希薄化が進展する懸念もある中で、向こう三軒両隣のような住民にとって最も身近に感じる小地域において、地域の生活課題や個別課題の解決に向けて住民が主体的に話し合える拠点（協議の場）づくりや、行政・各分野の専門職が協働して課題解決に関わっていく仕組みづくりが非常に重要であると実感した。

策定委員の皆さんより





第4次地域福祉活動計画
策定委員会
(開催期間 R3.7~R4.1)



策定委員会委員長

松浦 義弘

東広島市社会福祉協議会
理事



『住みよいまち』

誰もが、住み慣れた市内どこの地域に暮らしても、世代を超えて、人と人とのつながりを大切に、生きがいを共に充実させながら、安心して生活できる環境づくりを目指しましょう。

策定委員会副委員長

内山 和美

東広島ボランティア連絡協議会
会長



地域懇談会では、地域の様々な状況や課題について幅広い年齢層の人達から意見を聞くことができました。委員会では、委員さんの地域への熱い思いが伝わってくる会でした。ご協力いただいた全ての方に感謝申し上げます。ありがとうございます。一歩ずつ着実に、前へ進めていきましょう。

策定委員

下前田 守

東広島市社会福祉協議会
評議員



委員会では様々な立場の方々と意見交換ができ、とても良い経験になりました。今回の地域福祉活動計画は多様な地域を抱える東広島市において各地域の特色にあった福祉活動を進める上で、社会福祉協議会が重要な役割を担うものになると思います。

策定委員

栗原 征男

東広島市民生委員児童委員協議会
会長



今後の実施計画に当たり、各地域の状況や課題を明確に踏まえ地区社協をはじめ様々な関係組織機関と連携して、年度ごとに誰が何をどうするのかについて手段や方法を明確化し、計画(Plan)実施(Do)評価(Check)改善実施(Act)のPDCAサイクルで普段の支え合い関わり合いを強める。

策定委員

岡 由美

NPO法人子育てネットゆめもくば
副理事



東広島を深掘りし、問題点を話し合い提案していく「地域が元気になる種」を作る作業に参加している感覚で毎回ワクワクしています。また、社協のフットワークの軽さ、疑問や問題点への対応の早さには「本気で取り組む姿勢」を学ばせてもらっています。

策定委員

高村 真由

学生ボランティア団体 つぶ
代表



大学生活での活動で得た気づきや想いを共有させて頂き、ありがとうございました。また、地域の皆さんから様々な声を直接聞くことが出来て、ひとりの住民・社協職員を目指す学生として、とても嬉しかったです。今後も、東広島市社協を応援しています!

策定委員

井藤 大作

東広島市社会福祉施設連絡協議会
おうぎの里 生活相談員



これからの地域づくりはその地域に関わる自分たちでリビルトしていく。その現場には地域住民の方々と地域にある企業や団体も加わり、少しずつシビックプライドを育てていく。そんな東広島になっていけると確信しています。

策定委員

岡田 陽子

医療関係団体 井野口病院



策定委員会では、自分達の暮らす地域をもっと良くしたいと考え行動されている方々と、共に考える機会を頂きました。悩みを抱えた方が孤立しないよう、気軽に相談し合える地域の関係づくりがこれからも続いていけるよう、私なりに考え行動していきたいと思えます。

策定委員

寺尾 憲子

住民自治協議会
福祉部会 会長



委員の皆さんの地域への熱い思いと社協の力強いバックアップを感じますとともに、改めて地域での課題を再認識することができました。地域の方々の力と社協からの助言に感謝しつつ、「地域がひとつの家族のように」との思いで日々活動をしていきたいと思えます。

策定委員

角谷 勉

住民自治協議会 事務局長



住みやすい地域にと寄合や会合を持つ。情報化社会は多様な価値観を作り、それを認め合う社会へとも変える。ひとりひとりが集うコミュニティ。支え合うはひとりひとりの価値観の力合わせと再認識した。この委員会に参加できたことに感謝。つぎは行動。

策定委員

讃岐 尚芳

地区社会福祉協議会 会長



策定にかかわる諸活動を通して、「おたがいさま」の気持ちを持ち、人と人が、組織と組織とがつながる仕組みづくりを進めていくことが大切であると改めて学ばせていただきました。今後も地域住民が安全・安心に暮らせる町づくりを推進してまいります。

策定委員

増田 四郎

地区社会福祉協議会 会長



誰もが住みやすい安心して暮らせる地域をつくっていくためには、困りごとが見え、心配ごとが聞こえる程度の地域で、要となる人や地域内の団体や住民がお互い様の気持ちで支え合い助け合っていく仕組みをつくり持続させていくことが必要だと思えます。

策定委員

門井 孝司
地域サロン 世話人



他地域の策定委員の方々とのワークショップに参加でき、他地域の福祉の実例を通し、その考え方について共感でき、大変勉強になりました。なにより自身の思いが整理できたことが大きな収穫でした。今後も社協のリーダーシップに期待します。

策定委員

吉田 清志
地域サロン 世話人



課題解決や将来像が見えてこない? 「三人寄れば文殊の知恵」だけではなく、『異年齢異職種三人寄れば文殊の知恵』かな! 学生ボランティアやNPO・青年会議所・医療関係団体等の知恵もいただき、課題解決や将来像をめざしたい!

策定委員

平本 千恵
子育てサロン 代表



策定委員会へ参加して、これからの周辺地域について考えるきっかけとなりました。私の小さな意見も皆で協議してくださり、色々な業種の方の意見が聞ける貴重な場でした。感染対策で難しいことも多いですが、今後とも思いを言葉にできる場所を作ってほしいです。

策定委員

木村 有壯
一般社団法人東広島青年会議所
理事長



社協に今後期待する事として、高齢者に向けての事業や福祉情報の発信など多々ありますが、日常生活上の支援、経済的に困窮している方への支援など生活課題に対応する新たな生活支援サービス等が展開される働きかけが実施していける活動を期待したいと思います。

策定委員

木村 一子
当事者団体
東広島市心身障児者父母の会



今まで子育て、介護等を通してどれだけ多くの仲間や関係機関に支えられてきたことか。その度に、笑顔、「こんにちは」、「ありがとう」の大切さを痛感した。これからも、今自分でできる事を見つけ出して一歩前に踏み出し、新たな人の輪に繋がっていきたい。

策定委員

吉岡 志保
東広島市健康福祉部
地域共生推進課 参事



本市が地域共生社会の実現を目指すうえで、社会福祉協議会は欠かせない存在となっています。今後も地域懇談会が継続的に開催され、市民の身近な地域でのつながりづくり、集える場づくりが推進されていくよう、共に取り組んでまいります。

策定委員

福永 崇志

東広島市教育委員会

生涯学習部 生涯学習課 課長補佐



地域の多様な人たちが相互に理解し合い、共生できる環境をつくっていく上で、福祉教育・地域共生学習は極めて重要な役割を果たすことが期待されております。

共に学び合うことで相互のつながりを形成し、よりよい地域社会を創っていく計画となることを願っております。

策定委員

石原 さやか

東広島市社会福祉協議会

常務理事兼事務局長



「このまちで私らしく生きるために 地域共生のまちづくり」平成18年策定の東広島市障害者計画のキャッチフレーズです。

社協地域福祉活動計画にも同じ思いを込めました。策定に携わっていただいた皆様に心から感謝します。一緒に地域共生のまちづくりに取り組んでいきましょう。

One for All! All for One!

アドバイザー

井岡 仁志

広島県社会福祉協議会

地域共生社会推進室

専門相談員



住民等関係者が話し合い、住民が主役で、みんなの知恵と力を結集して創る「ふ・く・し(ふだんのくらしのしあわせ)」。その指針となるのが、この地域福祉活動計画です。計画はつくってからがスタートです。多様性を認め合い、誰も孤立しない東広島市を皆さんの手で実現されることを期待しています。

アドバイザー

松井 寛泰

広島県社会福祉協議会

地域福祉課 主任



第4次計画は、策定委員会や地域懇談会など、立場の異なる多様な人が出会い、話し合いながら、皆さんの声をもとにまとめられました。今後も、新たな出会いと話し合いの場を大切に、県社協も市社協、地域住民の皆さんとともに、計画の実現に向けて取り組みをすすめていきたいと思っております。

資料編



計画策定過程

年月日	策定過程
令和3年4月14日	第1回作業部会開催
令和3年5月11日	第2回作業部会開催
令和3年6月15日	職員研修『第4次東広島市社協地域福祉活動計画について』
令和3年7月～12月	市内48小学校区52ヶ所で地域懇談会を開催
令和3年7月15日	第3回作業部会開催
令和3年7月21日	第1回策定委員会開催
令和3年8月19日	第5回地域福祉担当者会議
令和3年9月10日	第6回地域福祉担当者会議
令和3年9月13日	作業部会・地域福祉担当者合同会議開催
令和3年9月14日	第4回作業部会開催
令和3年10月7日	第2回策定委員会開催
令和3年10月8日	第7回地域福祉担当者会議
令和3年10月12日	作業部会・地域福祉担当者合同会議開催
令和3年11月1日	第3回策定委員会開催
令和3年11月11日	作業部会・地域福祉担当者合同会議開催
令和3年11月12日	第8回地域福祉担当者会議
令和3年11月30日	第4回策定委員会開催
令和3年12月10日	第9回地域福祉担当者会議
令和3年12月22日	作業部会地域福祉担当者合同会議開催
令和4年1月14日	第10回地域福祉担当者会議
令和4年1月25日	第5回策定委員会開催

東広島市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 東広島市社会福祉協議会(以下「協議会」という。)が、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)に規定する地域福祉を推進するために地域福祉活動計画を策定することを目的として、東広島市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、東広島市社会福祉協議会地域福祉活動計画を策定する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、20 名以内で構成し、協議会会長が委嘱する。

- (1) 協議会の理事及び評議員
- (2) 民生委員児童委員の代表者
- (3) NPO法人・ボランティア団体の代表者
- (4) 医療・保健・福祉の関係者
- (5) 地域住民代表者
(住民自治協議会、地区社会福祉協議会、地域サロンの関係者)
- (6) 企業・商工団体の関係者
- (7) 当事者団体の関係者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 協議会職員
- (10) 学識経験者
- (11) その他会長が必要と認める者

2 委員会には委員長及び副委員長各 1 名を置き、委員長、副委員長は委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条の所掌事項を完了するまでとする。

2 委員に欠員が生じたことにより、補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。但し、この要綱の施行後最初に招集される委員会は、協議会会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会は、第2条に規定する所掌事項に関する調査及び検討を行わせるため、協議会職員で構成する作業部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、協議会事務局(地域福祉課)において処理する。

(費用弁償)

第8条 委員には報酬及び費用弁償を支給する。

2 費用弁償の額及び支給方法については、協議会役員等の報酬等に関する規程によるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるほかの必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第4次東広島市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

【任期:令和3年5月1日から令和4年3月31日まで】

No.	区分	所属機関	氏名(敬称略)
1	協議会の理事及び評議員	東広島市社会福祉協議会 理事	◎ 松浦 義弘
2		東広島市社会福祉協議会 評議員	下前田 守
3	民生委員児童委員の代表者	東広島市民生委員児童委員協議会 会長	栗原 征男
4	NPO法人・ボランティア団体の代表者	東広島ボランティア連絡協議会 会長	○ 内山 和美
5		NPO法人子育てネットゆめもくば 副理事	岡 由美
6		広島国際大学 ボランティア部 つぶ 代表	高村 真由
7	医療・保健・福祉の関係者	東広島市社会福祉施設連絡協議会 おうぎの里 生活相談員	井藤 大作
8		井野口病院	岡田 陽子
9	地域住民代表者	三ツ城住民自治協議会 西条中央支部 福祉部会 会長	寺尾 憲子
10		吉川住民自治協議会 事務局長	角谷 勉
11		別府地区社会福祉協議会 会長	讃岐 尚芳
12		高美が丘地区社会福祉協議会 会長	増田 四郎
13		上神サロン 世話人	門井 孝司
14		下の谷サロン 世話人	吉田 清志
15		にこにこベビーサークル	平本 千恵
16	企業・商工団体の関係者	一般社団法人 東広島青年会議所 理事長	木村 有壯
17	当事者団体の関係者	東広島市心身障害児者父母の会	木村 一子
18	関係行政機関の職員	東広島市健康福祉部 地域共生推進課 参事	吉岡 志保
19		東広島市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課 課長補佐	福永 崇志
20	協議会職員	東広島市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	石原 さやか
	アドバイザー	広島県社会福祉協議会 地域共生社会推進室 専門相談員	井岡 仁志
		広島県社会福祉協議会 地域福祉課 主任	松井 寛泰

◎ 委員長 ○副委員長

第4次東広島市社会福祉協議会地域福祉活動計画作業部会 部会員名簿

No.	所属	役職	氏名	役割
1	総務課	課長補佐	山原 丈佳	組織や中期経営計画との調整
2	企画福祉課	課長	高橋 智宏	福祉教育・ボランティアセンター
3	在宅福祉課	課長	丸川 謙二	事業所との調整
4	黒瀬支所	支所長	四通田 仁	支所の調整・とりまとめ
5	福富支所	支所長	半川 朋斎	支所の調整・とりまとめ
6	豊栄支所	支所長	延藤 宏	支所の調整・とりまとめ
7	河内支所	支所長	池迫 雪美	支所の調整・とりまとめ
8	安芸津支所	支所長	増田 泰二	支所の調整・とりまとめ
9	地域福祉課	課長	邑岡 徹哉	地域福祉活動計画策定全般
10	地域福祉課	課長補佐	岡村 智行	地域福祉計画との調整
11	地域福祉課	係長	鈴木 満由子	地域福祉活動計画策定補助
12	地域福祉課	主任主事	豊島 邦優	係長補助

地域福祉担当者名簿

No.	所属	役職	氏名	担当地域
1	地域福祉課	主任主事	豊島 邦優	西条北圏域
2	地域福祉課	主事	前田 あずさ	西条南圏域
3	地域福祉課	主事	中東 亮	八本松圏域
4	地域福祉課	主任主事	尾崎 妙華	志和圏域
5	地域福祉課	主任主事	山本 公仁子	高屋圏域
6	黒瀬支所	地域ケア係長	伊藤 美和	黒瀬圏域
7	福富支所	主事	兼森 瞬	福富圏域
8	豊栄支所	支所長補佐	山崎 美和	豊栄圏域
9	河内支所	支所長補佐	田原 辰生	河内圏域
10	安芸津支所	主任	羽良 玄喜	安芸津圏域

◆関係法令◆

社会福祉法（昭和26年法律第45号）

（目的）

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力

が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

- 4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的

とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員とすることができる。ただし、役員の数分の五を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

【用語解説】

用語	解説
ア行	
アセスメント	アセスメントとは、相談者の社会生活上の背景を明らかにするものです。単に相談者に関する情報を収集するだけでなく、統合的で多面的に問題を捉えて分析、評価し、問題解決の実現性や結果予測まで行うことが求められます。
ICT	ICTは、Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、インターネットや携帯情報端末等のコンピューター関連の技術を総称したものです。
アウトリーチ	「支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス」のことを言います。
SNS（エスエヌエス）	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことを指します。
NPO（エヌピーオー）	Non-Profit-Organization（民間非営利組織）の略で、営利を目的としておらず、様々な公益的な活動をする団体のことをいいます。
カ行	
ガバナンス	ガバナンス（governance）とは、統治のあらゆるプロセスをいいます。政府、企業などの組織のほか、領土、ITシステム、権力などにも用いられる広い概念です。
権利擁護センター	東広島市社協が運営するセンターで、認知症や障害のある方々が、判断能力に不安があっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、相談対応や各事業での支援を行います。各事業では、金銭管理、貴重品管理、福祉サービス利用支援、法人後見等を行います。
コアネットワーク会議	社協・行政・包括支援センター等の各専門部署の担当者が、定期的に地域課題を協議する場です。
コミュニティマッチング	日常の地域福祉活動を活かした取組みであり、地域ごとにコミュニティワーカー（地域福祉担当者）を配置し、地域住民とともに地域の課題解決に取り組むコーディネート手法です。
サ行	
CAPDサイクル	PDCAサイクルのステップの順番を変えて、「CHECK（評価）」「ACTION（改善）」「PLAN（計画）」「DO（実行）」の4ステップから構成されるマネジメントサイクルのことです。CAPDサイクルは、最初に計画を必要としないので気軽に始めやすく、より素早く改善が開始できるようにもなります。繰り返し行うことに意味のある実践的な改善活動にCAPDは適していると言われています。
（東広島市）社会福祉施設連絡協議会	市内の社会福祉施設が連携し、地域に開かれた施設づくりを進め、地域福祉の総合的・有機的な発展を図ることを目的として設立され、現在48の社会福祉施設が加入しています。
社会福祉法人の公益的な取り組み	すべての社会福祉法人は、その高い公益性に鑑み、「社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」という責務が課されており、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われています。
住民自治協議会	小学校区単位（一部、旧小学校区）を基本に、地域住民や様々な団体で構成される、地域を代表する組織です。市や他の多様な団体と連携し、地域の課題解決、魅力創出に取り組んでいます。市内全体で48の住民自治協議会が設立されています。
住民主体	地域の暮らしをつくる主体は住民であるという権利主体認識のもとで、住民が主体となり地域課題の解決を図ることを言います。
熟年大学	市内在住の60歳以上の方を対象に、いつまでも健康で明るい生活を送り、学習を通して得られた知識や技能等を地域活動やボランティア活動の場面で活かしていただくための学習講座です。社協が窓口となって運営しています。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援や介護予防のため、地域の社会資源を把握し、福祉のネットワークを構築する等により、地域福祉活動をコーディネートする人材です。本市では、市からの受託により、市域を担当する1名、日常生活圏域ごとに1名、合計11名の社協職が配置されています。
生活支援センター	仕事・生活・お金・家族関係など、様々な不安や困りごとの相談に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年4月1日に開設された相談窓口で、本市では、市からの受託により、社協職員が相談対応を行っています。専門の相談支援員が困りごとを聞き、一人ひとりの状況に寄り添いながら、自立に向けた制度の紹介やサポートを行います。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない方について、その方の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、法律的に支援する制度です。
タ行	
地区社会福祉協議会（＝地区社協）	地域の住民同士が、自分たちが住んでいる地域の生活・福祉課題や困りごとを自分たち自身の問題と受け止め、関係機関や専門機関等と連携・協働しながら解決に向けて協議し、「誰もが安心して共に暮らせる福祉のまちづくり」を目指す地元住民主体の活動組織団体です。

用語	解説
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。
地域サロン(=サロン)	地域住民により運営され近隣の住民が気軽に集える地域のつながりづくりの場です。高齢者が中心の「高齢者サロン」、子育て世代が中心の「子育てサロン」、障害者や介護者の不安や心配ごと等話し合いながら当事者同士の交流を深める「当事者サロン」等があります。
地域資源	自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称です。
地域共生学習	地域共生社会の実現につなげることを目的に、地域が一体となり住民参加の福祉学習を推進していくことです。
中核機関	誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができる地域共生社会の実現に向けて、権利擁護の地域連携ネットワークの中核となる機関です。地域連携ネットワークが、地域の権利擁護を果たすように主導する役割があります。
つながるBOOK	地域住民と福祉施設や医療機関等との交流やつながりを作ることを目的に、東広島市社協が作成した医療福祉の出前講座メニューブックです。
ナ行	
日常生活圏域	誰もが住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案して定める区域をいいます。本市では、おおむね町単位で10の圏域が設定されています。この圏域を単位として、地区民生委員児童委員協議会が設置されている他、地域包括ケアシステム構築の基礎となっています。
ハ行	
8050問題	8050(はちまる・ごうまる)問題とは、80代の親が50代の子の生活を支える問題です。1980~90年代に「ひきこもり」だった若者が、約30年経ち40代~50代を迎え、その親も70代~80代です。長期のひきこもりで社会から孤立したり、親の年金を頼る暮らしで生活困窮していることが課題となっています。
はあとふる	東広島市子育て・障害総合支援センターの通称で、「子育て支援」と「障害者相談支援」の機能を併せ持ち、個々の機能の連携による相乗効果をねらった複合的施設です。
ひろきふサポーター~なんでも鯉~	広島少年院、貴船原少女苑の職員と在院性で構成されるボランティア団体です。団体名称は両施設の頭文字(「ひろ」と貴船原の「きふ、」)とともに「何でも挑戦していきたい」との思いを込めています。「鯉」は地元のプロ野球チームを意識しています。
PDCAサイクル	「PLAN(計画)」「DO(実行)」「CHECK(評価)」「ACTION(改善)」の頭文字をとったもので、仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念です。
ファンドレイジング	ファンドレイジング(Fundraising)とは、民間非営利団体(Non-Profit Organizations:日本では公益法人、特定非営利活動法人、大学法人、社会福祉法人などを含む)が、活動のための資金を個人、法人、政府などから集める行為の総称です。
プラットフォーム	地域課題の解決に向けて、地域に暮らす住民自らが積極的にかかわり、それぞれが得意とするネットワークや知恵を活かしながら、地域の理想の将来像を考えるための話し合いの場です。
HOTけんステーション	誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現に向け、令和2年6月1日に開設された相談窓口です。複雑に絡む困りごとを包括的に受け付け、課題を整理し、課題解決に向けて専門的な機関やサービスなど必要な支援につなぎます。
包括的な支援体制	地域住民や支援関係機関の相互の協力により、必要な支援が必要な人に届くような体制を言います。
ボランティアセンター	ボランティアセンターは、ボランティア活動の推進、支援などを目的とした機関で、県や市町村の社会福祉協議会に設置されています。ボランティアコーディネーターがボランティア活動に関する相談に応じています。
マ行	
民生委員児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う方々です。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援を行う方々で、民生委員が児童委員を兼ねています。ただし、児童委員の一部の方で、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている場合もあります。
見守りサポーター	日常生活を送る中で、地域の身近な高齢者や子育て世帯、その他支援の必要な人を見守り、「心配なこと」に気がついた場合、民生委員児童委員や相談支援機関等へ連絡します。
ヤ行	
ヤングケアラー	通学や仕事のかたわら、障害や病気のある親や祖父母、年下の兄弟などの介護や世話をしている18歳未満の子どもを指します。

社会福祉法人 東広島市社会福祉協議会

《基本理念》

- みんなの ふくしに むかいます
- みんなの あしたに つなぎます
- みんなの ねがいに こたえます
- みんなの ちからに ありがとう

< 行動規範 >

- ㊦ 市民のためのわかりやすい協議会を実現します。
- ㊧ 役職員が一体となって、信頼性の高い組織運営を行います。
- ㊨ 気配りを心がけ、利用者に寄り添ったサービスを提供します。
- ㊩ より高い専門性を身につけるため、常に研鑽に努めます。
- ㊪ 打てば響く社協をめざします。



編集・発行 社会福祉法人 東広島市社会福祉協議会
〒739-0003 東広島市西条町土与丸1108
TEL(082)423-2800 FAX(082)423-8525
URL <https://www.higashihiroshimashi-syakyo.jp/>

